

# 大正・昭和戦前期における毛利公爵家資産の性格変容

—日本における「日の名残り」—

松 村 敏

## 目 次

はじめに—課題と史料—

### 1. 明治末～大正前期毛利家の状況と家政管理体制

- (1) 毛利家の状況
- (2) 家政管理体制
- (3) 資産の動向と家政費支出

### 2. 大正後期の資産と損益—1922～26年—

- (1) 家政管理体制と資産
- (2) 有価証券所有
  - (i) 株式所有
  - (ii) 債券所有
- (3) 土地所有
- (4) 預金・貸付金
- (5) 損益

### 3. 昭和戦前期の資産と損益—1927～38年—

- (1) 家政管理体制と資産
- (2) 有価証券所有
  - (i) 株式所有
  - (ii) 債券所有
- (3) 土地所有
- (4) 預金・貸付金
- (5) 補論：華族世襲財産制について
- (6) 損益

### 4. その後の毛利家

おわりに

## はじめに—課題と史料—

カズオ・イシグロは、「日の名残り」において、イギリス貴族の没落と大英帝国のそれを重ねあわせて描いた。むろんイギリスの貴族階級や大英帝国の斜陽・没落の様相と、日本の華族や大日本帝国のそれはだいぶん異なる。いわんや、1930年代のダーリントン卿と毛利公爵家のあり方は全然ちがう。しかし両国の貴族階級と帝国の斜陽・没落という点は共通のようにもみえる<sup>1</sup>。

1 ただし、大名華族が1927年金融恐慌以降、経済的に斜陽・没落していったという説は、後述のように受け入れがたい。なお本稿は、日本学術振興会科研費、基盤研究(C)課題番号19K01793の研究成果の一部である。

もっとも近代の華族制度はヨーロッパとくにイギリスのそれを参考にして作られたといわれるが、日本の歴史においても当然ながら貴族は古代から存在し、初代毛利公爵元徳<sup>もとのり</sup>の孫になる西園寺公一<sup>きんかず</sup> (1906-93) が記すように、そもそも明治維新によって、大名は領主でなくなり土地支配から切り離され、公家も宮廷から切り離されたから、日本の長い歴史のなかで、皇族は別として、近代の大名華族・公家華族自体が「貴族の亡霊」「お伽噺の中の人物たち」<sup>2</sup>、あるいは武家・公家の「日の名残り」ともいえる。

近世期の日本の貴族についていえば、大名はヨーロッパの領主貴族とよく似ている。もっと広げて、武士階級はヨーロッパの貴族階級と少なくとも外見上よく似ている。前近代の日本では、意図せずヨーロッパと似た貴族階級が形成されていた。明治期になって、武士・公家が廃止されることになり、彼らはそれまで有していた特権を失ったが、その上層部だけをあらためて華族という貴族階級に再編した。当時ヨーロッパの多くの国・地域では貴族階級はまだ健在であり、君主制のもとで貴族階級が必要と考えられたこともあるが、明治維新における制度の激変を緩和するための政策だったこともあろう。しかしそこからして、日本の貴族階級はすでに崩壊期に入っていたともいえる。

本稿は、筆者既発表の明治期の分析を前提として<sup>3</sup>、これまで、有力大名華族についてほとんど分析がなかった「貴族の亡霊」の終末期である大正～昭和戦前期における毛利公爵家の資産を分析する。とくに資産運用の性格変容に焦点を当てて論じ、あわせて大正・昭和戦前期における有力大名華族の資産の特徴にも言及するものである。

使用する主たる一次史料は、高崎経済大学図書館所蔵の毛利家文書であり、他に、山口県文書

2 西園寺公一『貴族の退場』（ちくま学芸文庫、1995年、原書は1951年刊）110頁。なお、阿部武司らは、明治維新によって大名らは江戸時代後期よりむしろ豊かになったとしているが（Takeshi Abe, Izumi Shirai & Takenobu Yuki, "Socio-economic activities of former feudal lords in Meiji Japan," *Business History*, 64(2), 2022, p.428）、とんだ勘違いである。城や江戸屋敷の大半は新政府に没収され、かつてより相当に狭い屋敷に住むことになり、家来らがなくなったのは別にしても、身の回りの使用人も大幅に減少し、むろん家族らの家費もかなり減少した。もはや彼らは、江戸時代のような数の使用人を周りに侍らせることは永遠になくなった（たとえば、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」神奈川大学『商経論叢』53巻1・2合併号、2018年、68-76頁、以下、同論文は「明治前期における旧加賀藩主前田家」と略す）。ついでにいえば、阿部らは続けて、華族らは皇室の藩屏となったため、名を汚すようなことは厳に戒められ、大名華族は積極的にリスクをとる企業家として成長することが困難になったと述べているが、これもとんだ勘違いである。実業家華族は皇室の藩屏になると、リスクをとる企業家活動を止めたわけではない。濃淡はあれ大名とくに有力大名華族がリスクをとる企業家になりにくかったのは、元大名だったからである。筆者がすでに指摘したように、武家華族でも、やや例外的に加賀横山家がリスクをとって積極的な企業家活動を展開しえたのは、旧大名ではなく旧家老だったから、つまり自由度がより大きかったからである。他方、「御家の安泰」つまり安定が重要である豊かな有力大名華族はリスクをとって利殖をめざす必要もなかったのである（拙稿「[シンポジウム報告記録] 武家華族資産家の歴史的個性」神奈川大学『商経論叢』57巻4号、2022年、8-10頁）。

3 拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家資産の由来と性格」（神奈川大学『商経論叢』57巻1・2合併号、2021年）。以下、同論文は「明治期における旧長州藩主毛利家」と略す。

館所蔵の毛利家文庫、毛利博物館（公益財団法人毛利報公会、防府市）所蔵の毛利家歴史資料である。ただし山口県文書館所蔵史料は、〔東京高輪邸〕『用達所日記』と用達所山口出張所『日記』のみである。毛利博物館所蔵史料はその都度、その旨を記す。その他の、財産目録を含む決算書、相続財産関係史料など、財政・会計史料は、すべて高崎経済大学図書館所蔵史料である。また筆者が並行して分析を進めている前田侯爵家について、毛利家との比較の観点から、あるいは毛利家との直接の関係からしばしば言及するが、その史料は公益財団法人前田育徳会所蔵史料である。

ところで毛利家財政史料のうち、1907～1921年における同家全体の財産目録・決算書などの重要史料が完全に欠落しており、高崎経済大学図書館には1922年度からの『予算及決算書』が、欠けた年度を含みながら存在する。じつは1938年の時点で、すでに1907～21年の史料の大半は廃棄されていたようである。同家『毛利元昭殿御薨去ニヨル相続財産一件書類』（昭和十三年九月二十四日相続開始、以下『相続財産一件書類』と略す）所収の所有株式一覧に、多くの銘柄について「大正十一年以前ヨリ所有ス」とあり、それ以前の記録がまったくない。そして「大正十一年以前分ハ、帳簿所在不明ニ付、調査ヲ省略ス」とある（傍点引用者、以下同様）。

さらに、高崎経済大学図書館所蔵の毛利家文書自体も、じつは一旦廃棄されたものであった。同図書館によれば、同大学の教員が、（おそらく1960年代初頭頃に）俗にバタ屋ともいわれた廃品回収業者のもとに捨てられていた毛利家の会計帳簿を発見し、再回収したとのことである。バタ屋から回収した同大学の教員とは、同文書の目録を作成した徳田進（国文学者、同大学教授、同学長などを歴任）と平田耿二（日本古代政治史、同大学助教授、上智大学教授を歴任）と思われる<sup>4</sup>。ともにすでに故人であるが、そうだとすれば、専門外の史料を貴重文書と認識して再回収し、目録まで作成されたことは、日本近代史研究とくに経済史研究に裨益するところが大きく、両氏の功績は賞賛されるべきものである。

ちなみに、前田侯爵家についても明治前期の会計史料の多くは失われている。ただし明治後期以降はかなり保存されている。しかしその場合も、保存状態が必ずしもよくない簿冊が少なくない。それでも前田家はよく保存されている方であろう。

いずれにせよこれらの経緯は、大名華族にとって大切に保存すべき重要史料は、数百年間伝えられてきた自家の由緒を明らかにする文書や、こんにち国宝・重文に指定されているような古代以来の文学関係文書類・和漢書などであり、近代における数字だらけの会計帳簿その他の家政史料は、膨大な量になることもあり、概して保存する価値のないものと認識されてきたことを物語っている。前田家でも、現代の公文書と同様に、保存期間が過ぎれば多くは廃棄されたとされる。こうして毛利も前田も、近代の会計史料・家政史料は、家宝類を保存・継承するために設立

4 文書目録は、徳田進・平田耿二「高崎経済大学所蔵毛利家文書目録(一)～(三)」(『高崎経済大学論集』7～9号, 1962～63年)。

された財団法人に長らく移管されず、移管されても予算不足もあって容易に整理が進まなかったのである<sup>5</sup>。

## 1. 明治末～大正前期毛利家の状況と家政管理体制

### (1) 毛利家の状況

1896年末に没した元徳の遺言状に基づき、同家は98年2月1日に三田尻邸を本邸とし、家令も東京邸勤務だったものが、三田尻邸に勤務することになった<sup>6</sup>。そして三田尻邸に用達所を置き、それまでの東京用達所と山口用達所(山口町)は(三田尻)用達所の出張所となった。東京出張所は東京用達所と称することとしたが、山口用達所は山口出張所となった。ただし財産部は東京用達所に残した。当主元昭はそれまで山口用達所があった野田別邸付近の吉敷郡上宇野令村(1905年、山口町に合併)に戸籍を置いていたが、佐波郡三田尻村に転籍した<sup>7</sup>。貴族院議員たる公爵元昭は三田尻常住になったことから、帝国議会が開会されるたびに、欠席届を提出することになった。ただし、家族のうち、先代元徳の正室で元昭らの生母・安子(1843-1925)や、先々代敬親の正室都美子(落飾して妙好, 1833-1913)は、本邸が三田尻に移っても、没するまで東京高輪邸に常住した。高輪邸内にはいくつもの独立した屋敷や使用人の長屋があり、安子は常磐御殿に、妙好は梅御殿に居住した<sup>8</sup>。また敬親側室の園子(1841-1917)が京都別邸に、元徳側室の山中花子(1851-1927、元昭弟の八郎らの生母)が高輪邸内の長屋(独立家屋)に居住していた<sup>9</sup>。

さて元徳が没して、国葬が営まれた後、98年3月15日に遺骸が東京を発し、同21日に山口町の香山墓地に遷座された。この時、未亡人安子、敬親未亡人妙好、元徳娘の万子(のち子爵武者小路公共の妻)、家政協議人である井上馨・杉孫七郎も、山口へ同行している。元昭も三田尻邸から香山墓地へ赴いて、遷座を見守った。

本邸を山口県に移したことにより、それまで東京高輪邸で行われていた先祖を祀る神道の正祭も、以後山口県で行うことになり、98年4月15日に香山墓地で春祭が行われた。元昭の弟である大村徳敏(もと毛利六郎)子爵の邸は、大村益次郎の故郷吉敷郡鑄銭司村にあり、徳敏夫妻は

5 文書類も含めた公益財団法人前田育徳会の収蔵品について、菊池浩幸「前田侯爵家と文化財保存」(『文化財の保護』53号、東京都教育委員会、2021年)を参照。

6 三田尻邸は、藩政期の三田尻御茶屋。「御茶屋」は、藩政期に藩主が参勤交代の際などに宿泊した藩営の屋敷で、長州藩領に複数あった。三田尻御茶屋は幕末期に七卿落ちの公家らをかまくまった屋敷としても知られる。1939年8月に毛利家から防府市に寄付され(『防府市史』史料Ⅲ、1992年、201頁、同、通史Ⅲ近代・現代、1998年、83頁)、現在は防府市英雲荘として一般公開されている。

7 『用達所日記』明治31年2月1日、同2月4日、同4月12日条。

8 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」148頁、表4-14において、「御後室様(梅御殿)」を元徳未亡人安子とし、「常磐御邸」を敬親未亡人都美子としたのは誤りであり、逆である。同稿、74頁、注183の説明が正しい。この点、訂正しておく。

9 1917年に園子が没すると、京都別邸はなくなる(後掲表1-8)。以上、時山弥八『増補訂正もりのしげり』(復刻版、マツノ書店、2015年)125、132頁、前掲、西園寺『貴族の退場』129、232頁、『用達所日記』。

そこから春祭に参加した。安子はこの98年の春祭前後に山口県・広島県に赴いて墓参に回った。それに陪従したのが、元徳側室の山中花子や御付女中らであった。正室に側室が陪従するのは、明治期の天皇家などと同じである。この98年5月上旬にも元昭夫妻らは三田尻から山口町や萩に墓参に出かけたが、小郡-山口(亀山)間に軽便鉄道が開通するのは1909年だったから、この時、三田尻-山口間はほぼ人力車、山口-萩の間は駕籠であった<sup>10</sup>。とくに地方ではまだ前近代の雰囲気をつぶさに残していた。こうして元昭は、防府三田尻邸を拠点に、頻りに山口町や萩町さらに広島県吉田にある先祖の墓所にしばしば泊りがけで参拝し、また元就・敬親・元徳らを祀る山口町豊栄神社・野田神社、さらに同家にも深いゆかりのある広島県厳島神社にも参拝した(厳島は、毛利元就と、大内義隆に謀反を起こした陶晴賢との合戦が行われた地であり、また元就は厳島神社を崇敬し、衰退しかけた同神社は再び隆盛した)。もちろん山口県地方における名望家として、諸学校・諸団体の行事に臨席し<sup>11</sup>、野田別邸・萩別邸にもしばしば滞在した。1916年には防府・多々良邸が竣工したから<sup>12</sup>、元昭は三田尻邸から数キロ隔てた、53町の山林に囲まれ、宅地1万3千坪の豪壮な新邸に移転し、1938年に亡くなるまで常住した(現、毛利博物館)。

もっとも、元昭は毎年、通常は5月頃上京し、1ヶ月程度高輪邸に滞在し、天皇への拝謁その他の用務を行い、また他の有力大名華族と同様に数年に一度園遊会を開催した<sup>13</sup>。江戸時代の参勤は1年おきに駕籠(および船)に乗って行われ、江戸城に登城して將軍に拝謁したが、近代の毛利家当主の上京は1年のうちに1~2回列車に乗って行われ、宮中に参内、天皇に拝謁して、その年のうちに帰郷した(元昭が三田尻邸に本邸を移した1898年に山陽鉄道が三田尻駅〔現、防府駅〕まで延伸した)。もっとも元昭の上京・帰郷は、京都・名古屋・静岡等で途中下車して宿泊し、江戸時代のように何日もかけて行われた。

西園寺公一は、父が毛利元徳の8男で、西園寺公望の婿養子となった八郎だったから(公一は

10 用達所山口出張所『日記』による。

11 多々良邸移住後の1922年の例では、県立周陽中学校卒業式(3月2日)、防府町尚武会主催陸海軍々人軍属戦病死者招魂祭(3月10日)、山口高等学校新築落成式(5月16日)、桑山招魂社官祭(9月15日)、幕末維新时期長州藩御楯隊の戦死者らを祀る。現、防府市護国神社内)、三田尻地方専売局開催専売施設二十五年記念式(11月16日)、小郡町勸業共進会褒賞授与式(11月19日)、徳山開港式(12月15日)、都濃郡立高等女学校開校十周年祝賀会(12月16日)などである(山口県防府邸事務所「大正拾壹年度考課状」、『予算及決算書』大正11年度、所収)。

12 もっとも、多々良邸別邸(のちの榎邸)は本邸竣工以前に完成しており、1911年11月には天皇が駐輦している(『用達所日記』明治44年11月9日、同16日、同25日条)。また敬親未亡人妙好も明治末に同別邸に宿泊している(用達所山口出張所『日記』明治44年5月20日条)。なお榎邸については、山口県教育委員会編『山口県の近代和風建築』(2011年)144-147頁が詳しい。

13 園遊会は防府本邸でも開催されたが、当然ながら高輪邸の方が規模は大きい。1915年5月15日に高輪邸で催された園遊会は、招待および召出総数1,442人、うち出席者863人、総経費4,337円であった。1917年6月3日にも高輪で園遊会を開き、5,460円を支出している(『予算決算一件』自明治41年至大正4年、大正6年分)。1922年の園遊会費は、10,150円。

公望の孫でもある), 子供の頃から正月などたびたび毛利高輪邸を訪れていた。公一によると、敬親未亡人妙好が存命中だった明治末・大正初期頃の高輪邸について、次のように記している。

高輪の毛利公爵家の邸内は、とてつもなく広大なものであって、その中に、御本邸と、常盤<sup>(註)</sup>御殿があり、広い芝生の庭や、小山や、馬場と呼ばれていた大きな長方形の芝生や、御霊社やお稲荷様があり、その他に数十軒のお長屋があるのだった。[中略] 父の長兄 [元昭] は、たいてい国元の方にいたのだが、上京すると、いわゆる御本邸に起居する。僕は、この人とは、ほとんど交渉らしい交渉を持たなかった。御上京のたびごとに、御辞儀に行くだけであり、そういう時には、何十畳だか知らないが、ともかく、そうざらには見られないような広間の一番奥に、床の間を背負って正座しているのが、御本邸の伯父様である。その前にまで歩いて行くのが、ずいぶん長かったことは、よく記憶している。

高輪邸には洋館もあったが、元昭は和館で起居し、その公式大広間は広大であったことがわかる。また公一によれば、常盤御殿に居住する安子は親類中で一番の権勢を誇っていたという。「母の日記を見ても、[安子は] 一月に五、六回は御機嫌伺いに出ないと、御機嫌が悪かったらしい」とある<sup>14</sup>。

こうして、毛利本邸さらに当主らが不在の用達所出張所にも、年頭には大勢の人々が参賀した。表1-1に、これらの邸宅・用達所への年賀伺候者数を示した。当主元徳の時代は、本邸高輪邸において、注記のように元旦は皇族・大臣・華族・親任官・勅任官の年賀を受け付け、彼らは貴顕の人々なので、数えるような対象でなく、参賀者数は記録されていない。2日は山口県人その他であり、連年500~600人訪問している。3日は出入り商人の参賀日なので、これまた数える対象ではないので人数の記録はない。98年の正月から当主元昭は防府邸に滞在したので、1900年代になると、高輪邸への参賀者はやや減少している。用達所山口出張所(野田別邸)にも、1900年代はほぼ連年3ヶ日で100人を超える参賀者があり、「例年ノ如ク、[別邸内の] 御書院御床ノ間ニ公上御写真ヲ奉置、鏡餅酒瓶ヲ供シ、当日参賀者へ祝酒ヲ下サル」と<sup>15</sup>、元昭の真影が掲げられ、参賀者に元昭から祝酒が仕向けられるという形式をとっていた。しかし1910年代になると、野田別邸への参賀者も減少傾向がみられる。1910年代以降の防府本邸は、当主が滞在しているだけに、山口県の大勢の名士らが参賀に伺候しており、遠隔地からの書状も多い。たとえば1922年の例では、1月2日に午前9時から午後4時まで、

防府其他附近地方在住年賀来邸者へ御二所様 [元昭夫婦]、広間客室ニ於テ御面接ノ上、応接室ニ於テ御爛酒仕向ケラル

とあり、当主夫妻もなかなかの重労働のようである<sup>16</sup>。しかし表1-1をみると、防府本邸来賀者

14 以上、前掲、西園寺『貴族の退場』126-127頁。同書、128-130、231-233頁にも興味深い記述がある。

15 用達所山口出張所『日記』明治37年1月1日条。

16 なお防府本邸では、年賀は受け付けるのは2日だけであり、元旦と3日は家内の儀式(「規式」)を行った。

表 1-1 用達所・本邸への年始伺候者数など

年次	東京用達所			備考
	1月1日	1月2日	1月3日	
1889(明治22)年	…	560	…	1月2日は概数
90( 〃 23)年	…	550	…	〃
92( 〃 25)年	…	543	…	
93( 〃 26)年	…	661	…	
94( 〃 27)年	…	627	…	
95( 〃 28)年	…	435	…	「[[日清戦争のため]朝廷於テ新年式総テ行ハセラレズ]」, 1月2日が少ないのはこのため
96( 〃 29)年	…	516	…	
97( 〃 30)年	—	—	—	前年末の元徳死去による喪中
98( 〃 31)年	—	—	—	「[[英照皇太后] 御大喪中ニ付, 賀儀廃止セラレ]」
99( 〃 32)年	…	…	…	「昨年, 県地御永住ニ付, 御規式等ハ惣テ行ハセラレズ」, 1900年以降も同じ
1903( 〃 36)年	…	300	…	1月2日は概数
04( 〃 37)年	…	300	…	〃
06( 〃 39)年	…	350	…	〃
	用達所山口出張所			
	1月1日	1月2日	1月3日	
1901(明治34)年	107	…	…	
02( 〃 35)年	93	34	4	
03( 〃 36)年	117	9	5	
04( 〃 37)年	102	14	4	
05( 〃 38)年	77	14	…	日露戦争中で減少したようである
06( 〃 39)年	52	18	5	1月1日「寒気強シ」
07( 〃 40)年	80	…	…	
08( 〃 41)年	71	28	9	
09( 〃 42)年	79	17	6	
10( 〃 43)年	81	8	8	
11( 〃 44)年	85	…	…	
12( 〃 45)年	70	…	…	
13(大正2)年	—	—	—	明治天皇, 諒闇中
14( 〃 3)年	80	…	…	
15( 〃 4)年	—	—	—	昭憲皇太后, 諒闇中
16( 〃 5)年	…	…	…	「昨年末吉川男 [吉川重吉男爵] 薨去ニ付, 新年祝酒差出サレズ」
17( 〃 6)年	78	…	…	
18( 〃 7)年	47	…	…	
19( 〃 8)年	41	…	…	
	防府本邸			
	来賀者	書状		
1917(大正6)年	536	…	…	左に含めない1月中の来賀は少なくない(地元陸軍将校団や各種団体), 以下同じ
18( 〃 7)年	485	546	…	
19( 〃 8)年	537	611	…	
22( 〃 11)年	608	517	…	
23( 〃 12)年	411	548	…	
24( 〃 13)年	156	155	…	関東大震災につき宮中の儀式取り止め, 同家においても祝酒の仕向は取り止め
27(昭和2)年	—	—	—	大正天皇, 諒闇中
28( 〃 3)年	395	442	…	
30( 〃 5)年	395	425	…	
31( 〃 6)年	472	462	…	
32( 〃 7)年	480	434	…	

(出所) 『用達所日記』, 用達所山口出張所『日記』, 防府事務所「考課状」(『予算並決算書綴』『予算並決算書』『予算及決算書』各年度, 前2書は毛利博物館蔵)。

注: 1) 「…」は, 無記載を示す。

2) 東京用達所は, 1月1日「皇族大臣華族親勅任官方へ……御祝酒差出候事」, 2日は山口県人その外, 3日は出入り商人の年賀。

も長期的にはやや減少しているように見える。江戸時代を知る者も次第に減少してきたということであろうか。人々の心の中にある「殿様」の影も、緩やかに薄らいでいった。

もっとも4日以降も、年始関係の行事・来訪者は多い。22年1月4日は、「防府町消防組出初式出動ニテ午後三時来邸、玄関前広場ニ於テ消防演習及綱引其他ノ競技」が行われている。(現在も当時のままの)毛利邸玄関前は広いのである。1月11日「〔県内〕各地致誠会、懐恩会ヨリ……年頭御祝詞ノ為メ来邸」(致誠会・懐恩会は旧長州藩士の団体、県内各地域で組織されていた<sup>17)</sup>、1月14日「〔防府〕諸官衙長及幹部、百十銀行支店長、宮市銀行頭取、松崎華浦両小学校長囑託医等、拾八名ヲ招」、1月22日「山口衛戍陸軍歩兵第二十一旅団長以下将校参拾四名、年始祝詞ノ為メ来邸……公上〔元昭〕御出席相成」などとある。

さらに1911年秋に明治天皇が、九州における陸軍大演習視察への往復の際、防府毛利邸に宿泊し、以後同家では天皇が駐輦した11月9日と同16日を「行幸記念日」として、天皇が宿泊した同邸内の榎邸を毎年一般に参観させていたが、1919年には防府町およびその付近から、11月9日は「約八百人」、16日にはなんと「約参千人」もの人々が押し寄せ、「拝観」したという<sup>18)</sup>。

さて元昭は貴族院議員であったが、その他の定職にはつかなかった。彼は幼少時からやや病弱だったようであり、1890年制定の家憲第7章第35条において、「東京府下ハ常住地トナスヘカラス、山口県ニ於テ土地健康ニ適シ、且海陸便利ノ処ヲ撰定スヘシ」と<sup>19)</sup>、当主常住地を旧藩の拠点であった萩でも山口でもなく、温暖かつ交通の要衝である防府に定めたのも、それが理由の1つであった。実際、『用達所日記』明治36年4月24日条には、「三位公〔元昭〕御事、腎臓病徴候有之、橋本国手診察ノ上、本日ヨリ赤十字病院へ御入院被為成候事」とあり、腎臓病を患っていた<sup>20)</sup>。

このように毛利家当主が旧領に居住しても、旧大名家が地域社会にある程度存在感を示しただけであり、しかもイギリス貴族などと異なって、旧領に広大な地所を所有したわけでもないから(もっとも毛利家は山口県に耕地・山林などそれなりの地所をかなり長期に所有した)、イギリス貴族が所領経営のために地域住民や有力者にノブレス・オブリージュを示したのとは異なり、それは大した経済効果もなかったのではないかと考える向きもあろう。しかし少なくとも防府町(1936年に防府市)に対してはかなりの経済効果があった。それは防府本邸における消費需要もさることながら、防府町への税収を大幅に増加させた。すなわち同家が本邸を東京から防府に移転させたことによって、課税は防府で行われることになった。同家の豊かな資産からあがる所得

17 小山良昌「公爵毛利家と懐恩会・致誠会」(『山口県地方史研究』95号、2006年)。

18 〔同家〕会計課『予算並決算書』(大正8年度、毛利博物館所蔵)所収の「考課状」。

19 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」108頁に、この家憲の条文を第7章第21条としたのは誤りであり、訂正しておく。

20 引用文中、「橋本国手」は橋本綱常(陸軍軍医総監、東京帝大医科大学教授、日本赤十字社病院初代院長などを歴任)であり、安政の大獄で処刑された福井藩士橋本左内の弟。国手は名医の意。



に課せられる所得税は国税であるが、その付加税ないし戸数割が山口県や防府町に入ることになったのである。実際、後述のように1939年に本邸を再び防府から東京に移転させると、防府市の税収が激減した。大資産家のこのような移籍は、華族・平民を通じてあまり多くなかったと思われる。

さて明治期の毛利家を支えてきた有力旧臣らが、明治末頃から大正期にかけて次々に没していった。野村靖（1909年没）、伊藤博文（同年没）、桂太郎（1913年没）、井上馨（1915年没）、寺内正毅（1919年没）、杉孫七郎（1920年没）、山県有朋（1922年没）などである。この7人は1903年における同家家政協議人の一族外メンバーの全員であり<sup>21</sup>、1922年までにその全員が没したのである。そして彼らの没後は、彼らの次世代が毛利家の家政運営を支えることになった。明治十四年政変頃から日本の政治は基本的に長州系がリードしてきたが、明治の元勳らが没すると、薩長藩閥主導の日本政界の変容が進展したように、この世代交代は毛利家家政運営にも大きな影響を与えることになった。

## (2) 家政管理体制

まず明治末以降における同家家政の制度面から説明する。1911年5月に、1896年制定の財産部章程と1900年制定の用達所職制が廃止され、用達所規則があらたに制定された。表1-2がその新たな職制である<sup>22</sup>。家職の最高職が財産主管者（または財産主管）という点は、1890年家憲制定以来、不変である。次に地位の高い職は、家令ではなく理事である。理事は財産主管者を補佐し、部下の家職を指揮監督し、財務の責任者でもあり、財産主管者の代理を務める場合もある。俸給も理事の方が家令より高い（「用達所規則」第39条）。財務部長たる理事職はこの時初めて創設された。そしてそれまで同家財務の責任者でもあった家令は、家事の管理責任者にすぎなくなった（同、第9

表 1-2 家職職制（1911年5月20日改正）

種類・用達所・部	職名	人員
	財産主管者	
重役	理事	
	家令	
一等役	家扶	
	伝役	
	近侍長	
	一等家従	
二等役	二等家従	
	老女	
三等役	近侍	
	三等家従	
	侍女	
防府用達所		
家事部 部長	家令または家扶	1
庶務科	家従	2
会計科	家従	2
本邸	近侍長	1
	老女	1
	近侍	2
	侍女	1
防府、計		10
東京用達所		
財務部 部長	理事	1
経理科	家従	3
主計科	家従	3
家事部 部長	家令または家扶	1
庶務科	家従	2
記録科	家従	3
梅邸	伝役	1
	近侍	1
	老女	1
	侍女	1
常磐邸	伝役	1
	近侍	2
	老女	1
	侍女	1
東京、計		22
総計		32

（出所）「用達所規則」（『改正規則大全』明治44年、毛利博物館所蔵、所収）。

注：1）「人員」は最大数。防府・東京をあわせて、家令1人・家扶1人、または家扶2人（この場合、家令なし）。

2）家職はこの他に、門衛・家丁・次女中・庭師などがいたが、人数は不明。

21 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」150頁、注365。

22 以下は、同表の史料による。なお同表に注記したように、これが使用人のすべてではない。この点、表1-4まで同様。

条)。したがって、序列は財産管理者-理事-家令-家扶という順となった。ちなみに前田侯爵家でも、上級家職の職制が1909年に改正され、財務部理事が創設されたが、序列は家令-財務部理事(家扶上席)-家扶という順であり、毛利家とは異なる。これらの理事職創設は、1907年の華族令廃止および皇室令第2号としての華族令の新たな制定の際に、関連法規としての、宮家・華族家職員を家令・家扶・家従・家丁と定めた1870年太政官布告第581号を廃止したことにより(『法令全書』明治40年)、家職名は自由に付けられるようになったことによる。また毛利家は前田家などとは異なって、明治前期から、家令は必ず存在しなければならない職ではなく、(明治後期に設けられた財産管理者や理事は別として)家扶が家職の最高職の場合もあるというしくみであったから(表1-2の注1)、後述のように家令職が空席の場合もあった<sup>23</sup>。伝役は、隠居や嗣子に陪従し、その保護養育の責任者である。したがって隠居のいない防府邸にはおらず、先代未亡人・先々代未亡人が居住する高輪邸に配置された。

その後、1916年1月に再度、用達所規則・会計規則などの改正が行われたが<sup>24</sup>、大きな変化はない。改正は、妙好が1913年に没し、居住していた梅邸の家職がなくなったことなどである(表1-3)。ただしこの時、「財産管理者心得」が新たに制定され、第4条には、次のようなとるべき資産運用姿勢を記している。「財産管理者ハ……着実安固ヲ主トシ、徒ラニ利潤ノ多キ望ミ、或ハ情実ノ為メ不堅実ノ運用、若クハ貸出等ヲナスカ如キコトナキ様、厳ニ慎戒ヲ加ヘ……」とある。やみくもな高利潤追求や、個人的な関係による感情・利害に基づいた不堅実な資産運用は厳に慎み、着実で安定的な資産運用をめざすべきとしている。これは、明治期の諸規程にはみられなかった文言であり、かつての「利倍増殖」なる掛け声のもとでのハイリスク・ハイリターン志向から、慎重なローリスク・ローリターン志向への転換を表明している。すでに前掲拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」で述べたように、明治期に毛利家家政運営に大きな影響力をもった井上馨は、自分の見込みや人脈に基づく判断によって、毛利家に利益をもたらすとともに、多大な損失ももたらした。毛利家財産を直接預かる同家家職らは、こうした井上を苦々しく思っていたはずである。それが前掲拙稿(165頁)でも指摘した『世外井上公伝』の、井上の毛利家への関与は「功過相半ばする」という記述にも反映されたであろう。もっとも、このように毛利家財政に直接に不利益をもたらしたのは、井上馨に限らない。山県有朋・伊藤博文・杉孫七郎・野村靖・山田顕義らもみな同様であった(しかも毛利家当主も彼らの進言を概ね喜んで受け入れた。かつ同家の立場からすればそれが必ずしも非合理といえないことも、前掲拙稿で述べた)。しかし前記のように、これら明治期政界の長州閥大物は明治後期から大正期にかけて次々に没し、とりわけ毛利家家政に最も影響力のあった井上馨が1915年9月に没した。翌16年初頭にあらたに制定された「財産管理者心得」の上記文言は、井上が没したことを契機に作成さ

23 明治前期でも、家令職が廃止されていた時期もあった(前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」14頁、注31)。

24 公爵毛利家『諸規則』。

表 1-3 家職定員 (1916年2月施行)

用達所・部	職名	人員	備考	
防府用達所 家事部	家令または家扶	1	家令は家事部長, 家扶は次長	
	家従	5	庶務科, 会計科, および山口出張所詰	
	近侍長	1	奥詰	
	老女	1	奥詰	
	近侍	2	奥詰	
	侍女	1	奥詰	
	雇員	男8 女5	会計科1人, 庶務科3人(玄関2人共), 山口出張所1人, 奥向1人, 香山御廟番1人, 萩事務取扱1人, 奥向5人	
防府, 計		24		
東京用達所 財務部	理事	1	財務部長	
	家従	6	経理科および主計科詰	
	雇員	男2	経理科1人, 主計科1人	
	家事部	家令または家扶	1	家令は家事部長, 家扶は次長
		家従	6	庶務科および記録科詰
		伝役	1	常磐邸詰
		老女	1	〃
		近侍	2	〃
		侍女	1	〃
	雇員	男13 女6	庶務科3人(馭者および玄関番各1人共), 記録科5人, 常磐邸3人(御台所および玄関番共), 鎌倉別邸番1人, 京都部屋付1人, 常磐邸6人(特二次女中ヲ加フ)	
東京, 計		40		
総計		64		

(出所)「用達所職員ノ定数表」「用達所雇員ノ定数表」(大正5年1月4日達, 公爵毛利家『諸規則』所収)。

注: 1)「人員」は最大数。防府・東京をあわせて, 家令1人, 家扶1人。

2)「京都部屋」(京都別邸)には敬親側室園子が居住していた。

3)家職はこの他に, 門衛・家丁・次女中などの「小者」がいたが, 人数は不明。ただし常磐邸に限り次女中は「小者」ではなく「雇員」とした。これは女子の地位の高さを示している。「京都部屋」にも, 付女中がいたが, 定員外としている。

れたと思われる。これは1920年に改定された「財産主管者心得」(『例規』所収)にもほぼそのまま継承されている。そして後述のように, 井上馨や山県有朋らの没後, 代わって毛利家家政協議人となった後継者は, 明治維新を経験しておらず, 先代とは異なって, 毛利家に自己犠牲的かつ慎重さを欠くような資産運用を助言することはなかったようである。

またこの時期の毛利家の資産運用に関する興味深い決定として次のようなものがある。株式売却を一々家政協議人会の了承によって行っていたのでは時機を失うので, 200株を限度とする売却は事後報告でよいとする案が, 1918年1月の家政協議人会において提起され, 承認・決議された<sup>25</sup>。前田家ではそれに類似した案が, すでにその17年前の1901年に評議会です承されていた。すなわち同年7月5日の「予備財産通貨ヲ以テ銀行会社株式購入ノ議」(評第26号)に, 次のようにある<sup>26</sup>。

25 「株式臨時売却之件」(大正7年1月22日)『例規』所収。

26 「前田家」『評議会留』(明治34年)所収。

## 購入ノ議

株式購入代金 凡七万五千円

日本銀行, 甲武鉄道, 日本郵船, 山陽鉄道

右, 各株式ノ内, 時機見計, 本金額ニ対スル株式幾許ヲ購入セント欲ス

その説明として,

近来, 経済界ノ不振ヨリシテ有価証券価格下落, 就中会社株式類ハ一層低落ニ付, 此際確實ノ株式ヲ購入可然, 然ルニ其種類ハ予メ期シ難ク, 且売物見当ルトキハ咄嗟ノ間ニ決行セズンハ或ハ機ヲ失シ, 遺憾ナシトセス, 依之前等金額ヲ標準トシ, 各株式ノ内, 臨機購入セント欲ス

売却か購入か, 株数が金額か, 銘柄を指定するか否かという点で異なるが, いずれも一々評議会の了承を待っていたのでは時機を失うため, 価格変動が激しい株の売買を, 条件付で家職に一任するというものである。さらに興味深いのは, 上記1918年の毛利の場合, 「前項ハ御兄弟様方ノ内ニ於テ株式売却ノ御希望アル場合ニモ準用ヲ得セシメラレ候様, 致度候」とあり, 元昭の弟らは分家ないし養子入によって一家を構えても, 毛利家の監督を受けている。毛利の団結力・共同体的性格は顕著である。いずれにせよ, 毛利は果敢な資産運用を行うようでも, 肝心なところで感度が鈍く, 前田の方が市場に対してより機敏な対応をとった。しかし毛利も大正期になってようやく前田並みに近づいてきた。

とはいえ, 一般に評議会(ないし家政協議人会)の意思決定によって資産運用が行われた華族資産家の機動性は低い。宮内省官吏が管理した皇室財産は, もっと機動性がなかったはずである。加えて公的存在の最たるものである天皇家の, 国家的な見地から設定された皇室財産においては, 株式の抜け目ない高値での売り抜けや, 安値での買い付けなどによる利益追求は, 立場上ももとなしにくかったであろう(よく知られているように, キャピタルゲインは今日流にいえばGDPに含まれない, つまり付加価値の分配あるいは生産活動の果実ではない, そのような他者の損失にもとづく利益を天皇家が追求にしくはないのは当然であろう)。大名華族資産家の方が, 皇室よりも利益追求の自由度は大きかった。したがって皇室財産の有価証券は必然的に長期保有が原則だったと思われる。武家華族資産家を「華族資本」として分析するような研究を典型として, 大名華族資産家や皇室財産を, 利殖をめざすたんなる営利企業や資本家であるかのごとく扱う経営史的研究は, 根本的な勘違いをしていると筆者は考える<sup>27</sup>。

さて, 毛利家の会計監査のあり方をみると, 明治期以来, 基本的に変化はない。1916年1月施行の「用達所事務監査規定」第2条(前掲『諸規則』所収)には, 事務監査は家政協議人が行うこととしている。この規程は明治期には見当たらないが, もともと家政協議人が会計をチェックする体制だったであろう。この規程は, 1920年の「毛利家事務所事務監査規定」(『例規』所収)でも, 会計帳簿等を含む監査は家政協議人が行うとして, 踏襲されている。家政協議人の多くは旧支藩主家当主や分家当主など一族であり, 前田侯爵家のように会計・経理の専門家である

評議員を「会計検査員」として選任するという姿勢はない<sup>28</sup>。これは毛利家の明治期以来一貫した特徴である。

1916年・20年の家職定員表は、表1-3、表1-4のようであり、いずれも下級の使用人（「小者」）は含まれておらず、総使用人数はもっと多い。1916～20年頃、全体として80名くらいであろうか。前田家よりやや少ないかもしれないが、かなり匹敵する人数ではある。1920年の防府邸に雇員として「電灯技師補」がいるのは、後述のように1916年に邸内に発電所を設置したからである（前田家本郷邸ではすでに明治期に発電所を設置している）。

次に、明治後期以降毛利家の家令や理事、財産主管が誰であったかも、従来明確でなかったの  
で、この点を判明する限り述べる。この時期の家令が誰で、本邸がどこかなどについて、比較的

27 三浦壮「近代皇室財産の形成と有価証券投資」（『経営史学』57巻1号、2022年）は、皇室財産について「現時点では有価証券選択における政治と経済の『主従関係』についてはなお慎重な検討が必要と考える」（50頁）としつつも、皇室財産を実質的にたんなる私的資本であるかのように扱っている点が、最大の欠陥であり、この呪縛から解放されないうえに、見えるものも見えてこない結果になっている。同論文は、他にも、1920年代以降株式取得額が伸びなかったのは、「新規購入を抑制したのではなく、株式構成比の大部分を占めた日銀、正金銀行、日本郵船で発行市場による投資機会が得られなかったことが主因である」（46頁）という趣旨の主張を繰り返しており、日銀ほか3銘柄しか新規に取得してはならないというルールがあれば別であるが、筆者にはまったく理解不能である。三浦は、皇室財産では株式取得の基本的な方針は発行市場で行うものだったからといたいようであるが、1920年代～30年代にも、株式の新規発行は当然ながら山ほどあった。さらに「株式収益の内訳はインカムゲインが基本であり、キャピタルゲインはほぼ計上しなかった。そのため株式保有は、特殊な事情がない限り長期投資を原則とした。この点は皇室の投資行動をみるうえで重要なポイントである」（38頁）とあるが、これも筆者にはまったく理解不能である。皇室財産において株式は長期保有が特徴だった理由は、明治期に国家的保護を受けた優良企業株だったうえに、本文で述べたような事情が加わったためと考える。「宮内省は発行市場を介した投資経路を皇室財産の基盤に据えることで低リスク、高リターンの金融資産・収益を確保した」ともある（49頁）。本来、低リスク・高リターンなどというものは公正な市場である限りない。これは「発行市場を介した投資経路を皇室財産の基盤に据え」たからではなく、上記のような皇室という特権的な立場だったから、国家的保護を受けた優良企業株を大量に保有できたのではないか。筆者にはずいぶんと無意味な研究史の後退を感じさせる。

寺尾美保「大名華族資本の形成と家政」（『歴史評論』864号、2022年）は、「吉川家の事例に対し、華族資本に消極的な評価を与えているのが松村の研究である」と指摘しているが（30頁）、筆者は三浦の吉川家研究に対してだけでなく、寺尾の島津家研究に対しても、「消極的な評価を与えている」のではなく、まちがっているといっているのである。そもそも労働価値説に基づくマルクス経済学そのものがまちがっていたのである。寺尾、同上論文の三浦による吉川家研究に対する理解も（30頁）、筆者には理解しがたいところがある。近年の大名華族資産家研究のうち、三浦の吉川家研究が「最も積極的な経済活動を行い、資産の増殖に成功したという評価を与えている」のであろうか。提示されたデータからは吉川家が特別積極的な経済活動を行っているようにはみえない。むしろ寺尾が分析した島津家の方が鉱山を直営するなど、吉川家より積極的な経済活動を行っているようにもみえる。また「松村によれば、前田家は……金融恐慌による損失を回避できたという」（33頁）とあるのも、誤読である。

28 もっとも前田家も、1900年代以降は、評議員となった陸軍砲兵大佐の竹橋尚文・柴野義広らも会計検査員となっており、監査人は必ずしも会計の専門家に限られない（同家『評議会留』『歳計決算書類』などによる）。

表 1-4 家職定員 (1920年3月改正)

事務所名	所属課名	職名	人員	備考	
東京高輪邸事務所	財務課	家従	5		
		雇員	1		
	庶務課	家従	3		
		雇員	3		うち運転手1人, 玄関番1人
記録課	家従	2			
	雇員	3			
内事課	家従	老女	3	内事課は1933年8月に廃止	
		侍女	1		
	雇員	男	2		玄関番 特二次女中ヲ雇員トス
		女	6		
高輪邸計			30	家従13名, 雇員男9人, 雇員女6人	
山口県防府邸事務所	庶務課	家従	2	うち電灯技師補1人, 香山御墓所番1人, 萩事務取扱1人, 三田尻別邸番1人	
		雇員	5		
	内事課	家従	2		玄関番2人
		老女 侍女 雇員	1 1 男3 女4		
会計課	家従	2			
防府邸計			20	家従6人, 雇員男8人, 雇員女4人, 老女1人, 侍女1人	
高輪・防府計 他に			50	家従19人, 雇員男17人, 雇員女10人, 老女2人, 侍女2人 3 家令, 家扶, 理事各1人	
総計			53		

(出所)「公爵毛利家事務所規則」(大正9年3月5日)付表、『例規』所収。

立ち入って記しているのは、管見の限り、前掲『山口県の近代和風建築』のみであり、同書は、建築物の調査報告書にもかかわらず、山口県文書館所蔵毛利家文書や毛利博物館所蔵文書も調査して書かれた稀有の労作である。ただし筆者の調査によれば、やや不正確な点もあり、以下説明する<sup>29</sup>。

まず1890年12月に家憲が発布されると、明治前期に長らく家令を務めた柏村信が新設された財産主管者となったので、井関美清(白根専一の父白根多助の甥)が家令となった。その後の経過はやや不明瞭であるが、1895年12月に柏村が没する直前の同年11月15日には、井関美清が「家令専務」となっている。それまで井関は家令兼家扶だったらしい。また柏村没によって、毛利五郎が96年9月に代わって財産主管者となった。五郎は1925年に亡くなるまで、長く財産主管者を務めた。

家令は、その後、97年2月25日に井関が退き、田中一介(ハルビンにおける伊藤博文暗殺の現場に居合わせた満鉄理事田中清次郎の父)が任ぜられている。98年に本邸が高輪から三田尻

29 以下、『用達所日記』、用達所山口出張所『日記』、井関九郎『現代防長人物史』天・地・人、全3巻(発展社、1918年)、国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」所収の柏村信書簡などによる。

に移ると、家令も三田尻常駐となり、家令田中や家扶神代貞介、他に家職4人・女中3人も東京から三田尻へ転勤となった。

次に、『山口県の近代和風建築』によれば、1908年に田中一介が没して以来、空席となっていた家令に、1911年11月に中村芳治が理事兼家令となることにより、家令職は三田尻から東京に移ったとある<sup>30</sup>。しかし『用達所日記』によると、1908年1月に田中が没すると、その月に田島信夫が家令に就任して<sup>31</sup>、この年から家令職は三田尻邸から高輪邸に移った。ただし1910年2月12日に田島が家令職を解かれたあと、すぐ述べる1911年5月兼常定誠の家令就任まで、家令職は空席だったはずである。すなわち『用達所日記』明治43年2月16日条に、「本月十二日附ヲ以テ……財産副主管兼家令 田島信夫、依願財産副主管兼家令ヲ免ス」「財産部第一課長 中村芳治、任財産副主管」とあり、財産副主管に中村芳治が任命されたものの、田島のあとの家令任命の記事はない。そして1911年5月に、高輪邸家扶だった兼常定誠が家令になった。用達所山口出張所『日記』明治44年5月8日条に、「東京用達所家扶兼常定誠、今回家令被仰付候趣、通達アリタリ」とある。しかし兼常は翌6月に家令を免じられた。『用達所日記』明治44年6月30日条に、「家令兼常定誠、依願免本職」とある。わずか1ヶ月余で家令を退くことになったが、退職に当たって多額の慰労金や終身恩給が与えられているから、これは不祥事によるものではなく、老齢に伴う病気によるものであろう。その後、前掲『現代防長人物史』によると、中村芳治が同年7月に財務部長・理事に就任しており、中村が初代理事のはずである。さらに、同年11月に中村理事が家令兼勤となったとある<sup>32</sup>。

ところが、前掲『現代防長人物史』には、その後、中村理事が1916年9月家令兼任を解かれたとあり、1911年11月から16年までずっと理事兼家令だったように記されているが、これも正確でない。すなわち、用達所山口出張所『日記』大正2年10月20日条には、「横山三郎家令ニ新任、中村理事ノ家令兼任ヲ免ゼラレ」とあり、ここで家令が中村から横山三郎に代わった。

30 同書、28頁。中村芳治は、1860（安政6）年生まれ、山口県会計課長・土木課長を経て、1901年北海道鉱山会社事務部長、1903年毛利家財産部員、1910年同家財産副主管となる（前掲、井関『現代防長人物史』地、な29-30頁、および『人事興信録』第4版、1915年）。もともと、北海道鉱山会社は1901年に毛利家の所有に帰したから（前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」120-124頁）、中村は同年に同家家職となって、北海道鉱山会社に出向したはずである。

31 田島信夫については、前掲、井関『現代防長人物史』地、た31-37頁が詳しい。1854（安政元）年生れ、岩国藩士家出身、91年毛利家家職となる。同家所有株の会社重役を多数歴任し、家令就任時に同家財産副主管であり、家令兼任となった。気性の激しい人だったようで、日露戦後設立された日本醤油会社の経営を巡って、設立者と対立し、体調を崩して鎌倉にある自らの別荘などで静養生活に入ったとある。すぐ述べるように2年余で毛利家家令を退いたのも、健康を害したためであろう。『人事興信録』第4版（1915年）でも、毛利家財産副主管であり（ただし筆者未確認）、かつ「著名の実業家」であった。『用達所日記』明治41年6月25日条にも、妙好が田島の鎌倉別邸に旅行している記事がある。

32 『山口県の近代和風建築』28頁には、同年11月7日に中村理事が家令兼勤となったとあるが、出所不明である。

しかし横山は翌1914年4月に家令を免じられた<sup>33</sup>。そして山口出張所『日記』大正3年5月20日条に、「防府滞在中ノ中村家令……」とあるから、再び中村理事が家令兼勤となったのであろう。

さらに、用達所山口出張所『日記』大正4年3月24日条に、「理事中村芳治、本月廿三日付、家令兼任仰出サレ候趣、三田尻用達所ヨリ通達アリタリ」とあるから、この間にもう一度中村理事の家令兼任が解かれ、15年3月にまたまた家令兼任となったらしい。そして前記のように、中村は16年9月に家令兼任を解かれ、理事専任となった。用達所山口出張所『日記』には、16年8月まで「中村家令」が現れるが、10月には「中村理事」として登場する。代わって家事部長・家令に就任したのが、明治期には裁判所長など主に司法官を務め、1905年に退官していた進十六であった<sup>34</sup>。『予算決算一件』（大正6年度）には、進は16年11月に「東京用達所家事部長」として現れる。ただし18年頃には、進家令は防府用達所家事部長となっている<sup>35</sup>。本邸が防府なので、家令職はまた防府に勤務することになった。そして20年3月12日に進は高齢により家令を免じられ、またまた中村芳治が理事兼家令となり、高輪邸に勤務した<sup>36</sup>。

この後の経緯は次章で述べるとして、結局、1911年以降、財産主管者と理事は1920年代にいたるまで、交替はなく、安定していたが、家令は、1908年以降、田中一介〔三田尻〕→田島信夫〔高輪〕→（空席）→兼常定誠〔高輪〕→中村芳治〔高輪〕→横山三郎〔高輪〕→中村芳治〔高輪〕→（空席か）→中村芳治〔高輪〕→進十六〔高輪→防府〕→中村芳治〔高輪〕と変遷した。財産副主管者や家扶については略すが、明治後期から大正期において、とくに同家家令は、高齢および病気のために、頻繁に交替した。明治・大正期に有能な旧長州藩士の多くは、政府その他の部署で活躍したから、人材が払底して、家令には現役官吏を退いた高齢者が多く就任したということであろうか。

家政協議人の変動は、必ずしも明確にならないが、前記のように1903年の一族外メンバーであった大物政治家7人全員が1922年までに没した。同年には一族外の家政協議人として、山県有朋の養嗣子山県伊三郎（内務官僚、公爵）、井上馨の養嗣子井上勝之助（外交官、侯爵）が就任している<sup>37</sup>。

33 用達所山口出張所『日記』大正3年4月20日条に、「本月拾六日付、家令横山三郎依願本職ヲ免セラ〔レ〕タリト通達ニ接セリ」とある。横山の経歴については、今のところ情報が無い。

34 進十六は、1844（天保14）年生まれで、幕末期は藩主敬親の近侍。前掲、井関『現代防長人物史』人、し55-56頁による。ただし同書には、進の家令就任を1916年春としているが、若干不正確である。

35 『例規』所収の、18年11月1月付け文書による。

36 『予算決算ニ関スル件』（大正9年分）所収の高輪邸庶務課「大正九年度考課状」に「家令進十六、依願免本職、理事中村芳治、任家令兼理事」とある。

37 1916年の一族外家政協議人には、木戸孝允の甥、木戸孝正侯爵がいた（『予算並決算書』大正5年度、毛利博物館蔵）。1890年の家憲制定以来、井上馨とともに長く家政協議人を務めた杉孫七郎は、1920年5月に没するまでその任にあった。同年の一族外家政協議人は、他に井上勝之助であった。『予算決算ニ関スル件』（大正9年分）および『予算及決算書』（大正11年度）所収の高輪邸庶務課「考課状」による。



なお明治期と同様に、家政相談人が家政協議人とは別に存在する。家政相談人とは、1916年の規程では、家政相談人会は家政協議人会が必要に応じて開催するように家令に命ずることになっているように（「家政協議人申合内規」第7条、前掲『諸規則』所収）、顧問のような役割であった。家政協議人が定期的に会合をもって有価証券・不動産売買や寄付など、毛利家の資産運用に関して一々審議し許可を出すというきわめて重要な役割を担っていたのに比して、家政相談人は不定期に相談を受けるやや軽めの役割であった。山県有朋は、明治後期に一時、家政協議人になっていたが、1880年代から1922年に没するまでの大半の期間、同家家政顧問ないし家政相談人であった。

### (3) 資産の動向と家政費支出

既述のようにこの時期の収益決算書・財産目録が欠けているため、資産・損益の正確な推移は明らかにならない。以下、断片的な史料からおよその動向を推測する。

まず前掲拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」で述べたように、1905年の下関百十銀行への融資が焦げ付いて、まもなく265万円もの損失見込額となった。当時の同家純資産簿価は470万円程度だったから、大変な損失額である。もっとも同家は、明治末の幹線鉄道国有化に伴う政府への鉄道株売却による含み益実現や金田炭坑の三菱への売却益などによって、この損失の大半の穴埋めをして、大資産家としての根幹は揺るがなかったと推定した。しかし4年後の、用達所山口出張所『日記』明治42年12月31日条には、「本日、三田尻御邸家扶ヨリ電話ヲ以テ[明治]四十三年度予算ハ総テ一割減ノ旨、通達アリタリ」とある。やはり同家にとって百十銀行救済は大打撃となって、緊縮財政を強いられたと思われる。

また、用達所山口出張所『日記』明治43年6月2日条によると、<sup>くにし</sup>国司直行男爵家（幕末の第1次長州征討の際に藩の責任をとって切腹した国司信濃の家）から、「午後、国司男爵、小方登一、出頭、国司家住費不足金及臨時費借用願ノ件、曩キニ提出ノ分、返済方法ノ件、協議ノ上、又々副願書提出ス」と借金要請があった。しかし同月23日に「予算不足金及臨時費借用願書却下ニ相成候為メ……」とあり、なんと毛利家は断っている。家老など有力旧臣とりわけ長州藩のために犠牲になった者の継承者を大事に保護してきた、それまでの毛利家ではやや考えられない対応である。この頃、国司直行は野田神社社司にしてもらっているが、この借金謝絶は毛利家財政の逼迫が背景にあるとしか思えない。しかしそこは毛利家である。国司家はたびたびの交渉によっても受け入れられないと、同年8月13日に、野田・豊栄神社神職で国司家家職の小方登一が用達所山口出張所に来て、「国司チヨ子上京ノ件、談合ス」と、この頃東京に滞在していた当主毛利元昭に対して、国司家として窮状を直訴する構えをみせた。結局、同月17日に「国司直行、小方登一、出頭、予テ願出之借入金許可之件、通知ス」と貸金の許可を出した。ただし翌1911年2月1日には国司家の前年度決算表を差し出させ、余計な貸金でないか確認してもらっている。毛利家は、この頃、従来に比してかなり慎重な姿勢になっている気配が感じられる。これ

も、1905年頃の百十銀行救済による損失の余波と思われ、毛利家の資産運用のあり方に変化がみられる。

次に明治末期から大正前期において（さらに後述のようにその後も）、それまでと異なる資産運用の特徴として、土地所有を減少させていったことがある。

まず明治末に北海道留萌に宅地7万坪を取得したが、この土地を、1911年に留萌興業合資会社へ40万円で売却した<sup>38</sup>。同合資会社は、留萌築港完成後の企業誘致などを目的として、高橋是賢（是清の長男）らによって同年に設立された企業である。留萌は、後背地に多くの炭鉱や林業地を有し、また北海道中部の中心都市旭川もあり、1910年に中央政府の肝いりで道中部の発展をめざして開始された留萌港建設は、当初の工費390万円という大規模なものであった。毛利家が取得・売却した土地は、同じく1910年に留萌－深川間の鉄道が開通したばかりの、留萌停車場周辺の未開地であった（現、同市開運町、留萌駅前を中心部）。留萌側による買い取りには、高橋是賢が毛利家へ働きかけたという。この地所の毛利家取得年は不明であるが、前掲拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」で使用した1905年までの会計史料には現れないので、1906年以降のはずである。取得後わずか数年で売却したことになる。毛利家がなぜ留萌の地所を所得したかも明確でない。とはいえ、同地方は1869年に山口藩の支配下となり、もともと毛利家と縁はあり、1897年前後に田中平八や井上馨が同地方を訪れている。それが直接この地方の開発に繋がったわけではないとはいえ、おそらくこの縁により、したがってこれも井上の助言によって毛利家が取得したのであろう。1911年に40万円で売却して、その代金が順調に支払われたとすれば、わずか数年間の所有だったとしても、それなりの売却益を得たであろう。鉄道開通によって停車場付近の地価は値上がりしたはずだからである。ところが、この地所の売却代金は、後述のようにすぐに全額は支払われず、1938年の元昭没時でもまだ留萌側の支払は完了していない<sup>39</sup>。留萌港建設工事が予定どおり進捗しなかったためである。

1900年頃から、釧路の実業家柳田藤吉から譲り受け、所有していた北海道・函館港付近の弁天町地所は、1905・06年頃簿価が17万円余だったから、かなり広大であった。しかしこれは1922年の財産目録には存在しない。したがってこれも、1907年から1921年の間に売却したはずである。『例規』所収の、1915年における地所管理人宛の文書に、留萌分とともに函館分もないので、15年までに函館地所は売却したであろう。毛利家はこの地所での倉庫業に出資していた形跡があるが、売却事情は不明である。それなりに値上がりしたためではなかろうか。

1888年以降宮城県の耕地を所有し、面積の最大期と思われる1897年頃には180町あった。

38 以下、留萌と毛利家との関係は、近藤清徹『郷土留萌建設の先覚者 五十嵐億太郎』（留萌日々新聞社、1982年）74頁。また留萌築港については、北海道開発局留萌開発建設部監修『留萌港史』（北海道開発協会、1976年）40、118-119頁も参照した。

39 後掲表2-1の借方「地所売却代年賦未収金」19万8,750円がそれである。このような留萌と毛利家の関係についての史料は、現、留萌市側にもあるはずだが、『留萌市史』（1970年）や『新留萌市史』（2003年）には、毛利家との関係は一切ふれられていない。

1917年にこの地所全部を34万円で売却した(表1-5)。『収入支出総勘定簿』(大正6年)の「地所売却代」の項には、12月24日に「宮城県内御所有地及建物全部売却代」34万円余とある。小作料収入がかなり変動し、また経費が嵩んで、利回りがよいとはあまりいえないのに対して、地価は高騰したので、売却したらしい。1906年の簿価は15万円余なので、20万円ほどの売却益を得たはずである。

東京砂村地所は、藩政期に長州藩の葛飾抱屋敷として所有していたが、天保・弘化期に売却し、1879年にあらためて地元地主から買い入れた。当初鴨場として利用予定だったが、当主元徳が鴨猟を行わなくなったため、利殖目的に変更して、宅地・耕地開発を行い、造成地は貸し出して、小作料・家賃獲得をめざした。しかしこの地所は、低湿地であり、開発は容易でなかった。隣接の西側には前田侯爵家の深川所有地があり、前田家も明治期に高波を防ぐ堤防を建設したり海面埋立工事に着手したりと出費がかさみ、開発に苦勞していた。毛利家の地所は、1911年には1879年の買入時と同じ117町あったが(表1-6の注2参照)、この頃までが最大で、以後減少させていった。1913年にこのうち東平井町地所1町7反を前田家に売却したが、後述のように、1922年には19町余を汽車製造会社に工場用地として売却した。史料によると、その結果、同年末には毛利の所有面積は31町余になっているから、1914年後半～21年の間に、他に65町余をどこかに売却したはずである。売却を積極化したのは、明らかに第一次大戦期以降であった。『予算及決算書』(大正11年度)所収の「考課状」は、汽車製造への売却を説明して、

東京府南葛飾郡砂町御所有地ハ元來地盤低湿ナルヲ以テ、多額ノ資金ヲ投シ、埋上ケ其他ノ工事ヲ施サ、レハ、恒久的利用及収益ノ見込覺束ナキニ依リ、総テ売却処分ヲナスヘキ御予定ニ基キ、本年度ニ於テ売却ヲ了シタル田地拾貳町……

とある。1920年代初頭頃には、全部を売却する予定にしたのである。その要因について、引用文にもある、低湿地で開発費が嵩むこと自体は明治期も同じであり、第一次大戦期以降売却が積

表1-6 東京・砂村地所(南葛飾郡砂村および東京市深川区東平井町)

年月	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	合計反別	地価金
1911年6月	34町3反	5町1反	11,479坪	2町4反	66町6反	4町9反	117町4反	23,645円
13年11月	33町8反	4町9反	9,564坪	2町1反	〃	〃	115町7反	21,003円
14年6月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	21,000円

(出所) 公爵毛利家財産部『東京市深川区東平井町及ヒ東京府南葛飾郡砂村 土地台帳』(明治39年4月)。

注：1) 砂村は1921年7月砂町に名称変更、南葛飾郡は1932年に東京市に編入、いずれも、現、東京都江東区南砂付近。

2) 1911年の117町4反は、1879年に加太八兵衛・小田セイからの買入時の面積と同じであり、毛利家はそれ以来ほとんど売却も追加購入もしていなかった(79年の同地所買入について、小泉雅弘「近世近代移行期の長州藩毛利家と抱屋敷内神社」『江東区文化財研究紀要』9号、1998年、56頁、注28を参照。加太八兵衛は、かつての江戸の豪商伊勢八であり、この頃は毛利家の御用達商人)。

表1-5 宮城県地所の収支(1912-17年) (円)

年度	収入			支出	
	小作料	預金 利子	土地売却代	租税	管理人・ 雇員給料 手当
1912(明治45)年	28,585	195	3	6,137	2,772
13(大正2)年	37,589	231	272	6,432	…
15(〃4)年	20,953	108	—	6,867	地所費
16(〃5)年	23,150	90	1,030	6,665	10,485
17(〃6)年	30,108	57	340,431	5,900	9,969

(出所) 公爵毛利家地所管理所『収支総勘定帳』(明治45年分)、同『収入支出総勘定帳』(大正2年、同4年)、同『収入支出総勘定簿』(大正5年、同6年)。

注：「地所費」は、租税・管理人給料・雑費を含めたもの。

極化したのは、低収益性に加えて、同時期の急速な地価上昇があり、それが戦略変更につながったはずである。22年に汽車製造に売却した地所の簿価は1万3千円であったから、かつてその額で買い入れたのであろう。それがなんと169万円で売れた（後掲表2-16-1）。1913年の前田家への1町7反売却代金は、前田家側の史料によると、4万4千円であった<sup>40</sup>。したがって、残り65町余の売却によっても相当巨額の含み益を実現させたはずである<sup>41</sup>。

埼玉県川口地所も、1906年の簿価1万3千円余から1921年の4千円余へと、かなり減少している。売却したのであろう。

第一次大戦期の地価上昇は東京付近だけではない。程度は異なるが、宮城県地所などのように地方の耕地も同様に上昇した。前掲拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」で述べたように、同家は明治期に旧領山口県の佐波郡・吉敷郡・厚狭郡や福岡県行橋近辺の主に耕地を所有していた。これらも小作料滞納の増加や地価上昇によって収益性が低下し、売却対象地となっていくことは後述するが、この時期の例を、用達所山口出張所『日記』によってみると、同出張所管轄の所有地小作米は、明治後期以来、山口・矢原<sup>やばら</sup>に居住する豪農かつ政治家であり、同時に長州閥政治家を支えた吉富簡一の長男吉富寅太に管理・売却を依頼していた。小作米は直接吉富の倉庫に納入されている。しかし未納米の督促は、毛利山口出張所の家職が行わざるをえなかった。史料によると、山口町付近の小作米未納関係の記事は少なくなく、耕地所有・小作料取得は取引コストが高くなっていた（同『日記』大正4年1月12日・1月16日・同17日条など）。

東京高輪邸は、明治初期に1万8千坪であったが、その後買い増していったようであり、大正前期頃には山林原野や近隣の白金猿町地所を含めて3万坪を超える規模になっていた（表1-7）。1920年に高輪邸の一部を京浜電鉄に売却したが（後述）、同年度『予算及決算書』所収の「考課状」には、「当邸地ハ原ト參万有余坪ノ広ナル面積ニ渉リ」とあり、20年代初頭まで、ほぼこの規模を維持していたはずである。しかし前田家・鍋島家・山内家など有力大名華族の東京本邸の面積は、筆者のみる限り、1万数千坪の場合が多い<sup>42</sup>。3万坪とは通常の倍も広い。そして毛利家は、高輪以外には（砂村と、墓地にも利用した世田谷若林は別として）東京に広い地所を持たなかった。

これに対して前田家は、本邸たる本郷邸は1万4千坪だったが、東京に他に明治前期から大久保別邸、明治後期には渋谷別邸も所有した。前者は大正初期頃に4万7千坪、後者は4万3千坪であった（他に根岸別邸5千坪などもあった）。前田はさらに鎌倉別邸・日光別邸（のちに軽井

40 前田家『財産台帳』（明治42年度～同51年度）「深川別邸地所」の項に、1913年9月30日深川区東平井町宅地田畑など「公爵毛利家ヨリ買収」5,208坪とある。

41 この65町余の売却先は前田家ではない（前田家『決算書』などによる）。

42 関東大震災までの鍋島侯爵家永田町邸は2万1千坪、昭和期の鍋島家松濤邸は1万5千坪、昭和期の山内侯爵家代々木山谷町邸は1万7千坪（鍋島・山内は、地図資料編纂会編『地籍台帳・地籍地図〔東京〕』柏書房、1989年）。

表 1-7 高輪ほか東京付近の所有地

所在地	年月	畑 (反)	宅地 (坪)	山林 (反)	原野 (反)	墓地	合計	地価金 (円)
高輪南町	1874年頃		18,426	5.4	4.0			4,698
高輪南町 白金猿町 上野桜木町	1911年4月 〃 〃	0.3	23,172 1,561	5.5	4.0			116,905 5,549
計		0.3	24,733	5.5	4.0	165坪	30,720坪	122,453
高輪南町 白金猿町 上野桜木町	1911年8月 〃 〃	0.3	26,993 1,561	5.5	4.0			125,452 5,549
計		0.3	28,554	5.5	4.0	165坪	31,726坪	131,001
高輪南町 白金猿町 上野桜木町	1916年1月 〃 〃		26,993 1,665	5.5	4.0			125,452 5,910
計			28,658	5.5	4.0	165坪	31,717坪	131,362
世田ヶ谷村 〃	1914年1月 1918年1月			25.3 7.6		2町2反 2町2反	4町7反 4町8反	60 185
鎌倉町 〃	1911年10月 1917年1月	0.0 0.0	611 581	8.9 8.9		0反 0反	1町1反 1町1反	492 469
品川町	1917年1月			0.6				2

(出所) [毛利家]『東京市芝区高輪南町、全市下谷区上野桜木町、東京府荏原郡世田ヶ谷村、神奈川県鎌倉郡東鎌倉村、東京府荏原郡品川町 土地台帳』(明治39年4月)、1874年頃は、前掲拙稿、10頁、表1-2。

沢別邸)もあったが、これは現代の避寒・避暑用の別荘と同じである。遠隔地の別荘とは別に、なぜ東京に本邸のほかにも4万坪もの別邸を有したのか。これは一部を貸家・貸地として家賃・小作料等を取付していたが、自家用という面が大きかった。本郷邸を江戸時代の上屋敷とすれば、他は中屋敷・下屋敷に相当する予備的な別邸であった。実際その機能はかつての中屋敷・下屋敷のそれとよく似ている。一般に江戸時代の中屋敷・下屋敷は、先代藩主やその未亡人らの隠居屋敷としてあるいは若い次代藩主予定者の居住する屋敷として使用されたり、上屋敷が火事などで罹災した際に藩主らが仮居住したり、上屋敷で消費する野菜を下屋敷の畑で栽培したりした。本邸とは別にこのような機能をもつ屋敷地を、前田家は近代になっても必要と感じた。このため、同家は旧中屋敷巢鴨邸6町6反を1873年に政府に願い出て払い下げられたし、旧下屋敷平尾邸も同じ年に払下願を出していた(この払下げは実現しなかった)<sup>43</sup>。巢鴨邸は85年に手離したが、明治前期には、深川別邸・四谷別邸(のち大久保別邸と改称)・根岸邸を入手し、これらはその後長く所有した。さらに、1898年には渋谷別邸4万3千坪を尾張徳川家から入手した。渋谷別邸は自家用にも使用せず、ほとんど貸しもしないまま、大半を1908年に日本大博覧会事務局に売却した(ただし政府は日本大博覧会を青山練兵場で開会する予定であり、青山練兵場の代

43 以下、前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」58、81-82頁、『御達并御留留』(明治4年5月~同6年12月)、および準備中の別稿による。

替地として渋谷村・代々幡村の土地を求めていた。後の代々木練兵場である)。

前田の大久保邸は、明治後期～昭和戦前期に未成年当主利為<sup>としなり</sup>や次代利建<sup>としたつ</sup>らの教育施設兼居住施設とし、また明治末期の本郷邸新築の際には家族の仮住居とした。昭和期には、明治前中期の当主利嗣<sup>としつぐ</sup>の未亡人朗子<sup>きえこ</sup>が同邸に居住した。さらに1906年の利為結婚に際して旧領(石川・富山両県)の各学校から、杉・松・檜等二十数種の成木・苗木約2千本が同家に贈呈され、これは大久保邸内に記念林を新設して育成された。本郷邸はすでに庭園が整備されていたから、記念林を新設する余地はなかったであろう。記念林で育成された樹木は、1928年の駒場邸完成とともに新邸庭園に移植された<sup>44</sup>。要するに、前田のような大藩大名華族は2千本もの成木・苗木を贈られて、それを育てる地所が必要だったのである。

しかし毛利の広大な高輪邸では、前記のように旧藩主敬親未亡人や元徳公爵未亡人も、大正期に没するまでそれぞれ独立の御殿に居住していたし、同じく大正期に次代当主予定者元道をはじめとする元昭の子らはいずれも高輪邸に居住し、教育を受けた。要するに前田と異なって、毛利高輪邸はいわば中屋敷・下屋敷を兼ねていたのである。そして江戸時代に本郷に上屋敷をもつ前田家は、中屋敷・下屋敷をやや距離の遠い巢鴨・板橋に持っていた。これに対して毛利は、江戸時代に上屋敷を当初、桜田にもっていたが(現、日比谷公園付近)、幕末に第1次長州征討(1864年)によって江戸屋敷を全部没収される直前頃は、中屋敷・下屋敷はともに麻布にあり、地続きで隣接していた<sup>45</sup>。近世も近代も固まって江戸邸・東京邸をもつ毛利家のあり方は、偶然ではないのではと思わせるものがある。

ただし毛利家も、荏原郡世田ヶ谷村若林には1914年時点で墓地・山林等をあわせて1万4千坪を有していた(表1-7)。同所には、藩政期に長州藩が1万8千坪の抱地を持っていた。これも、第1次長州征討の際に他の同藩江戸屋敷とともに没収されたが、1869年に新政府から同所を下付された。ここには1882年に吉田松陰を祀る松陰神社が建立されたが、1920年にその隣に毛利家墓所を新設して、東京市内各寺院の墳墓の多くを改葬した(現、若林公園)。要するにこの地所も、ほぼ自家用地であった。なお、表1-7に神奈川県鎌倉町に土地があるように、明治期以来鎌倉別邸があった。しかし元昭が本邸を防府に移して使用しなくなったためであろう、1920年に解体して萩に移設し、敷地も売却した<sup>46</sup>。

さて広大な高輪邸も、1920年代以降、種々の要因によりやや縮小していったが、1920年には、高輪邸の東側・北側を京浜電鉄(現、京浜急行)の要請に応じて売却した。これについて、

44 以上、『前田利為』(前田利為侯伝記編纂委員会、1986年)74-75, 95, 329-330, 519-542頁。

45 前掲、時山『増補訂正もりのしげり』191-194頁。

46 以上、若林墓所新設と鎌倉別邸については、『予算決算ニ関スル件』(大正9年分)所収の「考課状」による。後者は、「鎌倉別邸ハ現時ノ状況ニ於テ、存置ノ必要ナキニ至リタルニ依リ、相当ノ処分方法ヲ講究中、……萩地ニ於テ別邸新設ノ必要ヲ生シ、其本館ヲ萩地ニ移築」とある。この鎌倉別邸表門は、萩市堀内に現存する。

1922年度『予算及決算書』所収の「考課状」は、先の記述に続けて、

先年〔1920年〕東及北側ノ道路ニ沿ヒタル地域ハ賃貸地トシテ開墾ヲ行ヒシカ、其内東側ノ全部及北側ノ一部ハ京浜電気鉄道株式会社ヨリ、軌道敷設用地トシテ買収ノ交渉コレアリ、止ヲ得ス大正九年中、其所望ニ応セラレタリ

とある。京浜急行の社史にも、新線として建設予定の青山線の要となる高輪停留場の用地として省線品川駅前の毛利邸の一部を譲り受けたとある<sup>47</sup>。現、京浜急行の社史のうち、『京浜電気鉄道沿革史』（1949年）には、「青山延長線に就き高輪南町の森村〔開作〕氏邸の一部譲受を受け、停留場を建設すべく設計して同家と折衝を重ねたが、遂に纏らなかったので、省線品川駅近くの毛利公邸の一部譲受を受くることとし」（69頁）とある。森村開作は実業家であるが、彼や先代の市左衛門など森村家は、たんに自己の利殖のみではなく、公益を考慮しつつ活動したことで知られる。そして毛利家も喜んで売却したのではなく、「止ヲ得ス」譲渡に同意したのである。この一例のみで、一般に富裕な大名華族が、爵位の低い華族（森村開作も男爵）や平民の実業家・資産家に比して自己犠牲的な名望家だったといえるかは、やや留保する必要があるだろう。しかし毛利家は、明治期ほどではないとしても、大正・昭和戦前期も、自己犠牲的な行動を引き受ける名望家的有力大名華族の代表という面はそれなりに持続させていたはずである。そして重要な点は、高輪邸の一部売却によって、毛利家はわずかな面積でも巨額の含み益を実現させたことである（後述）。

さて明治末から大正前期の同家家政費支出の予算ないし決算の数値だけは判明するので、次にそれを検討する（表1-8）。ここでいう同家の家政費とは、純然たる生計費や邸宅維持費、交際費、寄付金などであり、資産あるいは資産運用に関わる支出ないし損失は除いた費用である。1920年までの家政費支出を示した史料をみると、「諸税」には、資産から上がる配当利子等に課せられる所得税は含まれず、邸宅の地租・家屋税や戸数割、車税などのみである。また同家は明治期から多額の預り金があったが、そうした外部負債への支払利子も含まれない。したがって表1-8からは、資産の動向はわからないが、同家の人々の生活が窺われる<sup>48</sup>。

明治期から家政費は、1つの「御常用金」会計として「東京常用金」と「三田尻」に分かれており、1909年のように合算した史料もある（ただし1912年には規則改正によって、「東京用達所費」「経費」などとなり、合算した史料はなくなる）。

47 『京浜急行八十年史』（1980年）103頁、『京浜急行百年史』（1999年）72頁など。

48 なお同表の史料には、とくに予算は同じ年度でもいくつかの異なった数値があるが（家事部が「経費予定計算書」を提出した後に、財務部が修正することもあったし、さらに行政と同様に、年度に入った後で財務部が補正することもあった）、なるべく最終と思われる数値を示した。このような当初予算の修正の仕方も、前田侯爵家とは異なっていた。前記のように、毛利家では家事部長・家令の上に、財務部長・理事が位置したのに対して、前田では、財務部理事（家扶上席）の上に家令があった。そのためか、予算補正の仕方も、当初予算額にどう追加するかを個別の項目について明示する前田の方がより厳格であり、毛利の方が、前田との比較では、やや「お役所」的・官僚的な印象を受ける。

表 1-8 家 政 費 支 出 (1908-20 年)

項 目	1908 年 (予算)	1909 年 (予算)	1910 年 (予算)	1911 年 (予算)	1912 年 (予算)	1913 年 (予算)
<b>經常部</b>						
[高輪邸所管]						
表費 計	57,769	60,699	24,729	26,031	38,869	42,572
交際費	(2,000)	(2,500)	(3,180)	(3,270)	(3,220)	(3,220)
諸税	(3,550)	(3,550)	(3,300)	(5,433)	(4,750)	(5,670)
高輪邸修繕・庭園費等	(3,700)	(4,500)	(1,800)	(1,500)	(5,567)	(6,302)
鎌倉別邸費	(700)	(1,000)	888	900	(1,273)	(1,136)
京都別邸費	(—)	1,980	1,812	1,812	(1,932)	(1,932)
元道教育費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1,100)
御三方教育費 (三姬教育費)	(—)	(—)	5,000	6,185	(7,836)	(7,920)
俸給・雇人給料など	(4,950)	(5,098)	(7,229)	(7,258)	(8,524)	(8,692)
閑厩費、自用馬車・自動車費	(1,100)	(1,350)	(1,500)	(1,200)	(1,629)	(1,628)
梅御殿費	(13,300)	(13,500)	12,530	11,510	14,616	14,610
常磐邸費	(16,400)	(16,850)	15,000	14,500	17,028	17,000
高輪邸經常部 計	57,769	62,679	59,959	60,938	75,139	74,182
[防府邸所管]						
表費 計	…	28,115	19,749	…	…	…
交際費	…	(885)	(1,600)	…	…	…
諸税	…	(6,345)	(7,600)	…	…	…
本邸修繕・庭園費等	…	(1,500)	—	…	…	…
俸給・諸給・雇人給	…	(10,831)	(4,361)	…	…	…
三田尻別邸費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
山口別邸費、山口出張所費	…	(668)	(600)	…	…	…
萩別邸費	…	(369)	300	…	…	…
奥向費 計	…	16,509	19,767	…	…	…
手元金	…	(5,400)	(6,600)	…	…	…
賄費	…	(5,529)	(4,000)	…	…	…
旅行費	…	(—)	(—)	…	…	…
俸給	…	(—)	(3,913)	…	…	…
防府邸經常部 計	…	44,624	39,816	…	…	…
高輪・防府經常部 合計	…	107,303	99,775	…	…	…
<b>臨時部</b>						
[高輪邸所管]						
御家族旅行費	4,500	4,000	1,000	3,800	—	…
編輯所費	3,800	4,000	5,700	5,700	(4,626)	(4,536)
年賦寄付金	—	—	—	—	—	…
寄付金	—	—	—	—	—	…
建築費	—	—	—	—	1,587	…
年賀費・御後室年賀費	—	—	—	—	8,500	…
高輪邸臨時部 計	11,810	13,015	12,500	16,423	10,087	…
[防府邸所管]						
御移転費	—	—	—	—	…	…
寄付金	…	1,000	—	…	…	…
県内御旅行費	…	1,500	1,000	…	…	…
防府邸臨時部 計	…	2,500	2,000	…	…	…
高輪・防府臨時部 合計	…	15,515	14,500	…	…	…
[高輪邸經常部臨時部 計]	69,579	75,694	72,459	77,361	85,226	…
[防府邸經常部臨時部 計]	…	47,124	41,816	…	…	…
歳出総計	…	122,818	114,275	…	…	…

(出所) 『予算並決算書綴』『予算並決算書』(以上、毛利博物館所蔵)、『予算決算一件』『予算決算二関スル件』。

注：1) 各年 1-12 月。表費は庶務科管轄のみ。表費には他に記録料がある。( ) は表費・奥向費の内数。

防府邸は、1916 年まで三田尻邸。

2) 俸給は、雇人給料・恩給費・花子費を含む。

3) 閑厩費・自用馬車・自動車費は、1908-15 年閑厩費、16-18 年自用馬車費、19 年自用自動車諸費。

4) 常磐邸費・梅御殿費は、表費とは独立している年も多いが、表費の一部として表示した。

5) 編輯所費は、1911 年まで編輯所費、1912-15 年記録課經常費、1916 年以降三卿伝編纂費。三卿とは、纂を行った。



(円)

1914年 (予算)	1915年 (予算)	1916年 (予算)	1916年 (決算)	1917年 (予算)	1917年 (決算)	1918年 (決算)	1919年 (決算)	1920年 (決算)
43,720	43,057	51,996	46,607	56,228	…	57,393	72,039	69,788
(3,200)	(3,462)	(4,586)	(3,528)	(3,906)	…	(4,994)	(7,389)	(17,385)
(5,088)	(4,966)	(4,966)	(4,855)	(5,016)	…	(4,964)	(6,684)	(7,891)
(6,395)	(6,123)	(5,466)	(3,335)	(7,176)	…	(3,749)	(4,771)	(11,098)
(1,106)	(1,036)	(1,149)	(1,137)	(1,299)	…	(1,559)	(1,438)	(1,001)
(1,932)	(2,252)	(2,252)	(2,252)	(—)	…	(—)	(—)	(—)
(1,300)	(1,480)	(1,480)	(1,533)	(3,661)	…	(3,102)	(5,047)	(5,372)
(7,920)	(7,920)	(7,934)	(9,969)	(8,566)	…	(10,928)	(15,590)	(12,172)
(8,689)	(8,959)	(17,677)	(13,983)	(11,503)	…	(19,111)	(20,455)	(8,766)
(1,696)	(1,720)	(1,723)	(1,619)	(1,751)	…	(2,178)	(2,615)	(2,746)
(1,410)	(974)	—	—	—	…	—	—	—
17,800	18,228	18,458	16,927	19,151	…	20,884	23,101	—
61,520	61,285	70,454	63,534	75,379	…	78,277	95,141	69,788
…	…	28,693	32,001	32,146	31,572	35,844	40,579	…
…	…	(2,103)	(1,471)	(2,187)	(2,096)	(2,439)	(2,555)	…
…	…	(11,670)	(10,123)	(10,456)	(10,456)	(11,715)	(13,523)	…
…	…	(2,443)	(2,780)	(3,690)	(3,397)	(3,522)	(3,835)	…
…	…	(8,003)	(8,729)	(7,140)	(7,041)	(8,117)	(9,644)	…
(—)	(—)	(—)	(167)	(250)	(250)	(778)	(949)	…
…	…	(1,699)	(1,697)	(1,573)	(1,571)	(1,328)	(1,564)	…
…	…	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	…
…	…	20,209	24,256	20,329	24,072	29,460	26,926	…
…	…	(7,300)	(7,313)	(7,400)	(7,453)	(8,300)	(8,263)	…
…	…	(3,791)	(3,607)	(3,590)	(3,588)	(4,678)	(4,558)	…
…	…	(1,853)	(6,157)	(5,506)	(5,502)	(7,596)	(4,895)	…
…	…	(2,772)	(2,306)	(2,534)	(2,388)	(2,717)	(2,843)	…
…	…	48,902	56,257	52,475	55,644	65,303	67,505	…
…	…	119,356	119,791	127,854	…	143,580	162,645	…
—	—	—	—	—	…	—	—	—
(5,144)	2,020	2,534	2,333	2,574	…	3,190	3,833	—
—	10,000	27,050	25,255	17,500	…	16,580	25,375	27,505
—	—	25,000	24,044	12,500	…	34,775	13,750	28,271
—	—	2,925	—	3,850	…	104	2,606	—
—	—	—	—	—	…	—	11,879	190
4,584	14,920	77,532	70,889	61,768	…	67,162	82,886	59,328
…	…	4,193	6,613	—	—	—	—	…
…	…	—	—	—	—	27,400	2,271	…
…	…	—	2,794	—	—	—	—	…
…	…	7,988	11,110	—	9,095	41,763	12,796	…
…	…	85,520	81,999	61,768	…	108,925	95,682	…
66,104	76,205	147,987	134,423	137,148	…	145,439	178,027	129,116
…	…	56,890	67,366	52,475	64,738	107,067	80,300	…
…	…	204,877	201,790	189,623	…	252,506	258,327	…

( )をつけていない場合は外数。ただし臨時部・高輪邸の編輯所費の( )は、臨時部でないことを示す。

毛利元就・吉川元春・小早川隆景。のちに毛利隆元・同輝元・吉川元長(元春の嫡男)を加えた六卿の伝記編

また表費と奥向費に分かれており、「奥」が家族らの私的な生活空間に対して、「表」とは対外的な対応などを行う事務室であったから、奥向費は本邸であった防府邸のみ存在し、高輪邸は表費のみであった。高輪邸に居住していた敬親未亡人妙好の梅御殿や、元徳未亡人安子の常磐邸の経費は、表費に含まれることもあったが、1910年以降は表費から独立している。それは、正室未亡人の家内における地位の高さを物語っている。他方、元徳側室だった山中花子のための「花子費」は表費に含まれたままである。側室は奉公人扱いであり、金額も常磐邸費は花子費の10倍以上あった<sup>49</sup>。もっとも側室も時代を遡ると、近代よりも家内での地位はやや高かったようで、花子が没後、実子毛利四郎の養子先小早川家の墓所に葬られたのに対して、江戸時代の藩主側室は、藩主家族と同じ寺院の墓地に葬られている<sup>50</sup>。また幕末期の敬親側室で1917年に京都で没した園子は、子を生まなかつたにもかかわらず、毛利家の籍に入り、家族の一員になっていた<sup>51</sup>、園子は没すると、京都の墓所に仮埋葬された後、翌18年に敬親らの墓所である山口香山墓地に改葬された<sup>52</sup>。もっとも側室園子が厚遇されたのは、出自が権大納言飛鳥井雅久の娘だったためであろう。

1916年に防府多々良邸が完成し、当主らは三田尻邸から移転した。表1-8の防府邸臨時費に移転費があるのはそれである。また防府邸の1916年予算までは電灯費は計上されていなかったが、同年決算から電灯費が現れ(572円)、三田尻邸では電気はなかったのに対して、多々良邸では無煙炭を燃料とする火力発電所を設置して電灯を利用するようになった。同年には「[電灯]技師補」1人、発電所の「火夫」1人を雇っている。もっともこの年に三田尻邸にも架線して電灯を設置した。そして同年11月16・17日には、大正天皇が九州への行幸の帰りに、新築なったばかりの多々良邸に宿泊した(同家の行幸諸費7,740円は表1-8に含まれない)。元昭は下関まで奉迎に行き、翌日広島まで奉送した(以上、同表の史料)。

1909年の「御奥費」の中に「御子様諸費」があり、当主元昭の子であり、正室を生母として三田尻で生まれた元道(1903年生)・<sup>あきこ</sup>顕子(1898年生)・茂登子(1900年生)・元治(1907年生)の諸費が計上されている。「御奥費」は三田尻邸にしかないから、この年まで4人は三田尻で養育されていた。ただし同じく元昭の子、浜子(1906年生)は、「東京常用金」の中に「浜子様御費用」があり、側室を生母として東京で生まれた浜子は高輪邸で養育されていた<sup>53</sup>。しかし翌1910年には東京用達所費の中に「御三方様教育費」が計上され始めるから、同年から顕子・茂登子が上京して、浜子とともに高輪邸に居住することになった。長男元道らはまだ幼く、1911

49 敬親未亡人妙好は1913年に没し、表1-8のように梅御殿費は翌14年に「元梅邸費」となって表費に吸収、激減している。

50 前掲『増補訂正もりのしげり』146-151頁。

51 前掲『増補訂正もりのしげり』125頁、『用達所日記』明治22年7月8日条など。

52 『予算並決算書』(大正7年度、毛利博物館所蔵)所収の「考課状」。

53 浜子については、前掲『増補訂正もりのしげり』133頁、および『人事興信録』第8版(1928年)の「毛利元昭」の項による。

年分まで存在する〔三田尻用達所〕『用達所日記』や用達所山口出張所『日記』などによると、元道は1911年も三田尻邸に居住し、たまに上京していたことがわかる。さらに1913年には、東京用達所費の中に、「元道教育費」と「三姫教育費」が現れ、この年から元道も上京して高輪で教育を受けることになった。末子の元治は1916年も防府邸の経常費に「元治費」があるが、翌17年には消えている。彼は16年4月に小早川家に養子に入ったから<sup>54</sup>、三田尻邸から東京小早川邸に移ったのであろう。

1920年には、当時世界最大最速の戦艦長門が竣工すると、高輪邸臨時費に「軍艦長門へ寄贈費」1,501円を計上し、長門の模型寄贈費分担金としている（前田侯爵家も1927～29年にはほぼ竣工した航空母艦加賀へ中沢弘光画伯作「加賀白山油絵」や『加賀藩史稿』などを献納・寄贈した<sup>55</sup>）。

いずれにせよ、経常部・臨時部を合わせて、東京邸と防府邸の家政費支出額は1910年代初頭には10万円を超え、10年代末頃には20万円を超えるという巨額に上った。旧領に本邸において当主夫妻が居住し、東京邸にも一部の家族が居住しており、ともに広大な邸宅だったため、必要経費は嵩んだ。このため同時期の前田侯爵家の家政費支出額より若干多くなったようである。

次に表1-9は、宗家・旧支藩主家および分家華族による「親属共救積立金」である。これは、本分家の共同出資によるものであり、同家の資産運用の領域とはいえない、家政費領域との認識からであろう、表1-8の史料に収録されている。この積立金は1890年制定の家憲に規定され、設置された<sup>56</sup>。とはいえじつはその前身の「御宗族積立金」が1881年に始まっていた。これは大江氏を共通の祖とする毛利一族と桂家（木戸孝允家）、北小路家によって構成された宗族の積立金であった。しかし1890年頃には宗族会が形骸化していたらしく、これを継承して、あらたに吉川重吉家・毛利五郎家を加えて一族のみで再編した<sup>57</sup>。そして各家の資産状況を相互に報告し、（さほど多額ではないとはいえ）積立金を蓄積していった。「親属厚誼金ニ関スル協約書」（大正7年4月11日、『例規』所収）には、

洞春公〔元就の法名、日頼洞春〕以来ノ遺訓ヲ遵守シ、父祖ノ遺志ヲ継承シ、山河ヲ隔テ居ヲ異ニスルモ、吉凶相応シ、祭祀之レ勤メ、相互ニ誠意懇睦ヲ旨トシ、益交誼ヲ厚クシテ永ク不易ノ資ヲ全セサルヘカラス

とあり、16世紀元就の「三子教訓状」の精神を継承したものであった。俗に「三本の矢の教え」として知られる元就の遺訓に基づいて、依然毛利一族らによる交誼協力が実践され、共同体的結束の強さを持続させていた。表1-10は、この親属会の懇親会のための積立金会計である。懇親会ぐらいは会費制にすれば済むところを、このような特別会計を作るところが毛利家らしい。こ

54 前掲『増補訂正もりのしげり』133頁。

55 前掲『前田利為』313-314頁。

56 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」108頁。

57 以上、東京用達所『後年見渡綴込』（明治24年～同25年）所収史料による。

表 1-9 親属共救積立金残高 (1892-1917 年)

(円)

項目	1892年	1915年	1916年	1917年	1915~17年の名義人, その他備考
前年度から越高	—	18,150	18,975	19,800	
当年度積立金高	5,611	825	825	1,000	
計	5,611	18,975	19,800	20,800	
うち 毛利宗家(公爵)	3,511	11,500	12,000	12,500	毛利元昭, 1865-1938
長府毛利家(子爵)	690	1,840	1,920	2,020	毛利元雄, 最後の長府藩主毛利元敏の子, 1877-1945
徳山毛利家(子爵)	393	920	960	1,035	毛利元秀, 先代毛利元功の子, 1880-1942
岩国吉川家(子爵)	439	1,840	1,920	2,045	吉川元光, 経健の婿養子, 重吉の子, 重国の実兄, 1894-1953
清末毛利家(子爵)	164	805	840	890	毛利元恒, 先代毛利元忠の子, 1925 小野田セメント取締役, 藤田合名顧問など, 1890-1966
小早川家(男爵)	164	690	720	770	小早川四郎, 毛利元昭の実弟
毛利男爵家	100	(690)	720	770	毛利五郎, 毛利元昭の実弟
吉川男爵家	150	(690)	720	770	岩国吉川家の分家, 吉川重国, 重吉の子, 昭和戦前期~戦後に宮内官僚, 1903-1996
前年度から利益積立金越高	—	17,225	18,975	20,891	
当年度利子収入	—	1,750	1,916	2,013	
計	—	18,975	20,891	22,903	
合計	5,611	37,950	40,691	43,703	
うち					
六分利公債	370	—	—	—	額面 350 円
整理公債	1,508	—	—	—	額面 1,500 円
整理公債交換高	3,400	—	—	—	
特別公債	—	1,972			額面 15 年 2,250 円, 16 年 1,750 円, 17 年 1,750 円
甲号公債	—	18,482	39,676	42,633	額面 15 年 19,750 円, 16 年 22,050 円, 17 年 25,150 円
四分利公債	—	16,869			額面 15~17 年 1 万 8 千円
現金	83	34	1,014	1,070	

(出所) 1892 年は「親属厚誼金ニ関スル協約書」(『例規』所収)および東京用達所『後年見渡綴込』(自明治 24 年至同 25 年), 1915~17 年は「親属共救積立金決算書」(『予算並決算書綴』大正 5 年度, 『予算並決算書』同 7 年度, 所収, 毛利博物館蔵).

注: 1) 各年 12 月末, ( ) は推定.

2) 1892 年下段の内訳は, 同年吉川重吉と毛利五郎が加わる前のもの. 1915 年下段の 37,950 円の内訳の計があわないがそのまま.

表 1-10 親属厚誼会決算書 (1915-17 年)

(円)

項目	1915年	1916年	1917年	備考
前年度から越高	11,734	11,986	12,280	
当年度利子収入	537	552	569	
計	12,270	12,537	12,849	
令扶会費用	△ 25	△ 28	△ 30	旧支藩主家その他の分家の各令扶による会合
懇親会費用	△ 259	△ 229	△ 300	旧支藩主家その他の分家当主らによる懇親会, 1890年代から継続
差引	11,986	12,280	12,519	
うち				
特別公債	480			額面 15~17 年 500 円
甲号公債	5,696	11,977	12,167	額面 15 年 5,800 円, 16 年 6,300 円, 17 年 6,500 円
四分利公債	5,320			額面 15~17 年 5,600 円
現金	490	304	352	

(出所) 前掲, 『予算並決算書綴』大正 5 年度, 『予算並決算書』同 7 年度.

うして豊栄神社・野田神社など山口町の神社の祭典にも, しばしば本分家当主一同が集まった。前田家の本分家も結束が弱いわけではないが, 毛利家の結束力は格別である。ただし 1890 年家憲の規定とは異なって, 困難に立ち至った家を救助するなどの規定はなくなっている。これら本分家の中に経済的な困難に直面したものがなかったからではないか。たんに「親属会同」を開

き、財政状況を含めた家政について意見の交換・忠告を行い、あとは懇親会を楽しむこととした<sup>58</sup>。

これに対して、1890年家憲制定前後頃に作られ、大正期以降も存続した、家老ら旧重臣に資金を拠出して救助するための「旧重臣家計特別恩助基金」は<sup>59</sup>、毛利宗家のみが拠出する特別会計であり、家政費の領域ではなく、資産運用の領域だったから、表1-8の史料にはない。そして先の国司家のように実際に生計困難となる旧重臣も少なくなかったためであろう、規模も大きかった。しかも、なんと第二次大戦後の1946年に毛利家が財産税によって資産の9割近い額の納税をよぎなくされる時に至っても、この基金だけは納税のためには取り崩さないという家憲改正を行ったのである（以上、後述）。同家の、かつての主だった家来らを守ろうとする姿勢の持続には、驚嘆するものがある。

## 2. 大正後期の資産と損益—1922～26年—

### (1) 家政管理体制と資産

まず長らく重要職の財産主管者だった毛利五郎が25年に没したために、五郎の実弟西園寺八郎が財産主管者になったようである。八郎は、39年に職制改正によって財産主管者が財務監督に名称変更した後も、46年7月に没するまで引き続きこの職にあった（『例規』所収史料によれば、46年3月も八郎が財務監督であった）。同家の家令については、前記のように、進十六が1920年3月12日に家令を免じられ、中村芳治が理事兼家令となり、高輪邸に勤務した。彼は、高齢により退職する1931年10月まで勤続した。

家政評議人は、1923年12月には以下のものであった<sup>60</sup>。毛利元雄（長府毛利家・元敏の嫡子、子爵）、小早川四郎（元昭実弟、男爵）、西園寺八郎、そして前記のように井上勝之助、山県伊三郎らであった。山県有朋は1922年2月に没するまで家政相談人であり、毛利家は、山県死去により「家政相談人薨去供進諸費」として6,447円を支出している<sup>61</sup>。

新任の家政協議人である井上勝之助や山県伊三郎は、雷を落とすので有名であった井上馨や、しばしば老獪な政治的立ち回りを行った山県有朋という先代らに比して、温厚で純朴な性格だったようである。井上勝之助は「特に伝ふべき逸話といふものは少い」と評せられ、それは「偉大なる凡人としての君の真面目を物語つて余りあるもの」とされている<sup>62</sup>。山県伊三郎は、「公の同僚及び部下に対する、公正無私にして、等級の高下を問はず、之を待つこと極めて厚く、殆んど

58 「親属会同規約書」（大正7年4月11日）（『例規』1762頁）。

59 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」104-105頁。

60 『予算及決算書』（大正12年度）所収の同家東京高輪邸事務所庶務課「大正十二年度所管経費決算書」に記された同年12月22日開催の家政協議人会の列席者。

61 『予算及決算書』（大正11年度）所収の「第式基本財産総決算書」。ただし「前例ヲ参酌シテ」とあるから、井上馨（1915年没）の例を踏襲したのであろう。

62 井上馨侯伝記編纂会『侯爵井上勝之助君略伝』（内外書籍、1934年）283頁。

表 2-1 第一基本財産の資産・負債 (1921-32年)

年次	借方(資産)								計
	土地	公社債	地所売却代 年賦未収金	銀行預金	信託預金	預ヶ金	仮払金	現金	
1921(大正10)年	256,835	1,039,318	198,750	934,436	—	110,000	187	13,749	2,553,275
22(〃11)年	282,400	1,486,858	1,198,750	935,132	—	510,000	3,666	6,585	4,423,390
23(〃12)年	251,562	2,379,656	848,750	1,246,214	—	—	5,399	81,750	4,813,331
24(〃13)年	259,997	2,779,656	198,750	1,456,762	—	—	180,409	16,577	4,892,151
26(〃15)年	230,496	2,418,406	198,750	1,149,367	291,785	602,657	332,092	5,848	5,229,401
27(昭和2)年	507,676	3,381,884	198,750	966,029	310,389	372,719	2,642	7,692	5,747,781
28(〃3)年	468,826	3,284,179	198,750	749,588	1,224,127	160,258	142,792	—	6,228,520
29(〃4)年	436,552	3,579,684	198,750	601,516	1,285,286	160,258	68,564	7,850	6,338,459
30(〃5)年	804,928	3,806,362	198,750	542,501	1,190,749	—	—	3,875	6,547,165
31(〃6)年	795,812	4,013,899	198,750	356,944	1,247,805	206,318	—	5,761	6,825,287
32(〃7)年	797,516	4,187,799	198,750	759,020	1,120,781	—	1,250	10,579	7,075,696

(出所) [毛利家] 財務課『予算及決算書』(大正11年度~同13年度, 昭和2年度~同3年度, 昭和5年度~同7年度)。

注: 1) 各年12月末, 利益処分前。

2) 「借方」の「預ヶ金」は, 1921-22年「第二基本財産へ預ヶ金」, 26-29年「貸付金」, 31年「第二基本財産へ融通金額」ではなく, 筆者によるもの。

一切を平等視せるの観あり。就中, 逆境者の為に深厚なる同情を表したり」などとある<sup>63</sup>。すでに述べたように, こうした家政協議人によって, 毛利家の以前よりも慎重かつ堅実な家政運営が遂行された。井上馨・山県有朋・伊藤博文らは, 幕末以来, 天皇や藩主らを戴きつつ, かつ天皇らを利用しながら新国家建設を推進せんとする姿勢が顕著であった。それは明治期の毛利家家政運営にも大きく反映された。井上・山県らは, 旧主家を戴きつつも都合よく利用する面も多かったのである。しかし彼らの没後, 毛利家家政協議人となった継承者らは, 幕末維新时期を成人として経験せず, 先代に比してそうした傾向が希薄な人々だったようであり, それは毛利家資産の安全かつ安定的な運用に寄与したと思われる。毛利家の家政運営のあり方とくに資産運用姿勢は, これら元老を含む有力旧臣の相次ぐ死去によって, 大正期に大きく変わっていった。

毛利家当主も, 敬親以来, 元徳, 元昭に至るまで, 伊藤之雄が描くところの成熟した明治天皇に似ており<sup>64</sup>, 若干不本意な点があっても, 原則として取巻きらの進言を容認する姿勢が一貫していた。さらにかつての藩主やその後の当主らも, 幕末以来, 有力家臣らの志に共鳴するところもあったと思われる。だからこそ明治期にも, 同家にとって自己犠牲的な経済行動を含む取巻きらの進言に, しばしば喜んで賛同したのである。こうして大正期に家政協議人らが元老らの次世代の人々に代わっても, 当主は彼らの助言を尊重した。

次に資産の概要を説明する。基本会計は, 1890年家憲制定以来の, 第一基本財産と第二基本財産である。前者は, 藩政期の撫育方を継承して, 原則として支出しない会計であることも不変である。このような会計システムが, 第二次大戦後の1946年でも存続しており, いつまで存続したかは不明だが, 少なくとも翌47年の華族制度廃止までは続いたであろう。

63 徳富猪一郎編『素空山縣公伝』(山縣公爵伝記編纂会, 1934年) 668頁。

64 伊藤之雄『明治天皇』(ミネルヴァ書房, 2006年)。

(円)

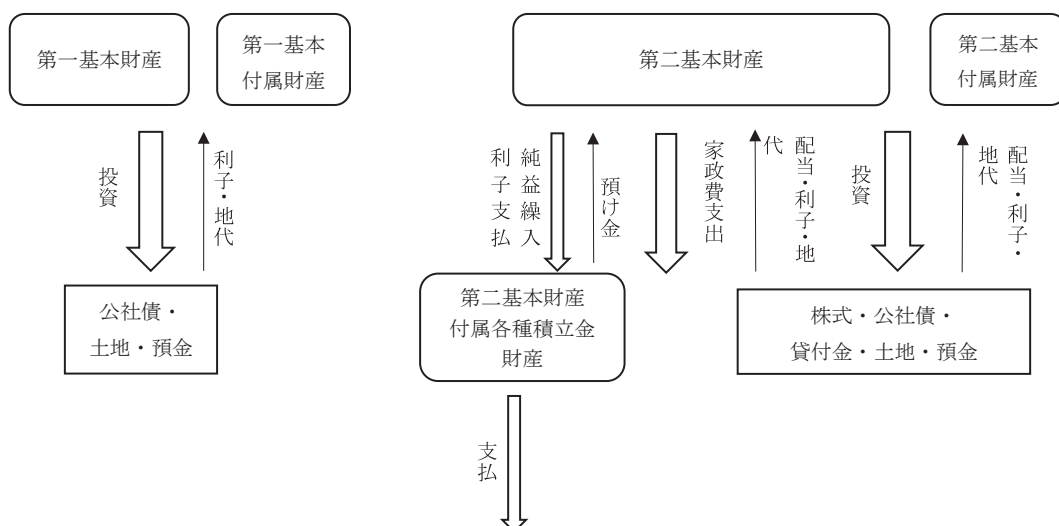
貸 方 (負債)								
基本金 (元資金)	保険金	南葛飾郡 地所整理 費積立金	仮受金	通常純益金	第一基本付 属財産ヨリ 預り金	公債償還 純益金	地所売却 純益金	計
1,700,000	350,000	154,067	4,136	143,350	2,900	—	198,822	2,553,275
1,949,770	442,171	109,752	8,420	190,276	2,900	9,788	1,710,314	4,423,390
3,705,218	300,000	113,451	271,419	274,045	—	—	149,197	4,813,331
3,916,461	512,000	58,031	1,875	262,628	—	—	141,156	4,892,151
4,260,234	640,000	8,793	38,712	251,629	—	—	30,033	5,229,401
4,481,435	—	—	2,341	336,755	535,439	—	391,810	5,747,781
4,860,000	—	—	127,390	190,521	829,088	12,602	208,920	6,228,520
5,100,000	—	—	27,445	82,258	1,047,114	1,250	80,392	6,338,459
5,190,000	—	—	37,452	101,051	1,172,027	—	46,635	6,547,165
5,280,000	—	—	51,764	193,425	1,285,672	—	14,426	6,825,287
5,390,000	—	—	105,601	164,851	1,414,769	—	475	7,075,696

「貸方」の「預り金」は、1922年のみ「第一基本付属財産整理済繰入金」。なお「資産」「負債」は史料の記載

それに加えて、これも明治期と同様に、第一基本付属財産、第二基本付属財産があった。さらに各種経済積立金があり、すべて第二基本財産に預けて資産運用することとしていた。この積立金は明治期に比して大幅に種類を増加させ、金額も増えている。しかしこれは1927年から第二基本財産付属財産とした。そして同年から第一基本付属財産は第一基本財産へ、第二基本付属財産は第二基本財産へ全額預け、第一基本、第二基本の両会計で資産運用することとした。結局、26年までの会計のしくみは、図1のようである。

まず第一基本財産をみると（表2-1）、利益を貯め込むだけで基本的に支出はしないという会計であるから、資産＝負債の合計額の増加は著しい。しかしどこまでも増加させる方針ではな

図1 毛利家会計のしくみ（1926年まで）



く、後述の1927年制定「家範」では、同会計の「定額」を1千万円としている。それに達していないために、利益を貯め込み、資産額を増やしている。資産で最も多いのは公社債であり、土地は多くなく、株式は皆無である。株式は価格変動が大きく、また出資先企業の破綻ないし株価大幅下落のリスクもある。第一基本財産は、リスクをかけて積極的に利殖をはかる会計ではなく、万一のための予備的資産という位置づけなので、株式はない。明治期の同会計も1897年から株式はもたなくなっている<sup>65</sup>。預け金も、同表に注記したように、多くは同家内部に対するものだったようである。また土地の資産額は多くないが、これは簿価であり、時価評価すると大幅に増加することは、その土地の一部を売却すると、巨額の売却益が出たことからも明らかである(同表・負債の「地所売却純益金」)。なお「保険金」は、「基本金ノ保険ニ充ツル積立ト、家督相続税引当ノ積立トノ目的トスルモノ」とあり、一部は相続税引当積立金であったが、同じ時期の第二基本財産所属の各種積立金にも「相続税積立金」があったから、これは第一基本財産への課税に対する相続税積立金であろう。いずれにせよ、「保険金」は「基本金」に準ずる内部資金であった。これは1914年と18年に設定されたようで、積立予定額も当初55万円であったが、その後増加させた<sup>66</sup>。27年には「保険金」の全部を第一基本付属財産の「準備積立金」などに組み替えた。資産の「地所売却代年賦未収金」19万8千円余は、前記の1911年に売却した留萌地所の未収金であり、留萌開発が順調に進展しなかったことの影響である。

第一基本付属財産は(表2-2)、明治期と同様に収益を生まない資産であり、具体的には自家用地のみで、簿価は7万円である。しかしこのうちには2万坪余の高輪邸も含まれており、時価は百倍近くあった(後述)。

次に第二基本財産は、積極的に利殖をめざすとともに、家政費支出を行う、中核的会計である(表2-3)。したがって同家所有株のほとんど全部がこれに所属し(株式は、他に各種積立金にごくわずかある。後掲表2-10など)、簿価では株式が過半を占める。貸付金は20年代前半に20万円程度あった以外にない。1900年代に貸付金が200万円もあったことと比して、大幅に減少している<sup>67</sup>。負債をみると同会計の純資産である自己資本だけでなく、同家の他会計からの預り金のほか、家の外部からの預り金なども少なくない。しかし第二基本財産の預り金が1900年代には200~300万円もあったことと比較すると、30年代を含めてせいぜい100万円程度と大幅に減少している。1920年代以降の預り先の全容は不明であるが、家職員身元保証積立金や、防長教育会寄託金(ただし無利子)のほか、やはり一族や縁故の寺社などから預かっていた<sup>68</sup>。

65 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」113頁、表4-1。

66 『予算及決算書』(大正11年度)所収の「考課状」。

67 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」116-117頁、表4-2。もはや明治期のような多額の、藤田家や貝島家、さらに久原家・鮎川家などへの貸金もない。ただし後述のように今村銀行への貸金、久原鉱業への債券貸はある。

68 『予算及決算書』(大正13年度)所収の「考課状」。



表 2-2 第一基本付属財産 (1921-37年) (円)

年次	借方 (資産)	貸方 (負債)			
	土地	元資金	計		
1921(大正10)年	73,359	73,359	73,359		
22(〃11)年	70,689	70,689	70,689		
23(〃12)年	70,689	70,689	70,689		
24(〃13)年	70,689	70,689	70,689		
26(〃15)年	70,435	70,689	70,435		
年次	第一基本 財産へ預 け金	準備積立金			計
		欠損補填 準備積立 金	第一基本 財産相続 税準備積 立金	邸宅新築 改築費積 立金	
27(昭和2)年	789,138	589,138		200,000	789,138
28(〃3)年	1,001,130	718,963		282,167	1,001,130
29(〃4)年	1,121,014	791,987		329,027	1,121,014
30(〃5)年	1,229,713	863,027		366,685	1,229,713
31(〃6)年	1,383,523	985,151		398,372	1,383,523
32(〃7)年	1,497,095	1,097,309		399,787	1,497,095
37(〃12)年	…	1,790,169		…	…
1927年予定高		250,000	1,500,000	800,000	2,550,000
38年〃		250,000	3,750,000	…	…

(出所) 表 2-1 と同じ。1937 年および予定高は、『例記』所収史料による。  
 注：1) 各年 12 月末、1922-26 年は「第一基本付属財産」、1927 年以降は「第一基本財産付属財産」、1927 年以降は純益処分後。  
 2) 1921 年の資産には、「第一基本へ預け金」2,900 円と「第一基本付属へ組替高」230 円があるが、ともに土地 73,359 円に含まれる。  
 3) 1927 年の「準備積立金」は、「第一基本財産「保険金」から 70 万円を組み換え、そこから五分利公債額面 20 万円 (実額 17 万円余) を買い入れ、それを小早川家へ払出した残額に第一基本財産からの利子を加えたもの。  
 4) 1927 年以降の「邸宅新築改築費積立金」は主として東京高輪邸に対する積立金 (以上、『例規』所収の「家範ノ規定ニ拠ル各種積立金ニ関スル件、伺」昭和 2 年 6 月 7 日による)。

ところで、1910~11 年頃の用達所山口出張所『日記』によると、元就・敬親・元徳らを祀る豊栄・野田両神社の基本財産公債を山口出張所が預かって、利子だけを神社に渡している。その限り、前田家と藩祖利家を祀る尾山神社との関係とまったく同じであるが<sup>69</sup>、前田家が、神社に寄進した公債元本に神社側が手をつけて無駄遣いをするのを防ぐために、最初から公債を渡さないのに対して、毛利家は有価証券の管理上預かってやっているだけのように思われる。なぜなら、元就の菩提寺洞春寺や、山県有朋・伊藤博文・井上馨その他多くの縁故者からも、同じように有価証券や資金を預かっており、利子配当を渡したり、あるいは利子配当もそのまま預かったりしている。現代の証券会社が顧客の投資家に対して有価証券や資金を預かり管理するという保護預りと同じである。毛利家が豊栄・野田両神社に対してだけ、保護預りではなく無駄遣いをさせないために公債を預かるのは、不自然である。前田家は、そのような保護預りは全然しなかった。こちら、尾山神社に対してだけ保護預りの便宜を与えたという解釈も不自然である。

69 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」122 頁、注 236。

表2-3 第二基本財産の資産・負債 (1921-32年)

年次	借方(資産)										計
	土地	公債	社債	株式	出資金	銀行預金	信託預金	貸付金	仮払金	現金	
1921(大正10)年	—	1,892,016	342,000	4,260,878	—	67,786	—	—	25,760	—	6,588,440
22(〃11)年	—	1,892,016	341,000	4,505,303	—	110,765	—	270,000	23,584	—	7,142,668
23(〃12)年	—	1,610,616	—	4,763,863	—	235,040	—	238,050	26,110	6,490	6,880,168
24(〃13)年	—	1,610,616	—	5,091,363	—	141,430	153,739	238,050	211,592	—	7,446,789
26(〃15)年	—	1,610,616	—	5,203,963	—	292,596	175,392	—	318,894	4,805	7,606,266
27(昭和2)年	5,545	1,610,616	42,838	5,485,213	1,000	431,615	186,575	—	344	6,259	7,770,004
28(〃3)年	5,545	1,610,616	42,838	5,848,913	2,000	213,235	152,948	—	5,933	3,976	7,886,004
29(〃4)年	5,545	1,610,616	42,838	5,898,047	2,500	329,698	160,361	—	17,068	9,982	8,076,655
30(〃5)年	165,863	1,469,160	42,838	5,983,288	2,500	279,840	162,792	—	14,542	7,386	8,128,208
31(〃6)年	165,863	1,469,160	67,800	5,965,288	2,500	429,843	170,295	—	15,902	5,219	8,291,870
32(〃7)年	164,853	1,469,160	67,800	5,724,138	2,500	681,710	—	—	10,145	64,300	8,184,604

(出所) 表2-1と同じ。

注：1) 各年12月末。1921年は利益処分前、22年以降は利益処分後。参考として各年の「益金」も示した。( )は推定。

それはさておき、預り金が大きく減少した要因は、1つには、一族を含めて幕末維新期に功績のあった人々やその遺族らが没していったことによるであろう。それだけでなく、有力旧臣の継承者から高利で余裕資金を預かることを、もはや廃止したのではないかと推測される。実際同家がその後も長く手厚く保護しようとした、八家など旧重臣に対しても、1922年に「独立ノ氣象ヲ奮奮セシムルヲ急務トシ」、預かっていた有価証券・現金を返還した<sup>70</sup>。この頃、ようやく近世的な家臣団保護体制から近代的な経済主体としての自立へとでもいうべき変化が見られた。ただしそうだとすると、そうした有力旧臣家との関係が疎遠になるわけではまったくなく、すでにふれたように、昭和期にかけて山県有朋家・井上馨家・野村靖家・木戸孝允家などの継承者ないし子弟が同家家政協議人になった。いずれにしても、多くの縁故者から、高利で多額の資金を預かり、低利で多額の資金を貸し出すという明治期における同家の縁故者優遇財務政策は、相当に変化していた。こうして、毛利家なる存在は、次第に旧臣その他の公共的な存在という性格を希薄化させてゆき、近代法的な個人の家へと変貌していったように思われる。

第二基本財産所属諸積立金は、前記のように大幅に種類も金額も増えていた(表2-4)。これは明治末から大正前期に新たに設定されたはずである。将来予想される種々の出費に備えたものであり、それぞれについて「積立予定額」を設定して、順次それに近づけていく方針であった。明治期に比較して、先を見通して用意周到かつ慎重な姿勢に変化していると感じられる。以下、1922年度『予算及決算書』に従って、順に説明する。

(1) まず「相続税積立金」は、いずれ代替わりの際は「相続税ハ巨額ヲ要スヘク」、「御財政上ノ基礎ニ動揺ヲ来スヘキ虞アルヲ以テ」、1918年に積立予定額を45万円と定め、以後毎年利子5

70 『予算及決算書』(大正11年度)所収の「考課状」。

(円)

貸 方 (負債)										
本会計自己資本			毛利家他会計からの預り金			外部資金			(参考) 益金	計
基本金	保険金	予備金	第一基本 より預り 金	諸積立預り 金	第二基本 付属より 預り金	財産外預り 金	仮受金	一時借入 金		
4,300,000	—	61,908	110,000	1,198,883	200	592,870	2,554	—	322,025	6,588,440
4,600,000	100,000	—	510,000	1,307,288	200	591,911	33,269	—	192,566	7,142,668
4,700,000	—	100,000	—	1,457,469	—	572,030	50,670	—	230,151	6,880,168
4,950,000	—	100,000	—	1,533,322	—	800,933	62,534	—	338,518	7,446,789
5,205,545	—	100,000	—	1,312,803	—	(987,918)		—	288,394	7,606,266
5,510,000	—	—	—	—	1,134,239	952,043	163,722	—	723,700	7,770,004
5,620,000	—	—	—	—	1,179,778	897,078	189,147	—	214,903	7,886,004
5,750,000	—	—	—	—	1,292,840	(1,006,989)	(26,826)	—	184,610	8,076,655
5,870,000	—	—	—	—	1,206,349	1,013,054	38,805	—	226,134	8,128,208
5,885,000	—	—	206,318	—	1,274,287	732,543	33,723	160,000	55,372	8,291,870
5,900,000	—	—	—	—	1,452,334	821,454	10,816	—	145,900	8,184,604

表 2-4 第二基本財産所属別途経済各種積立金 (1921-26年) (各年末、円)

項 目	1921年	1922年	1923年	1924年	1926年
相続税積立金	323,909	370,307	414,003	434,920	500,070
男女子分与積立金	128,459	134,882	141,627	148,708	…
特別積立金	67,231	96,858	126,761	133,136	…
墓地整理費積立金	2,362	654	689	—	—
非常特別積立金	84,082	88,339	92,811	97,510	29,972
邸宅建築費積立金	413,768	439,944	489,960	535,253	584,386
家職員恩給基金	85,303	87,203	89,497	91,908	105,221
旧重臣ノ内、家計特別恩助基金	82,584	84,565	86,285	88,236	…
内、現金(第二基本へ預ヶ高)	(50,834)	(45,465)	(46,535)	(33,486)	(27,918)
株式元資金(下記の3銘柄)	(31,750)	(39,100)	(39,750)	(54,750)	…
第二基本財産欠損補填準備金	37,047	36,472	47,747	50,142	55,347
御霊社別途金	3,622	4,096	4,700	4,971	6,921
鎮守三神社別途資金	2,266	2,399	2,537	2,687	2,969
多々良邸建築引除金	—	670	601	601	—
計	1,230,633	1,346,388	1,497,219	1,588,072	…
内、現金第二基本財産へ預ヶ高	(1,198,883)	(1,307,288)	(1,457,469)	(1,533,322)	(1,312,803)
東京電灯1200株元資金	(24,000)	(33,000)	(33,000)	(48,000)	…
信越電力120株元資金	(1,500)	(3,000)	(6,000)	(6,000)	…
東亜電機元資金	(6,250)	(3,100)	(750)	(750)	…
株式計	(31,750)	(39,100)	(39,750)	(54,750)	…

(出所) 表 2-1 と同じ。

注: 1) 益金処理後の数値。

分を加えて増やすこととした。しかし同家資産も漸次増加しているので、積立予定額も今後増加させる必要があるとしている。実際、表 2-4 をみると、5%以上増加させている年が多い。後述のように、1927年に目的をやや拡張して「準備積立金」とし、積立額も30年前後には約100万円、37年には150万円にも達したが、翌38年の元昭没による相続税額は500万円にも及んだのである。

(2) 「男女子分与積立金」は、次三男や女子が成年になって分家ないし嫁入りの際に財産分与す

るための準備であり、すでに1890年家憲付録にも規定があった。これも毎年利子5分を加えて増やすこととし、積立予定額は15万円であった。実際、年5%ずつ増加している。積立額が15万円に達した場合は、超えた分は第二基本財産に戻す方針であった。

(3) 関連して「特別積立金」は、女子が他家へ嫁す際に、この分与金のほかに持参金が必要となる場合もありえるので、かねてからその準備として、1人分5万円として、元昭の娘である顕子・茂登子・浜子の3人分、計15万円を積み立てることにした。しかし「種々ノ事情」からもっと増額の必要を見込み、計30万円を積み立てることとした。そして1922年時点ですでに顕子と茂登子は婚嫁しており、「分与積立金」からの贈与とは別に、「特別積立金」から公債を額面10万円ずつ贈与した。これを差し引いた額が1921年の6万7千円であり、これに2万5千円を積み増し、かつ5%の利子を加えたのが、1922年残高9万6千円であった。「分与積立金」に加えて、わざわざ「特別積立金」を設定し、さらに金額の追加を要した「種々ノ事情」とは、顕子が嫁いだのは、家格は高いが没落した旧公家・清華家の醍醐家（後の海軍中将醍醐忠重）、茂登子の婚家はやはり資産家とはいえない旧公家・羽林家の愛宕家<sup>おたぎ</sup>、浜子は曾我野藩という旧小藩大名戸田家だったということであろう。表2-4の1926年は「男女子分与積立金」「特別積立金」がともに不明になっているが、浜子が戸田忠肅<sup>ただよし</sup>に嫁し、子女で財産分与する対象者がいなくなったことから、この積立金を廃止したためと思われる。

(4) 「墓地整理費積立金」は、表2-4をみると額は少ないが、それは前年1921年に墓地整理を行って、多額を支出した結果である。歴史の古い有力大名華族は、先祖の墳墓が「各地ニ散在」しているため、その整理に迫られた。このため1916年にこの積立金を創設して、第一次大戦期に同家の剰余金が増加した際に積み増して、1921年には6万5千円となった。そして同年ここから6万2千円余を支出して墓地整理をしたという。前記の東京市内諸寺院の墳墓を、世田ヶ谷村若林に移して設置した毛利家墓所や、山口県萩の大照院などに移したことが、それである。

(5) 「非常特別積立金」は、「御凶事等ノ非常事故」に備えてとあり、そのような場合には予備金10万円が準備されているものの、そこから毎年予算不足金や予算外臨時費に流用しているので、到底足りず、この積立金に10万円を準備することにしたとある。「御凶事等」とあるから、やや病弱ですでに50歳代後半になっていた当主元昭が没することを想定したものであろう。26年前の1896年に先代元徳が没した時でさえ、葬式その他の費用に18万円もかかったからである<sup>71</sup>。

(6) 「邸宅建築費積立金」は金額が大きい。すでに山口野田別邸や萩別邸などは、この積立金からの支出によって「改築的大修繕及移築等ヲ決行」したという。高輪邸も邸地や家職舎宅の整備改築が計画されており、早晚、防府本邸の改築も必要となるはずなので、75万円を積立予定額とした。

71 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」156頁。

(7)「家職員恩給基金」について。同家で終身恩給制度がいつ創設されたかはっきりしないが、1911年制定の「用達所規則」には規定されている<sup>72</sup>。それによれば、二等役（二等家従）以上の男子職員で、勤続15年以上の者へ支給することとしている。明治期から創設されている官吏への恩給に倣ったものであろう。これに基づき、同家としては支払いの義務を負い、かつ財政の都合で増減できないため、相当の基金が必要との認識から、10万円を積立予定額とした。

(8)「旧重臣ノ内、家計特別恩助基金」は、1890年末の家憲制定により八家（最上層家老）の財政を支援するために創設された。八家の大半が財政に困難を来たしていたからである<sup>73</sup>。しかしこの基金は、おそらく1890年代のうちに、八家とそれに次ぐ国司家・清水家を加えた10家に対する基金になった<sup>74</sup>。1927年の記録では、この基金は八家と国司家・清水家の10家に対して「特別ニ保護ヲ加へ」る目的で設定されたが、独力で生計を立てられる右田毛利家・吉敷毛利家を除く8家に対して、毛利家が各1万円、計8万円を元手として、1917年まで毎年1家につき600円ずつ、計4,800円を交付することとしてきた<sup>75</sup>。しかし年600円ずつの交付額では将来不十分となるので、1918年3月に基金増殖の計画を立て、家政協議人会の承認と当主の決裁を経て、基金の一部を株式投資にあてたという（表2-4のように、1920年代前半の株式投資額は3~5万円余）。

(9)「第二基本財産欠損補填準備金」は、次のような説明がなされている。

本積立金ハ、平素ニ於テスル準備金ヲ要スルカ如キ事体ヲ生シメサル様、周到ノ注意ヲ払フヘキハ勿論ナレトモ、将来ヲ虞ルトキハ、如何ナル变故ニ遭遇シ如何ナル欠損ヲ来スヘキ哉モ計リ難キニ依リ、予メ万一ノ為メ相当ノ補填準備ヲ設ケ置クハ御財政上安全ノ策ニシテ、且ツ緊要ノ義ナルヲ以テ、基本金高ノ十分ノ一ヲ目途ニ、漸次積立ヲ行ハルヘキコトニ決定セラレタルモノナリ

要するに、積極的な利殖をめざす第二基本財産は、株式投資も多いので、企業破綻による損失もありうることから、設定された。しかし明治期には同様の資産運用をしていても、このような基金を作ることはなかった。明らかに明治期とは異なるスタンスである。そしてこの基金は第二基本財産基本金の10分の1をめざすとあり、この頃の第二基本の基本金は400万円台であったから（表2-3）、40万円余が積立予定額であった。

そして実際に1922年に、株の減資などによる損失補填に、この基金が活用された。すなわち1つは、東亜電機株式会社（電話機メーカー）株を第二基本財産と旧重臣家計恩助基金のうちに

72 『改正規則大全』（明治44年、毛利博物館所蔵）所収、第75条以下。

73 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」104-105、148頁。

74 清水家は、1582（天正10）年、備中高松城の戦いにおいて、毛利家と家来らに殉じて切腹し、水攻めを行った羽柴秀吉が「武士の鑑」と賞賛した清水宗治の子孫である。同家は幕末維新期にも毛利家重臣として活躍し、のち男爵を授けられた。また1890年代後半~1900年代前半の同基金の額を示した、拙稿、同上論文、48頁の表4-14では、「八家」ではなく、すでに「旧家老保護積立預り金」となっている。

75 「家範ノ規定ニ拠ル各種積立金ニ関スル件、伺」（昭和2年6月7日、『例規』所収）。

少しずつ有していたが、これが減資となったため、家政協議人会や当主の決裁を経て、6千円余を支出した。もう1つは、株取引の保証金の代用として、東京株式取引所仲買人吉川正夫へ五分利付公債額面6万円を提供していたが、1920年恐慌によって吉川が打撃を受けて、公債返済が不能となった。このため公債買入代5万2千円余を支出したという。

1920年恐慌では毛利家所有株も一時的には暴落したであろうが、この恐慌の回復は早く、減資や回収不能になった損失は、この程度だったようである。20年恐慌による毛利家への影響は限定的であったといえる。

(10)「御霊社別途資金」について。明治初年に大名華族とりわけ大藩大名華族の多くが、家の祭祀を仏式から神式に転換した<sup>76</sup>。そして有力大名華族は本邸内に神式の「御霊社」「祖霊舎」を設置した。この基金の趣旨は、玉串料などを積み立て、祭具・祭服の費用とするというものであった。決算書に、

従来玉串料其他ノ献供料金ヲ別途ニ積立、御祭具、御祭服等ノ費用ニ充テシメラルヘキ慣例ヲ踏襲シ来リタルモノナリ

とある。積立予定額は設定していない。

(11) 同家関係の神社は多いが、この頃、防府本邸内に、宮崎八幡宮、秋葉社があり、これらの祭典資金のための基金が「鎮守三神社別途資金」であった。宮崎八幡宮は、鎌倉時代の毛利家祖先である大江広元が鶴岡八幡宮を甲州宮崎庄に勧請したとされ、次いで毛利師親（元春）が安芸吉田に勧請、さらに毛利輝元が萩城に遷座し、1876年高輪邸に遷した<sup>77</sup>。そして1916年防府本邸が竣工すると、そこに鎮座した。秋葉社は、7代藩主重就の時代に三田尻御茶屋に建立し、のち萩城内に遷座し、1873年東京に遷して、福寿稲荷社と合併した。これも1916年に防府本邸に遷されたようである。資金を積み立て、その利子を祭典費にあてることとし、それらは家事部の家令・家扶の管理下にあった。しかし彼らを取り扱った貸付金がしばしば焦げ付いて、1912年に財務部管理に移したという。

御鎮守社タル宮崎八幡宮、秋葉神社、稲荷神社ノ御祭典資金トシテ、昔年若干ノ金額ヲ引除ケ、積立テ、之ヨリ生スル利子金ヲ以テ御祭典費ニ充テシメラルヘキコトニ相成居リ、其資金ノ利殖運転ハ専ラ令扶ノ取扱ニ属シ居リシモ、原来御財産ノ一部ニ属スヘキ性質ノモノニ付、去ル明治四十五年一月八日付ヲ以テ、伺定ノ上、当時ノ財務部管理ニ移スコト、ハナレリ、然ルニ従来利殖ノ為メ、貸付金ノ内、回収不可能ニシテ欠損ニ帰セシモノ多ク、財務部ヘ引継当時ノ現在高ハ僅カニ千参百弍円九銭壱厘ニ過キス、此資金ノ利子ニ頼リ三神社ノ御祭典費支弁ハ不可能ニ付、其利子ヲ以テ之ヲ支弁シ得ヘキ金額ニ達スル迄ノ間ハ、専ラ蓄積

76 森岡清美『華族社会の「家」戦略』（吉川弘文館、2002年）127頁。

77 以下、前掲、時山『増補訂正もりのしげり』166頁。ただし宮崎八幡宮は、甲州宮崎から安芸吉田へ勧請されたのではなく、相模国宮崎からともある（安芸吉田市ホームページなど）。甲州には大江広元の所領は確認されていない（上杉和彦『大江広元』吉川弘文館、2005年、173-176頁）。

表 2-5 第二基本付属財産 (1921-26 年) (円)

年次	借方 (資産)				貸方 (負債)	
	土地	債券	第二基本 へ預け金	計	元資金	計
1921(大正10)年	26,211	8,600	200	35,011	35,011	35,011
22( 〃 11)年	26,211	8,400	200	34,811	34,811	34,811
23( 〃 12)年	26,211	8,400	—	34,611	34,611	34,611
24( 〃 13)年	25,701	8,400	—	34,101	34,101	34,101
26( 〃 15)年	(25,701)	(8,400)	—	34,101	34,101	34,101

(出所) 表 2-1 と同じ。

注: 各年末現在。( ) は推定。

ヲ計ルヘキコトニ御決定ヲ仰キ

とある。積立予定額は設定していない。

全体として、明治末頃から大正前期にかけて、将来起こりうる事態に備えて、諸積立金が整備されていった。明治期の家政運営とは一変した感がある。

次に、第二基本付属財産は、主要資産がほぼ自家用の土地であり(表 2-5)、三田尻別邸・野田別邸・萩別邸・岸津別邸(防府)などであった(後掲表 2-14)。簿価 2 万円程度であるが、これも含み益がかなりあるはずである。これも 1927 年に第一基本財産に編入した。

さて以上のような第一基本・第二基本財産など諸会計を一括して表示したものが表 2-6 であり、諸会計を統合して資産の種類別に表示したのが表 2-7 の総括表である。1905 年以來、最初に判明する毛利家総資産の簿価は、1921 年 12 月の 856 万円である。その後、純資産簿価は、1930 年代初頭にかけて 1 千万円台の前半に増加していった。

これに対して前田侯爵家の純資産簿価は、明治期から順調に増加して、1922 年 3 月簿価は 1,052 万円であった(表 2-8)。やはり、前掲拙稿で述べたように、毛利家は 1900 年代まで前田と資産額でほぼ肩を並べていたが、1905 年頃の百十銀行への支援によって 265 万円もの巨額の損失を被り、前田に追い抜かれたことを裏付けている。しかし前田との差は、百十銀行救済による損失を考えると、それほど大きく拡げられておらず、むしろ毛利は挽回したかのようにみえる。毛利の挽回の一因は、前掲拙稿で指摘した明治末期における筑豊金田炭坑やその他各地地所の売却益、鉄道株などの含み益実現によるものであろう。後述のように、22 年末に毛利の純資産が前年末より一挙に 200 万円も増加したのも、すぐ述べるように、主に土地売却益の獲得によるものであった。前田も明治末～大正前期に地所売却によって含み益を実現させた場合もあるが、それほど大規模な売却益獲得はなく、1908 年に渋谷地所 4 万坪余を日本大博覧会事務局経理部に売却して、16 万円余の売却益を得た件が最大と思われる<sup>78</sup>。石川県耕地は大正初期に元の地主に売却したが、地主から買い取り始めたのは 1905 年であり、最大の所有面積 162 町になるのは 1909 年であったから、ほんの数年間所有しただけであり、買い取りはもともと地主への救

78 前田家『財産台帳』(明治 41 年度)。

表 2-6 諸会計の純資産

項 目	1921年	1922年	1923年	1924年	1926年
第一基本財産					
基本金	1,949,770	3,705,218	3,916,461	4,132,000	4,411,000
保険金	442,171	600,000	512,000	600,000	700,000
南葛飾郡地所整理費積立金	154,067	109,752	113,451	158,276	79,689
付属財産	73,359	70,689	70,689	70,689	70,435
計	2,619,367	4,485,659	4,612,600	4,960,965	5,261,124
第二基本財産					
基本金	4,300,000	4,600,000	4,700,000	4,950,000	5,205,545
予備金・保険金	61,908	100,000	100,000	100,000	100,000
益金	322,025	—	—	—	—
付属財産	35,011	34,811	34,611	34,101	34,101
計	4,718,944	4,734,811	4,834,611	5,084,101	5,339,647
別途経済各種積立金	1,230,633	1,346,388	1,497,219	1,588,072	(1,312,803)
総計 (正味資産)	8,568,944	10,566,858	10,944,430	11,633,138	(11,913,573)

(出所) 表 2-1 と同じ。

注: 1) 各年 12 月末。総計が同家純資産。

2) 1922 年の増加は地所売却益が大きい (含み益の実現)。

表 2-7 総資産と総負債の内訳

項 目	1921年	1922年	1923年	1924年	1926年
借方 (資産)					
株式	4,292,628	4,544,403	4,803,613	5,146,113	—
出資金	—	—	—	—	—
公社債	3,281,934	3,728,274	3,998,672	4,398,672	(4,037,422)
土地	353,276	379,300	348,462	356,387	(326,632)
地所売却代年賦未収金	198,750	1,198,750	848,750	198,750	198,750
銀行預金	1,002,222	1,045,897	1,481,253	1,598,191	1,441,963
信託預金	—	—	—	153,739	175,392
貸付金	—	270,000	238,050	238,050	—
仮払金	25,947	27,250	31,508	392,002	650,986
現金	13,749	6,585	88,240	16,577	10,653
計	9,168,505	11,200,458	11,838,549	12,498,480	—
貸方 (負債)					
内部資金					
第一基本財産 (附属を含む)	2,619,367	4,485,659	4,612,600	4,960,965	5,261,124
第二基本財産 (26まで含附属)	4,718,944	4,734,811	4,834,611	5,084,101	5,339,647
各種積立金 (27年～第二附属)	1,230,633	1,346,388	1,497,219	1,588,072	(1,312,803)
小計 (正味資産)	8,568,944	10,566,858	10,944,430	11,633,138	(11,913,573)
外部負債					
財産外預り金	592,870	591,911	572,030	800,933	—
仮受金	6,690	41,689	322,089	64,409	—
一時借入金	—	—	—	—	—
小 計	599,561	633,600	894,119	865,342	—
総 計	9,168,505	11,200,458	11,838,549	12,498,480	—

(出所) 表 2-1～表 2-3、後掲表 3-6 から作成。

注: 各年 12 月末。



(円)

1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年
4,860,000	5,100,000	5,190,000	5,280,000	5,390,000	5,473,000
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
789,138	1,001,130	1,121,014	1,229,713	1,383,523	1,497,095
5,649,138	6,101,130	6,311,014	6,509,713	6,773,523	6,970,095
-----					
5,510,000	5,620,000	5,750,000	5,870,000	5,885,000	5,900,000
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
1,200,989	1,246,616	1,359,678	1,273,186	1,338,125	1,516,171
6,710,989	6,866,616	7,109,678	7,143,186	7,223,125	7,416,171
-----					
—	—	—	—	—	—
12,360,127	12,967,746	13,420,692	13,652,899	13,996,648	14,386,267

(円)

1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1938年9月 (相続財産決定額)
5,551,963	5,915,750	5,964,884	6,050,125	6,029,125	5,787,975	6,379,202
1,000	2,000	2,500	2,500	2,500	2,500	—
5,035,338	4,937,632	5,233,137	5,318,359	5,550,859	5,724,759	5,422,175
513,221	474,371	442,097	970,791	961,675	962,369	3,744,561
198,750	198,750	198,750	198,750	198,750	198,750	5,831
1,397,644	962,823	931,214	822,341	786,786	1,440,730	4,070,609
496,964	1,377,075	1,445,647	1,353,542	1,418,100	1,120,781	—
372,719	160,258	160,258	—	—	—	124,740
2,986	148,725	85,632	14,542	15,902	11,395	—
13,950	3,976	17,831	11,260	10,980	74,879	2,400
13,584,535	14,181,362	14,481,951	14,742,210	14,974,677	15,324,138	21,760,000
-----						
5,649,138	6,101,130	6,311,014	6,509,713	6,773,523	6,970,095	...
5,510,000	5,620,000	5,750,000	5,870,000	5,885,000	5,900,000	...
1,200,989	1,246,616	1,359,678	1,273,186	1,338,125	1,516,171	...
12,360,127	12,967,746	13,420,692	13,652,899	13,996,648	14,386,267	21,760,000
-----						
952,043	897,078	(1,006,989)	1,013,054	732,543	821,454	...
262,365	316,538	(54,271)	76,257	85,487	116,417	...
—	—	—	—	160,000	—	...
1,214,408	1,213,616	(1,061,259)	1,089,312	978,029	937,871	...
13,574,535	14,181,362	14,481,951	14,742,210	14,974,677	15,324,138	...

表2-8 前田侯爵家総資産(1) (1913-24年)

(円)

各年3月末	有価証券	不動産			農場資本	貸付金	海面埋立費	林業経営費	純資産計
		土地	建物	計					
1913(大正2)年	4,702,981	391,485	924,926	1,316,411	196,621	293,243	88,963	53,603	(6,928,070)
14(〃3)年	4,911,446	489,149	959,665	1,448,815	201,529	333,946	88,963	65,047	(7,095,653)
15(〃4)年	5,141,846	483,741	978,339	1,462,080	206,396	264,848	91,532	77,140	7,303,305
16(〃5)年	5,128,691	475,834	1,025,597	1,501,430	212,812	268,031	91,532	90,304	7,565,510
17(〃6)年	5,228,760	486,609	1,040,317	1,526,926	216,180	227,276	91,532	104,670	8,068,632
18(〃7)年	5,631,056	498,008	1,126,336	1,624,344	224,875	240,809	91,532	120,409	8,330,701
19(〃8)年	6,541,149	488,866	1,158,520	1,647,386	229,128	154,439	91,532	138,652	8,713,598
20(〃9)年	7,708,674	484,271	1,216,142	1,700,412	234,654	347,754	—	162,807	9,559,090
21(〃10)年	8,308,982	525,871	1,321,368	1,847,239	245,289	375,930	—	196,850	9,695,050
22(〃11)年	9,152,776	539,708	1,300,691	1,840,399	245,471	288,945	—	234,408	10,526,823
23(〃12)年	8,168,854	613,078	1,326,854	1,939,932	247,907	138,185	—	269,019	10,614,834
24(〃13)年	8,063,678	667,393	1,228,800	1,896,193	249,721	152,700	—	301,913	10,451,334

(出所) 同家『決算書』各年度。

注: 簿価。( )は筆者算出。表示していない項目もある。

済的な性格があったから、買取価格に近い額で売り戻しており、売却益はほとんど出していない。毛利は明治末から土地を積極的に売却・縮小して、含み益を実現したのに対して、前田は1926年に本郷邸と駒場地所を東京帝大と等価交換する頃まで、土地所有の変動は小さく、その後もむしろ北海道の山林などを含めて拡大することもめだった<sup>79</sup>。

したがって、毛利よりも前田の方が含み益は多かったはずである(たとえば毛利の1922年簿価は前年より200万円増加したが、この年に土地売却益を171万円得ていた。もしこの土地を売却しなかったら、簿価は30万円増えただけである)。実際、前田の簿価と時価の両方がわかる1924年3月は後者が前者の2.3倍だったのに対して、毛利の1927年時価(後述)は同年簿価の1.9倍であった。さらに前田は明治期から簿価を控えめに算定する傾向があり(後述のように時価も同様)、たとえばすぐ述べるようにある銘柄の株を一部売却して含み益が実現しても、その分、残った株の簿価を圧縮して、資産額を増やさない操作まで行うこともあった。

そこで明治期の毛利と前田の株式簿価を比較すると、表2-9のようになる。比較するには、両家と同じ時期に同じ銘柄を所有している必要があるから、そのような例は案外多くない。そしてこの表をみると、日銀株のように前田の単価の方がかなり上回っている銘柄もあるが<sup>80</sup>、他は前田の単価が上回っていても、大した差ではなく、それよりも前田の方が大幅に低い例が少なくない。むろん両家とも発行市場で取得したために単価は同額の場合もあるが、発行市場で取得した株でも前田は低い単価にしていることがある。そもそも前田の十五銀行株・横浜正金田株・日本鉄道旧株は、世襲財産と予備財産に分けて所有しており、同じ銘柄でも単価が異なる。その理由の1つは流通市場から高値で追加的に購入した場合もあったが、予備財産の十五銀行株はそうではない。1897年に第十五国立銀行の十五銀行への改組の際に受け取った後者の株の一部を売却

79 同家『決算書』各年度、所収史料による。

80 日銀株単価の相違は、毛利が同行設立時に発行市場で取得したのに対して、前田は流通市場から高値で取得したからである。

表2-9 毛利・前田両家の1株当株式簿価(1899-1905年) (円)

銘柄	毛利家							前田家						
	1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年	1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年
十五銀行(世襲) 〃(予備)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東京海上保険 日本銀行							12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
横浜正金銀行旧(世襲) 〃旧(予備) 〃新 〃第3新	190.6	190.6	190.6	169.7	169.7	169.7	169.7	107.6	107.6	107.6	107.6	107.6	107.6	107.6
	148.8	148.8	148.8	50.0	50.0	50.0	50.0	164.5	164.5	130.6	130.6	130.6	130.6	130.6
		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	125.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
大阪商船旧 〃新 〃新2	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	13.7
						6.3	18.8							6.3
日本鉄道旧(世襲) 〃旧(予備) 〃第7回新 〃第8回新	72.8	72.8	72.8	72.5	72.5	61.3	61.3	50.5	50.5	50.5	50.5	50.5	50.5	50.5
	41.0	44.0	47.0	50.0	50.0				60.0	60.0	60.0	59.3	59.3	
	12.5	12.5	12.5	12.5				12.5	12.5	12.7	12.7	12.7	12.7	15.7
総武鉄道旧 〃新 〃第3回新 〃第4回新 〃第5回新	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
	25.0	50.0	50.0	12.5	12.5	12.5	12.5	20.0	25.0	5.0	5.0	15.0	15.0	15.0
	5.0	5.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5		5.0	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0
北海道炭鉄鉄道旧 〃新	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3
	5.0	5.0	5.0	20.0	22.5	30.0	66.0			5.0	20.0	22.5	30.0	

(出所) 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」表4-6の史料、および前田家『財産台帳』各年度。

注：1) 毛利は各年12月末、前田は各年4月1日。したがって、払込額などは、前田が毛利より1年遅れて表示される場合がある。

2) 「銘柄」欄の「世襲」「予備」は、前田家の「世襲財産」「予備財産」。

して、売却益を生み出したが、その利益分を予備財産の残りの十五銀行株簿価を圧縮することによって処理していた(1株当払込額は100円であるが、1株当簿価は62円50銭)。つまり利益を獲得しても、帳簿上の総資産額を増やしていないのである。前田が売却益を得た場合にいつもそうした資産圧縮の処理を行ったわけではないが、毛利はそのような手の込んだことを行った形跡はない。したがって全体として、前田の資産簿価は毛利より低めに記録されている。前掲拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」では、明治期の毛利と前田の総資産額を簿価で比較し、1900年代前半頃には前田が毛利に追いついて、両家はほぼ同程度という評価を行ったが(116頁)、すでに前田が毛利を上回っていた可能性が大きいと思われる。

そのようなわけで、毛利の1921年12月簿価と前田の22年3月簿価の格差200万円は、実際はもっと大きかったはずである。その後、前田家の決算書は、毛利と異なって、後述のように1923年度末から毎年、資産額を時価で記録するようになったから、同年度以降の前田の資産額を、毛利の表2-6、表2-7の額と単純に比較できなくなる。23年度以降の毛利と前田の総資産額の比較は、後述する。

さて表2-6、表2-7からは同家の1920年恐慌による影響はわからないが、27年金融恐慌および30年代初頭の昭和恐慌による影響はほぼまったくみられず、かなり順調に簿価を増やしてい

た。むろん簿価だから株価暴落（および上昇）の影響はもともと現れないのであるが、表2-7のように、同家は大量の安全な公社債を有しており、預貯金も後述のように大半は財閥系銀行（のち財閥系信託会社も加わる）に対するものであった。また所有株の大半は優良株なので、破綻する企業はほとんどなかった。なお表2-7によると、土地の資産額が有価証券・預貯金に比して多くないように見える。しかし土地（および有価証券）の簿価は、たいてい取得価格であった。しかも同家の主要な所有地は、明治初期ないし明治前期頃に取得したものが多く、さらに近世から継承した山口県の自家用地もあった。したがって取得価格は著しく低く、ゼロの場合すらあった。それがとりわけ第一次大戦期以降大幅に値上がりしたから、実際の時価は何倍にもなっていた。表2-7の最右欄は、38年9月元昭没に伴う相続財産最終決定額であるが、この年の前期に同家は砂町地所を205万円で売却したことがわかっているから、それを加えれば、土地は債券よりも多く、株式に迫る勢いになっていた。次に、より具体的に各資産について検討する。

## (2) 有価証券所有

### (i) 株式所有

まず所有銘柄と株数の推移について30年代を含めてみると（表2-10）、きわめて安定的な所有を継続しており、追加買入・新規買入は若干あるが、とくに1920年代は売買など変動が少ない。30年代には売却例は増えるが、その多くは所有株の追加払込のための現金需要をまかなうためであった。また大半は名だたる優良株であり、明治期の所有株にみられたような将来予想が容易でない企業の株は多くない<sup>81</sup>。簿価（多くは取得価格ないし払込額）からみると（表2-11）、特定株の大量所有は横浜正金株と小野田セメント株でみられ、所有のあり方にやや偏りがある（1930年の小野田セメント株が同家全株簿価に占める比率は37%、4割に近い）。しかしそれを別とすれば、多くの銘柄への比較的少数の分散投資となっている。しかも小野田セメントは旧領企業の振興というよりも、むしろ安定した優良株との認識によるものだったであろう。同社はとくに第一次大戦期から1920年代前半頃まで高収益・高配当を実現していたし、その後も同業他社に比して利益率は高く、昭和の戦時期にも概ね業績は好調であった<sup>82</sup>。もっとも、同家は1896年まで同株に投資しなかったとはいえ、97年以降同株を増やしていったし、同じ頃から同社東京出張所と毛利高輪邸の間で、相互に便宜を図って融通しあっていたようであり<sup>83</sup>、同社とは特別な関係にあった。そして1912年・22年・31年頃には毛利家の小野田セメント所有株数は三井合名と同じかまたは若干上回る筆頭株主になっており、戦時期から1946年に至るまで、2~4位

81 この点、この時期において、有力大名華族がみな毛利家と同様というわけではないらしい。別稿で述べるが、とくに1930年代後半の前田侯爵家の所有株は、著名な大企業株もあるが、興味深いことに、著名でない新興企業株がきわめて多い。むしろ毛利の方が保守的になっている。

82 『小野田セメント百年史』（1981年）258-259, 320-321, 366, 410頁。

83 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」表4-6（122頁）、および146頁の注361。

の大株主であり続けた<sup>84</sup>。

毛利家は昭和恐慌後には、新興重化学工業株などの銘柄への新規投資を増加させている。それでも、30年代以降の前田家との比較では、朝鮮・満州関係株が多くなく、植民地・半植民地への投資は消極的といっても過言ではない<sup>85</sup>。これらに対する評価として、慎重な姿勢といえるかもしれないし、井上馨らが没して、投資についても内向きないし視野の狭さにつながったといえるかもしれない（明治期に台湾製糖に出資したのも井上の進言であった）。土地所有のあり方を含めて、大正・昭和戦前期において前田が比較的積極的な投資姿勢をとったのに対して、毛利は逆にやや保守的な投資姿勢に転じたように思われる。

次に表2-11の下部に、所有株の名義を示したが、元昭名義率は一貫して5割台にすぎず、長男元道の名義株が大きな比重を占めている。その理由は、元道の株主総会出席のためではないし（元道は現役の若手陸軍将校であり、株式総会への出席などは不可能であった）、相続税対策でもない<sup>86</sup>。すると、元道名義株がかなり多かったのはなぜか。後掲表3-3、表3-4のように、元道名義資産はほとんどが株式であり、他に土地がわずかにあったのみである。筆者の推測は以下のようである。土地建物・公債・預貯金などと異なって、株式は当該企業の破綻ないし大きな株価下落の可能性がある、その場合、名義人の名が傷つくことを恐れたのではないか。そこで、表示は略すが、37年における所有株の名義区分をみると、たとえば日銀・十五銀行・横浜正金の大半は元昭名義であるが、百十銀行は元道名義の方が多い。東武鉄道・汽車製造・東京電灯・古河電気工業・王子製紙・若松築港・群馬水電・山陽電気軌道などは全部元道名義である。小野田セメントはちょうど半分ずつ分けている。その他、住友化学・住友金属などは全部元昭名義に対して、再編まもない日本産業や、日立製作所・日本水産など日産系の多くは元道名義である。もっとも三菱重工株も元道名義であるなど、やや判然としないところもあるが、同家は明治期にも、後に失敗に帰した横浜水道会社への多額の出資や創業期の筑豊金田炭坑を家職の柏村信名義にしたり、経営状況が芳しくなかった北海道釧山会社の株全部を今村繁三ほかの他人名義にしていた。倒幕・新政府樹立を果たし、天下の覇者となった同家としては、明治期から毛利公爵家当主の名に傷がつかないように極力配慮し、株式についてのリスクを分散化した気配が濃厚である。大名華族資産家（さらに一般の資産家）が、自らの資産を他人名義にするということはしばしば

84 前掲『小野田セメント百年史』第4-48表（257頁）、第5-21表（318頁）、第7-19表（407頁）。

85 前田家は朝鮮・満州関係株への比較的積極的な投資のみならず、（北海道における林業経営とともに）戦時期に朝鮮においても大規模な林業経営を開始した（後述）。もっとも前田家当主利為は、1940年秋頃には、対米英蘭戦争への危機感を募らせていたのであるが（前掲『前田利為』398頁）。むろん毛利家も対米戦争を想定して、植民地・半植民地への投資を控えたわけではない。

86 元昭から元道への相続の際に、あらかじめ資産を元道名義にしているも、税務当局はすでに相続が開始されていたとみなして相続税非課税にはしないのがふつうであり、その程度のことは、毛利家は百も承知であった。後述のように同家は1927年に相続税のシミュレーションを行っているが、元道名義資産も相続税課税対象であることを前提としていた。

表 2-10 所有株式・出資金 (1922-38 年) (1)

銘 柄	1922年	1923年	1924年	1927年	1928年	1930年	1931年
(第二基本財産)							
日本銀行旧	150	150	150	150	150	150	150
〃新	150	150	150	150	150	150	150
十五銀行旧	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	} 570	570
〃新	3,000	3,000	3,000	1,850	1,850		
横浜正金銀行旧	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
百十銀行旧	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
〃新	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
三井銀行新	500	500	500	500	500	500	500
三菱銀行新	—	—	—	—	—	300	300
漢城銀行新	100	100	100	100	50	50	50
三井信託	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東武鉄道旧	500	500	500	500	500	500	500
〃新	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
〃は新	—	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000
汽車製造旧	1,500	1,500	1,500	} 3,500	3,500	3,500	3,500
〃新	2,000	2,000	2,000				
〃新 2	—	—	—	3,500	3,500	3,500	3,500
東京電灯旧	6,200	6,200	6,200	} 10,700	12,197	11,657	12,192
〃新	4,500	4,500	4,500				
古河電気工業旧	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
〃新	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
早川電力旧	3,583	3,580	} 6,330	6,330	—	—	—
〃新	2,750	2,750					
信越電力	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	—
群馬水電	—	—	—	—	—	—	—
東亜電機製造	63	16	16	—	—	—	—
山陽電気軌道	—	—	500	500	500	500	500
小野田セメント旧	8,000	8,000	} 16,000	16,000	} 32,000	32,000	32,000
〃新 2	8,000	8,000					
〃新 3	—	—	16,000	16,000	32,000	32,000	32,000
台湾製糖旧	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
〃新	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
王子製紙旧	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
〃新	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
東京海上保険旧	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
〃新	—	—	—	—	—	—	—
千代田火災保険	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
千歳火災海上再保険	375	375	375	375	375	375	375
中央火災傷害保険	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
若松築港会社旧	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
〃新	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
久原鉱業旧	1,000	1,000	1,000	400	400	—	—
日本産業旧	—	—	—	—	—	400	400
〃新	—	—	—	—	—	—	—
日本鉱業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
戸畑鑄物会社旧	—	—	—	16	16	16	16
〃新	—	—	—	—	8	8	8
萩疎水土地会社	—	—	100	100	100	100	100
東京瓦斯旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
南満州鉄道第二新	—	—	—	—	—	—	—
住友化学工業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
住友金属工業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
住友電線	—	—	—	—	—	—	—
三菱重工業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
日立製作所旧	—	—	—	—	—	—	—
〃新	—	—	—	—	—	—	—
日本水産	—	—	—	—	—	—	—
日産化学	—	—	—	—	—	—	—
(第二基本付属各種積立金)							
東京電灯	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,260
信越電力	120	120	120	120	120	120	—
東亜電機	62	15	15	—	—	—	—
戸畑鑄物会社旧	—	—	—	15	15	15	15
〃新	—	—	—	—	7	7	7
[出資金]							
山口県海外移住組合	—	—	—	50	50	50	50

(出所) 表 2-1 と同じ。1937・38 年は前掲『相続財産一件書類』。

注：すべて第二基本財産。第一基本・第一基本付属・第二基本付属には株式はない。元昭名義以

(株数)

1932年	1937年	1938年	備 考
150	150	150	
150	150	150	
570	570	570	金融恐慌による減資で30年は株数1/5となる
12,800	12,800	12,800	
2,000	2,000	2,000	
4,000	4,000	4,000	
500	500	500	
300	300	300	
50	50	50	本店京城、東京など内地にも支店あり、28年減資
1,000	1,000	1,000	1924年応募
500	500	—	} 1938年2,000株全部売却
1,500	1,500	—	
2,000	1,000	—	1933年1,000株、38年1,000株売却
3,500	7,000	7,000	
3,500	4,660	4,660	
12,192	11,152	7,892	1937年2,300株、38年2,000株売却
1,254	} 2,508	2,508	1927年は東京電力
1,254			
—	—	—	1928年東京発電、31年東京電灯に合併、その際2株で1株交換
—	2,000	2,000	1936年買入
—	—	—	1923年売却、1922・38年東亜電話機製造
500	500	500	1924年応募
32,000	32,000	32,000	1938年、他に田中名義200株
19,880	9,800	10,000	1928年旧株に対し1万2,800株の割当、35年2,800株売却
5,800	5,800	5,800	
5,800	5,800	5,800	
2,000	4,000	4,000	
2,000	4,000	4,000	
4,000	4,000	4,000	
—	4,000	4,000	
1,500	1,500	1,500	
375	375	375	
2,000	2,000	2,000	貝島系、1936年中央火災海上障害保険、37年日産火災海上保険
2,000	2,000	2,000	
2,000	2,000	2,000	
—	—	—	1926年600株売却、日本産業へ
400	3,000	3,000	1935年2,600株追加買入、28年日本産業、38年満州重工業
—	3,000	3,000	1935年応募
—	2,000	2,000	1929年日本産業の鉱業部門が独立
—	2,000	2,000	
16	—	—	} 鮎川義介(大祖父に井上馨)が創設、現、日立金属
8	—	—	
100	—	—	1924年買入、35年売却
—	3,000	3,000	1934年買入
—	1,000	1,000	1935年買入
—	2,000	2,000	1933年買入
—	600	600	
—	600	600	
—	500	500	
—	500	500	
—	200	200	1920年株式会社住友電線製造所、1939年住友電気工業
—	1,000	1,000	1933年買入
—	1,000	1,000	1937年応募
—	42	22	1936年買入
—	42	22	1936年応募
—	1,500	1,500	1937年応募
—	—	1,575	1938年買入
1260	…	…	1924年まで新株
—	…	…	
—	…	…	
15	…	…	
7	…	…	
50	50	50	

外の株を含む。

表 2-11 所有株式・出資金 (1922-38 年) (2)

銘 柄	1922年	1923年	1924年	1927年	1928年	1930年	1931年
(第二基本財産)							
日本銀行旧	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
〃 新	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	15,000
十五銀行旧	200,000	200,000	200,000	100,000	100,000	57,000	57,000
〃 新	75,000	75,000	75,000	46,250	115,625	—	—
横浜正金銀行旧	1,391,500	1,391,500	1,391,500	1,391,500	1,391,500	1,391,500	1,391,500
〃 新	96,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
〃 〃 新	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
三井銀行新	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
三菱銀行新	—	—	—	—	—	15,000	15,000
漢城銀行新	1,250	1,250	1,250	1,250	625	625	625
三井信託	—	—	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
東武鉄道旧	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
〃 〃 新	18,750	18,750	26,250	37,500	45,000	52,500	52,500
〃 〃 〃 新	—	—	—	10,000	20,000	30,000	30,000
汽車製造旧	75,000	75,000	75,000	—	—	—	—
〃 〃 新	75,000	75,000	75,000	175,000	175,000	175,000	175,000
〃 〃 〃 新 2	—	—	—	43,750	43,750	43,750	43,750
東京電灯旧	310,000	310,000	310,000	—	—	—	—
〃 〃 新	123,750	123,750	180,000	535,000	609,850	582,850	609,600
古河電気工業旧	62,700	62,700	62,700	62,700	62,700	62,700	62,700
〃 〃 新	15,675	15,675	15,675	15,675	15,675	15,675	15,675
早川電力旧	179,150	179,000	—	—	—	—	—
〃 〃 新	71,000	126,000	318,750	318,750	—	—	—
信越電力	26,750	53,500	53,500	53,500	53,500	53,500	—
群馬水電	—	—	—	—	—	—	—
東亜電話機製造	3,150	800	800	—	—	—	—
山陽電気軌道	—	—	2,500	3,750	5,000	8,750	10,000
小野田セメント旧	480,000	480,000	—	—	—	—	—
〃 〃 新	200,000	380,000	800,000	800,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
〃 〃 〃 新 2	—	—	240,000	680,000	—	—	—
〃 〃 〃 新 3	—	—	—	—	400,000	640,000	640,000
台湾製糖旧	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
〃 〃 新	72,500	72,500	72,500	72,500	72,500	116,000	116,000
王子製紙旧	95,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
〃 〃 新	25,000	25,000	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000
東京海上保険旧	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
千代田火災保険	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750
千歳火災海上再保険	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688
中央火災傷害保険	—	—	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
若町築港会社旧	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
〃 〃 新	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
久原鋁業旧	109,690	100,000	100,000	35,100	35,100	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	35,100	35,100
日本鋁業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
戸畑鑄物会社旧	—	—	—	800	800	800	800
〃 〃 新	—	—	—	—	100	100	100
萩疎水土地会社	—	—	2,500	3,750	3,750	4,000	4,000
東京瓦斯旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
南満州鉄道第二新	—	—	—	—	—	—	—
住友化学工業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
住友金属工業旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
住友電線	—	—	—	—	—	—	—
三菱重工旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
日立製作所旧	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃 新	—	—	—	—	—	—	—
日本水産	—	—	—	—	—	—	—
日産化学	—	—	—	—	—	—	—
計	4,505,303	4,763,863	5,091,363	5,485,213	5,848,913	5,983,288	5,965,288
内、元昭名義	2,654,411	2,772,001	2,982,501	2,952,126	3,332,876	3,376,751	3,384,251
元道名義	1,850,892	1,991,862	2,108,862	2,514,962	2,497,912	2,588,412	2,573,537
福原俊丸名義	—	—	—	7,500	7,500	7,500	7,500
中村芳治名義	—	—	—	10,625	10,625	10,625	—
(元昭名義率%)	58.9	58.2	58.6	53.8	57.0	56.4	56.7
(第二基本付属積立金)	39,100	39,750	54,750	66,750	66,838	66,838	63,838
東京電灯	33,000	33,000	48,000	60,000	60,000	60,000	63,000
信越電力	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	—
東亜電機	3,100	750	750	—	—	—	—
戸畑鑄物会社旧	—	—	—	750	750	750	750
〃 〃 新	—	—	—	—	88	88	88
株式総計	4,544,403	4,803,613	5,146,113	5,551,963	5,915,750	6,050,125	6,029,125
[出資金]							
山口県海外移住組合	—	—	—	1,000	2,000	2,500	2,500

(出所) 前表と同じ。

注: 1) 1937 年の時価以外は、簿価 (元資金すなわち取得価格)。38 年は払込額。各年末ないし翌年 1/1 現

2) すべて第二基本財産。

3) 信越電力は「備考」のように、28 年に東京発電に合併され、さらに 31 年東京電灯に合併されたが、



(円)

1932年	1937年 (同左時価)	1938年9月	備 考	
30,000	30,000	92,700	30,000	1927年3/20時価11万2,500円
15,000	15,000	69,300	15,000	1927年3/20時価8万5,500円
57,000	57,000	49,020	57,000	金融恐慌による減資で30年は株数1/5となる
1,391,500	1,280,000	2,611,200	1,280,000	1927年3/20元昭名義1万1,200株の時価218万1,760円
100,000	100,000	100,000	100,000	
50,000	50,000	50,000	50,000	
47,500	25,000	42,250	25,000	
15,000	7,500	13,860	7,500	
625	625	250	625	本店京城、東京など内地にも支店あり、28年減資
25,000	25,000	51,200	25,000	1924年応募
25,000	25,000	33,750	—	
52,500	60,000	82,500	—	
30,000	20,000	27,000	—	
175,000	350,000	630,000	350,000	
43,750	58,250	170,090	58,250	
609,600	557,600	674,696	394,600	
62,700	125,400	309,738	125,400	
15,675				
—	—	—	—	1927年は東京電力
—	—	—	—	1928年東京発電、31年東京電灯に合併、2株で1株交換
—	70,000	104,000	—	1936年買入
—	—	—	—	1923年売却
11,250	15,000	10,000	—	1924年応募
1,600,000	1,600,000	2,912,000	1,600,000	
397,600	318,500	617,400	—	
290,000	290,000	739,500	290,000	
116,000	116,000	407,160	116,000	
100,000	200,000	405,200	200,000	
50,000	50,000	199,200	—	
200,000	200,000	692,000	200,000	
—	100,000	408,000	100,000	
18,750	18,750	13,800	18,750	
4,688	4,688	4,575	4,688	
25,000	25,000	22,000	25,000	1936年中央火災海上障害保険、37年日産火災海上保険
100,000	100,000	144,000	100,000	
25,000	25,000	51,400	—	
—	—	—	—	日本産業へ
35,100	150,000	241,500	150,000	28年日本産業、38年満州重工業
—	112,500	186,000	—	1935年応募
—	100,000	251,000	100,000	1929年日本産業の鉱業部門が独立
—	75,000	215,600	100,000	
800	—	—	—	鮎川義介(大叔父に井上馨)が創設、現日立金属
100	—	—	—	
4,000	—	—	—	1924年買入、35年売却
—	150,000	219,000	150,000	1934年買入
—	12,500	20,500	—	1935年買入
—	80,000	95,400	—	1933年買入
—	30,000	56,400	30,000	
—	7,500	27,900	15,000	
—	25,000	43,500	25,000	
—	6,250	21,000	12,500	
—	5,000	10,000	10,000	1920年株式会社住友電線製造所、1939年住友電気工業
—	50,000	86,500	50,000	1933年買入
—	12,500	41,500	—	1937年応募
—	2,100	4,242	1,100	1936年買入
—	525	2,008	—	1936年応募
—	18,750	63,450	—	1937年応募
—	—	—	—	1938年買入
5,724,138	6,756,938	13,323,289		
3,141,851				福原俊丸は旧宇部領主福原家当主・男爵 中村芳治は家令
2,574,787				
7,500				
54.9				
63,838				1924年まで新株
63,000				
—				
750				
88				
5,787,975				
2,500	2,500	1,000	2,500	

在。ただし38年は9月。38年は一部推定を含む。

31年の合併の際2株で1株交換したはずである(上記の東京電灯欄を参照)。

見られたことであるが、その理由は様々であり、かつ家によっても大きく異なっていた<sup>87</sup>。

(ii) 債券所有

国債、有力企業の社債および金融債は安全資産として、第一基本、第二基本財産ともに大量に有していた(表2-12、元資金は額面と同額か若干低い程度であり、表示を略した)。24年まで大半は国債であり、他に興銀債と汽車製造債があるだけである。このうち24年の汽車製造社債は、後述の22年に同社に売却した深川砂町地所の売却未収金を社債に振り替えたものである。第二基本付属財産にある東京倶楽部は、1884年に井上馨の発案により、国際親善などを目的として鹿鳴館内に設立されたイギリス風のクラブであり、現存する<sup>88</sup>。これは実質的に華族による出資だったであろう。毛利家の史料は「社債」としているが、無利子だったはずであり、利子収入はない。

ところでこれらの債券をどのような形態で保有したかを示した表2-13によると、久原鋳業に国債額面150万円を貸していた。久原鋳業の創始者久原房之助は、藤田伝三郎の甥であり、藤田組小坂鋳山の勤務経験もあり、その後日立鋳山開発に乗り出し、1912年に久原鋳業を設立した。しかし同社は1920年恐慌で大打撃を被った<sup>89</sup>。このためか、毛利家は1926年に久原鋳業株の一部を売却している。他方、この久原への国債貸付は、従来の研究ではまったく指摘されていないが、長州出身の久原を救済するためのものであることは明白である。そしてこの貸付国債は久原鋳業が資金借入する際の担保として利用したであろう。これは、明治期に毛利家が藤田伝三郎に200万円もの資金貸付や多数の有価証券貸付をしたことと軌を一にする。やはり大正期になって、井上馨ほか政界長州閥を構成した有力旧臣が没していったとはいえ、なお明治期と同様な実業家救済を行っていたのである。この国債貸付は久原鋳業が日本産業に改組されても継続された。

また明治期以来、依然、今村家との密接な関係も継続していた<sup>90</sup>。今村家が出資・経営する合資会社今村銀行は31年に解散するが、遅くとも22年以降同銀行が廃業する頃まで公債を、判明する限り10~30万円程度貸し渡していた。これも今村が借入する際に担保として利用する使用貸借契約だったはずである。後述のように、今村銀行へは25年から多額の資金貸付も行うようになる。

87 ちなみに、明治後期の前田家が名義株を設定した理由の多くは、名義人となった家職・評議員らを株主総会に出席させて経営動向を把握するというものであった(前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」68頁、注161)。

88 一般社団法人東京倶楽部のホームページを参照。

89 近年の久原鋳業に関する研究としては、宇田川勝『日産の創業者 鮎川義介』(吉川弘文館、2017年)、同『日産コンツェルン経営史研究』(文真堂、2015年)などがある。

90 このように両家は親しい関係であったから、西園寺公一も、大正前期の小学校時代に、父八郎に連れられて、今村繁三邸内の道場での剣道の寒稽古に、今村家の親戚にもなった桂太郎の孫らと通ったという(前掲、西園寺『貴族の退場』146頁)。

表 2-12 所有債券 (1922-32 年)

(額面, 円)

銘 柄	年利%	1922 年	1923 年	1924 年	1927 年	1928 年	1930 年	1931 年	1932 年
第一基本財産									
帝国特別公債	5.00	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
帝国甲号五分利公債	5.00	1,230,000	1,355,000	1,355,000	2,465,000	2,515,000	3,156,500	3,276,500	3,476,500
帝国キ号五分利債券	5.00	43,125	43,125	43,125	—	—	—	—	—
第 43 回五分利債券	5.00	—	—	—	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050
第 45 回五分利債券	5.00	—	—	—	—	172,800	172,800	172,800	172,800
帝国ヒ号五分利債券	5.00	162,600	162,600	162,600	162,600	—	—	—	—
帝国ト号五分利債券	5.00	—	300,000	300,000	300,000	300,000	150,000	150,000	150,000
小計		1,615,725	2,040,725	2,040,725	3,153,650	3,213,850	3,705,350	3,825,350	4,025,350
日本興業銀行割引債	—	—	500,000	250,000	250,000	250,000	370,000	470,000	470,000
汽車製造会社第 2 回社債	7.50	—	—	650,000	210,000	50,000	—	—	—
第一基本総計		1,615,725	2,540,725	2,940,725	3,613,650	3,513,850	4,075,350	4,295,350	4,495,350
第二基本財産									
帝国特別公債	5.00	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	8,000	8,000	8,000
帝国甲号五分利公債	5.00	1,592,000	1,592,000	1,592,000	1,592,000	1,592,000	1,502,000	1,502,000	1,502,000
帝国五分利公債	5.00	300,000	—	—	—	—	—	—	—
汽車製造会社社債	(6.80)	5,000	—	—	—	—	—	—	—
日本興業銀行第 1 回債券	(5.20)	350,000	—	—	—	—	—	—	—
王子製紙社債	(6.00)	—	—	—	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
東京倶楽部	—	—	—	—	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
計		2,325,000	1,670,000	1,670,000	1,713,100	1,713,100	1,553,100	1,578,100	1,578,100
第二基本付属財産									
東京倶楽部		8,400	8,400	8,400	—	—	—	—	—
債券総計		3,949,125	4,219,125	4,619,125	5,326,750	5,226,950	5,628,450	5,873,450	6,073,450

(出所)『予算及決算書』各年度.

注: 1) 各年末ないし翌年 1 月 1 日, ( ) は推定.

2) 1922 年期中は, このほか朝鮮事業公債額面 15 万円があり, 期中に満期償還.

表 2-13 債券保有形態 (1922-32 年)

(額面, 円)

項 目	1922年	1923年	1924年	1927年	1928年	1930年	1931年	1932年
第一基本財産								
(1) 日銀甲種登録済 計	…	…	…	2,937,650	2,992,850	3,001,850	3,825,350	4,025,350
うち世襲財産設定済	…	…	…	1,668,600	2,957,850	3,001,850	3,012,850	3,012,850
(2) 今村銀行へ貸								
帝国甲号五分利公債	…	…	…	50,000	50,000	—	—	—
帝国ト号五分利債券	—	…	…	150,000	150,000	—	—	—
今村銀行へ貸 計	…	…	…	200,000	200,000	—	—	—
(3) 金庫へ保管								
帝国甲号五分利公債	…	…	…	16,000	21,000	703,500	—	—
第二基本財産								
(1) 今村銀行へ貸								
帝国特別公債	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	—	—	—
帝国甲号五分利公債	30,000	30,000	90,000	90,000	90,000	—	—	—
帝国五分利公債	150,000	—	—	—	—	—	—	—
今村銀行へ貸 計	250,000	100,000	160,000	160,000	160,000	—	—	—
(2) 久原鉱業へ貸								
帝国甲号五分利公債	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
(3) 早川電力へ貸								
帝国五分利公債	130,000	—	—	—	—	—	—	—
(4) 金庫へ保管								
帝国特別公債	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
帝国甲号五分利公債	—	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
今村銀行へ貸 総計	(250,000)	(100,000)	(160,000)	360,000	360,000	—	—	—

(出所) 前表と同じ.

注: 1) ( ) は推定.

2) 「久原鉱業への貸」は, 1930 年以降は日本産業へ貸.

表 2-14 所有土地簿価 (1921-38 年)

地所所在地	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年
(第一基本財産)								
東京府南葛飾郡砂町(田畑宅地山林原野)	…	10,000	10,000	10,000	…	…	9,990	9,990
〃 荏原郡世田谷村(畑山林)	185	185	213	213	…	…	198	—
埼玉県川口町(田畑宅地)(1933川口市)	4,144	4,144	3,694	3,276	…	…	3,267	3,267
広島県高田郡吉田町・丹比村(田畑山林)	…	378	746	1,085	…	…	1,135	1,135
山口県佐波郡防府町ほか(田が大部分)	…	70,181	67,634	67,634	…	…	57,295	55,782
〃 吉敷郡山口町ほか(田畑宅地山林)	…	129,629	123,377	150,428	…	…	99,798	98,542
〃 阿武郡萩町ほか(山林)	5,485	5,485	5,485	6,218	…	…	6,214	6,214
〃 厚狭郡小野田町(田・宅地など)	…	30,410	13,345	3,318	…	…	—	—
福岡県京都府行橋町ほか	…	31,988	27,069	17,824	…	…	—	—
東京市日本橋区外 4 郡共有地所	—	—	—	—	—	—	—	—
(第一基本付属財産, 27年～第一基本財産)								
東京市芝区高輪南町(邸宅地)	37,844	37,844	37,844	37,844	(37,844)	(37,844)	256,599	220,683
東京府荏原郡世田谷村(墓地・附属地)	136	136	136	136	…	(116)	116	151
神奈川県鎌倉町(墓地・附属地)	8	8	8	8	(8)	(8)	8	8
広島県高田郡吉田町(墓地・附属地)	89	89	89	89	(89)	(89)	89	89
〃 高田郡丹比村(墓地・附属地)	…	350	350	350	(350)	(350)	350	350
山口県佐波郡防府町(邸宅地)	31,902	31,902	31,902	31,902	…	(31,668)	31,668	31,668
〃 佐波郡富海村(墓地)	0	0	0	0	(0)	(0)	0	0
〃 吉敷郡山口町(墓地・附属地)	146	146	146	146	(146)	(146)	146	146
〃 吉敷郡吉敷村(墓地)	1	1	1	1	(1)	(1)	1	—
〃 阿武郡萩町(墓地・附属地)	…	131	131	131	(131)	(131)	131	131
〃 阿武郡椿東村(墓地・附属地)	63	63	63	63	(63)	(63)	63	63
〃 阿武郡椿村(墓地・附属地)	17	17	17	17	(17)	(17)	17	17
(第二基本付属財産, 27年～第一基本財産)								
山口県佐波郡防府町(三田尻別邸・附属地)	820	820	820	820	(820)	(820)	9,434	9,434
〃 佐波郡牟礼村(岸津別邸・附属地)	360	360	360	360	(360)	(360)	2,733	2,733
〃 吉敷郡山口町(野田別邸・附属地)	2,731	2,731	2,731	2,731	(2,731)	(2,731)	12,181	12,181
〃 阿武郡萩町(萩別邸地)	16,751	16,751	16,751	16,240	(16,240)	(16,240)	16,240	16,240
〃 阿武郡椿東村(姥倉記念碑建設地)	5	5	5	5	(5)	(5)	—	—
第一基本財産 計	256,835	282,400	251,562	259,997	…	230,496	507,676	468,826
第一基本付属財産 計	73,359	70,689	70,689	70,689	…	70,435	—	—
(第二基本付属財産, 27年～第二基本財産)								
東京市芝区白金猿町(白金別邸・附属地)	5,545	5,545	5,545	5,545	(5,545)	(5,545)	5,545	5,545
〃 日本橋区外 4 郡共有地所	—	—	—	—	—	—	—	—
第二基本財産 計	—	—	—	—	—	—	5,545	5,545
第二基本付属財産 計	26,211	26,211	26,211	25,701	(25,701)	(25,701)	—	—
総 計	353,276	379,300	348,462	356,387	…	(326,632)	513,221	474,371

(出所) 表 2-10 と同じ。

注: 1) 各年末または翌年 1 月 1 日。( ) は推定。

2) 1926 年までは第二基本財産に土地なし。

3) 1938 年相続税申告額は、同年 9 月現在の時価であり、当然過少である。

4) 高輪本邸地は、1922・23 年一部を京浜電気鉄道に売却しても簿価を減らしていない(含み益がきわめて大きいからか)。

5) 山口県佐波郡防府町(邸宅地)の 1938 年は三田尻別邸・岸津別邸地を含む。

6) 「東京市日本橋区外 4 郡共有地所」(第一・第二基本財産)の所在は、後掲表 3-15 を参照。

7) このほか資産外共有地(山口県防府町溜池および山口町亀山園)がある。表 2-15 の注 3 を参照。

### (3) 土地所有

大正期以降の同家資産の特質を知るうえで、土地所有はきわめて重要である。まず、各会計ごとに区分した所有土地簿価は表 2-14 のようである。総計をみると、1922 年は前年より 2 万円余増加しているが、これは、山口県吉敷郡山林 20 町などを毛利忠三(旧八家毛利重輔の養子、男爵)から 5 万円で買い入れたためであり(売却も 2 万 5 千円ある、後掲表 2-16-1)、この買入は旧重臣に対する救済的な性格があった(毛利忠三は鉄道技師であったが、病気だったのである

(円)

1930年	1931年	1932年	1938年相続 申告額	備 考
9,990	9,990	13,920	1,169,552	22～31年田畑30町5反・宅地1,691坪、32年田畑22町2反・宅地1,871坪など 2町5反
—	—	—	—	
3,236	3,233	3,229	130,606	22年田畑2町・宅地6,589坪、30年1町2反・5,361坪、38年2反・8,040坪
1,135	1,135	1,135	34,919	1938年は墓地の附属地を含む。30年52町3反
51,311	42,197	42,197	121,777	22年田23町ほか、30年18町5反・宅地3,663坪
98,542	98,542	98,542	45,149	22年田27町・山林36町ほか。27年田12町5反売却。38年墓地附属地を含む
6,214	6,214	6,214	93,038	22年山林72町。38年は墓地の附属地を含む
—	—	—	—	22年田33町・宅地5,162坪、23年田19町・宅地417坪。27年田18町8反ほか売却
—	—	—	—	22年田49町・塩田49町など。27年田18町8反ほか売却
388,441	388,441	386,220	…	
172,847	172,847	172,847	1,675,329	26年2万3,547坪・時価353万2,188円。1920年まで3万坪余
151	151	151	4,992	26年1町7反5畝・時価5万2,580円
8	8	8	243	
89	89	89	29	1938年は附属地を含まない
350	350	350	3	1938年は附属地を含まない
31,668	31,668	31,668	74,381	宅地1万3千坪余、山林53町など。27年時価宅地6万5千円余、山林6万円余
0	0	0	10	1938年は畑のみ
146	146	146	310	1938年は附属地を含まない
—	—	—	—	大内義興（1529年没）墓地。1928年吉敷村に寄付
131	131	131	458	椿村・椿東村は1923年に萩町。1938年は附属地を含まない
63	63	63	—	
17	17	17	—	
9,434	9,434	9,434	…	27年宅地2,781坪
2,733	2,733	2,733	…	
12,181	12,181	12,181	29,540	1938年は附属地を含まない
16,240	16,240	16,240	16,330	21年から建物費を加えているらしい
—	—	—	—	萩の姥倉運河。江戸時代に開通、水害を防止し、灌漑・舟運に利用した
804,928	795,812	797,516	…	
—	—	—	—	
5,545	5,545	5,545	103,339	
160,318	160,318	159,307	…	
165,863	165,863	164,853	…	
—	—	—	—	
970,791	961,675	962,369	…	

う、翌23年に没した)。その後、横ばいないしやや減少気味であり、27年に増加しているのも、高輪邸の整理工事費を加えるという評価替えをしたためであり、30年に大幅に増加した理由も、今村銀行への貸金と預け公債の代わりに地所を提供されたためである（後述）。こうした要因を除くと、簿価もやや減少傾向となる。

さらに実質の所有面積をみると（表2-15）、宅地はそれほど減少させていないが（その大部分を占める高輪邸、防府本邸、三田尻・山口野田・萩の各別邸は自家用地なので、当然である）、

表 2-15 所有土地面積 (1922-32 年)

	1922年	1923年	1924年	1927年	1928年	1930年	1931年	1932年
[総計]								
田 (反)	1,566	1,271	971	467	457	446	424	419
畑 (反)	120	96	97	63	48	47	48	45
宅地 (坪)	62,977	56,799	57,971	55,044	54,240	52,848	52,436	54,871
山林 (反)	1,983	1,969	2,036	1,565	1,554	1,554	1,554	1,554
保安林 (反)	179	179	180	648	657	657	657	657
原野 (反)	82	82	81	74	74	74	74	74
池沼 (反)	51	51	51	51	51	51	51	51
雑種地 (反)	35	35	34	34	34	34	34	34
塩田 (反)	497	497	497	—	—	—	—	—
溜池 (反)	26	22	22	22	22	22	22	22
溝敷 (反)	0	0	0	0	0	0	0	0
墓地 (反)	50	50	48	41	40	40	40	40
道路 (反)	4	4	4	4	4	4	4	4
私道 (坪)	—	—	—	974	479	479	479	479
[東京市日本橋区等共有地]								
田 (反)	—	—	—	—	—	26	26	26
畑 (反)	—	—	—	—	—	65	63	60
宅地 (坪)	—	—	—	—	—	8,848	7,787	7,282
山林 (反)	—	—	—	—	—	108	114	111
山林藪 (反)	—	—	—	—	—	0	0	0
原野 (反)	—	—	—	—	—	9	9	9
原野芝地 (反)	—	—	—	—	—	5	5	5
保安林 (反)	—	—	—	—	—	10	10	10

(出所)『予算及決算書』各年度。

注：1) 上段の「総計」は共有地および資産外共有地は除く。

2) 下段の東京市等共有地は、毛利家持分のみではなく、全体の面積。

3) 資産外共有地として、山口県防府町溜池 3 反 7 畝 (16 名の共有) および山口町亀山園 (5 町 7 反はか宅地 331 坪、一族共有、元昭名義、簿価なし)。

耕地は大幅に減少させている。たとえば、山口県小野田や福岡県地所が 1920 年代初頭から急速に減少し、1927 年にはなくなった。既述のように、所有地縮小傾向はすでに明治末頃から始まっていた。

1922 年以降の土地所有方針について、『予算及決算書』(大正 11 年度) 所収の「考課状」には、

各地ニ於ケル御所有地中、管理上其他ノ点ニ考へ、売却処分ヲ得策トスルモノハ、漸次之ヲ  
 決行スヘキ御方針ニ基キ

とあり、自家用地は別としてすでに全体として土地は漸減させることにしている。

山口県地所は、「山口県佐波郡地所……中村幸次郎外老名ノ懇請ヲ容レ……売却」と、買受希望者からの要請に応じて売り渡した場合もあるが、「山口県吉敷郡地所……将来御所有ニ適セサル地所ハ、総テ売却処分ヲナスヘキ方針ニ基キ」と積極的に売却していく方針となり、翌年の『予算及決算書』所収の防府邸事務所「考課状」に、「吉敷郡大道村御所有地全部ヲ、価格金壹万參百五拾円ニテ、中田鹿蔵外拾名ヘ売渡」「厚狭郡小野田町御所有地ハ、全部売渡ニ御決定ノ上、進行致シ」などとある。

福岡県地所も同様に、上記 1922 年「考課状」に、「福岡県地所……将来御所有ニ適セサル地所ハ、総テ売却処分ヲナスヘキ方針ニ基キ」とあり、さらに同家福岡県地所管理所『記録』がそれらの事情を詳しく伝えている。それによると、1920 年頃も同県地所の現地管理責任者は、明治

期と同様に行橋町の豪商柏木勘八郎であったが<sup>91</sup>、同年4月に柏木の部下である地所管理人三戸助一から、1915～19年の5ヶ年間における行橋町付近の町村大字別1反当収益表とともに、状況報告が東京高輪事務所に送付された。報告の一端を示すと、

行橋町ハ、地元トテ徴収困難尠シ、尤モ……ハ、多少困難ナキニアラズ

小波瀬村ハ、稍ヤ困難ヲ感ス

<sup>(租)</sup>刈田村ハ小作料ヲ減シタル為メ、少シノ〔小作料徴収の〕困難ナシ、然レトモ収益尠キヲ以テ、処分スルヲ得策トス

延永村吉国ハ少数ニ付、処分シ、……

白川村ハ少数ニシテ、徴収困難、収益尠少ナリ

椿市村下崎ハ一筆ニ付、処分シ、入覚ハ収益尠ナリ、処分ヲ得策トスルモ、買受希望者尠ナカラシ

里田村上里田、中里田ハ、第一回ノ分ヲ処分スレハ、収益率ヲ増進スヘシ

以下は略すが、このような状況報告が続いており、所有耕地の分散などによって小作料徴収等管理費が高むことが少なくなかった。しかし「困難」「徴収困難」は小作料の滞納である。むろん小作料滞納は明治期からあったが、大正期に入ってより大きな問題になったようである。こうして利回りが悪化したことが、土地売却の主因とみられる。『予算及決算書』（大正12年度）所収の「考課状」には、第一基本財産の地所利回りを「年僅カニ五分六厘強ノ利廻ニ当レリ」としている。5分6厘とは、高くもないが、極端に低くもない。しかし「僅カニ」という表現から、低いという評価である。

また『予算及決算書』（大正11年度）所収の第一基本財産「考課状」は、福岡県地所について実際に小作料滞納が多いことを指摘している。

明治貳拾六年以降大正九年迄ニ係ル小作米ノ未納高ハ、実ニ四百貳拾石五斗八升ノ多数ニ上リ居レルヲ以テ、従来年々之レガ徴収方ニ督励ヲ加ヘ、多少ノ収納ヲナシ来リタルモ、此未納者中ニハ既ニ死亡、或ハ住所不明ノ為メ、事実上徴収不可能ニ属シ、且ツ既ニ〔土地を〕売却済ニ属スルモノアリテ、将来全然収納ノ見込ナキ高参百八拾八石壺斗五升七合ノ巨額ニ至リ、……如何トモ致方ナキ事情ナルヲ以テ、止ヲ得ス本決算ニ於テ欠損トシテ整理ノ義、特ニ御承認ヲ請ヒ度…

こうして、1920年5月に高輪邸は、上記の現地管理人三戸に、

小作米徴収困難若クハ不良ノ地所御売却方、申出相成……御申出ノ通り、御認可相成候条、此際至急御調査価格ヲ最低限度トシテ、精々高値ニ売却方、御尽力相成度候

91 福岡県地所管理所『記録』所収の1920年5月21日付、高輪邸事務所発の書状には、「福岡県地所監督人柏木勘八郎殿、同地所管理人三戸助一殿」とある。明治期については、前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」129頁。ただし明治期に毛利家地所の買付や管理を行っていた7代勘八郎は1916年に没しているから、1920年頃は8代勘八郎である（行橋市歴史資料館吉竹千穂氏のご教示による）。

などと指示している。もっとも福岡県地所は、毛利家の第一基本財産であり、世襲財産に設定していたから、解除手続きにしばらく時間がかかり、買受希望者にそれを知らせ、売約価格の10分の1以上の保証金を取っておくようにとも求めている。この後、前掲『記録』には、柏木・三戸との間で取り交わされた、24年11月の田川郡金川村地所全部を売却する書状や、27年2月の行橋町地所全部を6万2千円で売却する書状が収録されている。この時の現地の状況を伝える、高輪邸から現地の柏木・三戸への27年2月23日の書状も『記録』にあり、

行橋町御所有地全部ヲ樽谷恒次郎へ売約締結ノ件……昨二十二日午前九時、樽谷恒次郎及三宅直彦同道来邸シ、字海山部落ノ小作人等、或者ニ扇動セラレ、不穩ノ申合セヨナセルニ依リ、同部落ノ土地ハ始末長引ク見込ニ付、之レヲ切放ナシテ契約シ貫ヒ度旨申出候得共、全部一纏メトシテ売渡ノコトニ御許可相成候故、一部分ヲ切放スコトハ、今更行ハレ難キ旨ヲ示諭致候、兩人等モ已ムヲ得サルモノト納得シテ……帰県セシ……

樽谷と所有地一括の売買契約をしたのに、樽谷らは、一部の小作人が「不穩」な動きを行うのでその地所は買取りを中止したいと、福岡県からわざわざ東京高輪邸までやってきて交渉を試みた。しかし毛利家は、すでに契約成立として退けた。とはいえこの件はさらに続いて、その後、今度は「農村消費組合聯合九州農民組合総本部組合長高崎正戸ナルモノ」が高輪邸にやって来て、樽谷がぐだんの海山の小作人らに法外な高値で売ろうとしているなどと毛利家に訴えている。正確な事情は不明だが、いずれにせよ、この頃になると各地でこのような小作人らとのトラブルが多発し、利回りの低下とともに、それも同家の売却要因となったであろう。

同県行橋町付近に所有していた塩田も1922年には売却を予定した。ただしこの時は売買契約不成立となり<sup>92</sup>、24年までは所有していたが、27年には全部なくなっている（表2-14、表2-15）。採算性が悪化して売却したとはいえ、1922年の福岡県地所の、田49町・塩田49町・畑2町など計102町と宅地1,054坪の簿価は3万1千円余だったから、売却益は十分に入手している（後掲表2-16-2）。1897年に180町も所有していた宮城県耕地を1917年に全部売却したように、大正中期以降、同家の耕地所有は、1920年代にかけて一挙に縮小していった。

1879年に改めて取得した砂町地所も、前述のように1920年代初頭には全部売却予定の対象となった。発展の最先端である東京近辺では、簿価に比して時価は非常に高くなっており、簿価も地租課税の地価に即して上方修正したが、実勢価格はそれをはるかに上回った。そして前述のように、1922年5月に砂町地所の一部19町3反（現、東京メトロ東西線東陽町駅東側）を汽車製造会社に売却し、売却益168万円を得た<sup>93</sup>。そして現代と異なって、（不動産・有価証券ともに）譲渡所得（要するに売却益）は、戦前においては非課税だったため、なおさら毛利家も東京やその近郊の発展の恩恵を享受した。

92 『予算及決算書』（大正11年度）所収の「考課状」。

93 ただし代金支払いは7回の分割払い契約であり、表2-1の「地所売却代年賦未収金」に示されるように、1924年に完納された。



表 2-16-1 土地売却 (1922 年) (円)

地所所在地	売却代金	元資金	差引差益 金	諸経費差 引純益金	売却面積など
東京府南葛飾郡	1,697,588	13,720	1,683,868	1,683,108	田12町3反9畝、畑3町2反、宅地7,747坪、山林1町1反9畝など
山口県佐波郡	3,950	2,049	1,901	1,897	田5反6畝
山口県吉敷郡	14,228	7,553	6,675	6,358	田3町4反6畝
山口県厚狭郡	165	30	135	135	田2畝、小野田尋常小学校通学道路新設敷地として売却
福岡県	20,785	1,959	18,827	18,816	田3町9反8畝、原野4畝
計	1,736,716	25,311	1,711,405	1,710,314	

(出所)『予算及決算書』(大正11年度)。

注：第一基本財産の地所売却のみであり、この年は他会計所属の地所売却はない。

表 2-16-2 土地売却 (1924 年) (円)

地所所在地	売却代金	元資金	差引差益 金	諸経費差 引純益金	売却面積
埼玉県川口町	15,712	418	15,294	15,089	田3反、畑1畝、宅地513坪
山口県吉敷郡	104	54	50	50	田1畝
山口県厚狭郡	93,796	10,028	83,768	83,678	田14町4反、畑4畝、宅地4,559坪など
福岡県	51,631	9,244	42,387	42,340	田13町3反、畑1畝、原野4畝など
計	161,243	19,744	141,499	141,156	

(出所)『予算及決算書』(大正13年度)。

注：第一基本財産の地所売却のみであり、この年は他会計所属の地所売却はほぼない。

埼玉県川口地所も、明治末から1921年までの間に大半を売却したことはすでに述べた。同地所の耕地・宅地の一部をさらに売却した1924年度の「考課状」には、「北足立郡川口町ハ近時工業益々繁盛トナリ、全労働賃金著シク騰貴セルニ依リ、農作ノ為畑地賃貸希望者ノ如キ、殆ント絶無ノ状態ナリ」とあり、耕地のままでの所有はきわめて不利であることを記していた。

高輪邸も、都市計画により道路として、あるいは22年に京浜電鉄に売却して、徐々に敷地を縮小した。1923年にも、京浜電鉄から40坪の追加買取要請があり、それに応じて売却した<sup>94</sup>。

表 2-16-1、表 2-16-2 に、1922 年と 24 年の地所売却例を示した。これによると、山口・福岡という地方の耕地売却でも、大きな利益を得ているが、東京砂町や埼玉県川口町といった首都およびその周辺の土地は価格高騰が著しく、株式以上の巨額の売却益獲得ないし含み益の実現が可能になったことがわかる。これは東京およびその近辺に広大な地所を有していた有力大名華族その他の地主に共通していたはずである<sup>95</sup>。

94 『予算及決算書』(大正12年度)所収『考課状』。表 2-14 にも注記したが、1923 年前後も高輪邸の簿価は不変であり、毛利家は多少の地所を売却しても、簿価を変えない場合がある。少し売却しても、時価は簿価をはるかに上回るからであろうが、前田家では考えられないことである。ただし前田家でも、少し地所を寄付しても簿価を変更しないことはある。代金が入らず、支出額は変わらないからであろう。

95 むろん大阪や名古屋など他の大都市圏の地価も、地方より大きく高騰したが、多くの有力大名華族は、本邸を含めて、最も地価が高騰した東京に広大な土地を所有していた点の特徴であった。

表 2-17 預ヶ金・所有現金 (1921-38年)

	1921年	1922年	1923年	1924年	1926年	1927年
(第一基本財産)						
留萌地所売却代年賦未収金高砂町地所	198,750	198,750	198,750	198,750	198,750	198,750
銀行定期預金	910,000	560,000	376,663	658,012	1,070,000	880,000
内、第一銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
住友銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
三井銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
三菱銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
銀行通知預金	—	357,072	851,835	495,321	66,013	50,081
内、三井銀行	(—)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
銀行特別当座預金 (三井銀行)	—	—	—	—	—	—
銀行当座預金	24,436	18,060	17,717	303,428	13,354	35,948
内、三井銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
安田銀行	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)
信託預金	—	—	—	—	291,785	310,389
内、三井信託	(—)	(—)	(—)	(—)	(…)	(…)
三菱信託	(—)	(—)	(—)	(—)	(…)	(…)
住友信託	(—)	(—)	(—)	(—)	(…)	(…)
鴻池信託	(—)	(—)	(—)	(—)	(…)	(…)
三井信託	(—)	(—)	(—)	(—)	(…)	(…)
貸付金 (今村銀行)	—	—	—	—	602,657	160,258
第二基本財産へ預ヶ金	110,000	510,000	—	—	—	—
現金	13,749	6,585	81,750	16,577	5,848	7,692
計	1,256,934	2,650,467	2,176,714	1,672,089	2,248,407	1,855,579
(第二基本財産)						
銀行定期預金	17,000	25,000	30,000	31,000	—	340,000
銀行通知預金	—	—	182,386	1,391	252,049	55,000
銀行特別当座預金	—	—	—	—	—	—
銀行当座預金	50,786	85,765	22,653	109,038	40,547	36,615
信託預金 (三井信託)	—	—	—	153,739	175,392	186,575
貸付金 (小野田セメント)	—	270,000	238,050	238,050	—	—
現金	—	—	6,490	—	4,805	6,259
計	67,786	380,765	479,580	533,218	472,793	624,448
(第二基本付属財産)						
第二基本財産へ預ヶ金	200	200	—	—	—	1,134,239

(出所)『予算及決算書』各年度。

注：1) 各年末、( ) は内数。

2) 銀行預金のうち、住友銀行は東京支店、山口銀行 (本店大阪) は丸ノ内支店、安田銀行は小舟町支店。

3) 1938年相続財産申告額は、第一基本・第二基本財産計。

#### (4) 預金・貸付金

表 2-17 によって、預金・貸付金をみると、まず一番上に明治末に売却した留萌地所売却未収金がある。これは売却代 40 万円の半分に当たるが、これについて、『予算及決算書』(大正 12 年度) 所収「考課状」には、

大正十二年六月一日限り返納ノ契約ナリシモ、期日ニ至リ元本ノ返済ヲナサザルノミナラズ、該利子金ヲモ納入セザルヲ以テ、爾来代表社員ヘ対シ、数次嚴重ナル督責ヲ重ネ其都度連帯保証人ヘモ注意ヲ促シタリ、然ルニ遂ニ本年度内ニ於テ返済ノ運ニ至ラズ、依テ目下連帯保証人ヘ向ケ返済義務ノ履行方交渉中ナリ

とある。翌 24 年度「考課状」もほぼ同じであり、次のようである。

(円)

1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1938年相続 申告額	備 考
198,750	198,750	198,750	198,750	198,750	116,640	37年まで198,750円
—	—	—	—	—	—	
620,000	380,000	380,000	330,000	420,875	—	
(100,000)	—	—	—	(78,009)	—	
(220,000)	…	(280,000)	(230,000)	(235,027)	—	
(300,000)	山口銀行	(100,000)	(100,000)	—	—	
—	—	—	—	(107,840)	—	
50,000	185,000	—	—	240,000	400,000	38年は第一銀行
(50,000)	(…)	(—)	(—)	(240,000)	—	
—	—	—	—	88,912	95,953	38年は第一銀行
79,588	36,516	162,501	26,944	9,232	3,476	38年は第一銀行
(72,626)	…	(147,839)	(16,347)	(9,232)	—	
(6,962)	…	(14,662)	(10,597)	—	—	
1,224,127	1,285,286	1,190,749	1,247,805	1,120,781	1,088,595	
(153,369)	(…)	—	—	—	(479,498)	
(357,118)	(…)	(386,948)	(405,150)	(425,149)	(609,097)	
(254,987)	(…)	(284,960)	(298,501)	(203,577)	—	
(153,199)	(…)	(163,192)	(172,113)	(101,995)	—	
(305,453)	(…)	(355,649)	(372,041)	(390,060)	—	
160,258	160,258	—	—	—	—	
—	—	—	206,318	—	—	
—	7,850	3,875	5,761	10,579	2,400	
2,332,724	2,253,659	1,935,875	2,015,577	2,089,130	1,707,064	
—	329,698	190,000	290,000	—	—	
50,000	—	—	—	350,000	—	
—	—	—	—	300,905	—	
163,235	—	89,840	139,843	30,805	—	
152,948	160,361	162,792	170,295	—	—	
—	—	—	—	—	—	
3,976	9,982	7,386	5,219	64,300	—	
370,160	500,042	450,018	605,357	746,009	—	
1,179,778	1,292,840	1,206,349	1,274,287	1,452,334	—	

軌近財界著シク不況ノ為、種々画策調金手段ヲ講スルモ、何レモ意ノ如クナラス、不得止、暫ク猶予アリタキ旨、全社責任者ヨリ懇請アリ、別ニ延期ヲ承諾シタルニアラサルモ、遂ニ返金未済ノ儘ニテ本年度ヲ経過スルコトナレリ

ただし前年度と異なつて、未納分の利子は回収している。しかし27年度には、

大正十二年六月一日以降利子ヲモ延滞ノ有様ナルヲ以テ、止ムナク顧問弁護士岩田宙造〔山口県熊毛郡出身、1945年司法大臣、1875-1966〕ニ依託シ、解決ノ方法ニ関シ、種々交渉ヲ尽サシメタルモ、何分留萌築港ノ事業ハ遅々不進ノ状態ニ在テ、從テ留萌方面ノ萎靡不振ハ他ニ倍蕪<sup>ばいし</sup>シ、急ニ調金ノ手段コレナク、結局正式ノ訴訟ヲ提起シテ担保地所ノ公売ヲ行フヨリ外、途ナキモ、此場合斯ル方途ニ出ルモ、聊カ穩当ナラザル感コレアリ、姑ク時機ヲ見合

タル方、可然旨、岩田弁護士ヨリ気付ノ次第コレアリ、手續ノ進行ヲ中止中ニ属セリ  
 などと記され、1923年6月～27年末の未納利子は4万5千円余に及ぶともある。すでに長期にわたって滞納が続き、毛利家としては、訴訟によって担保地所を売り払うしかないとも考えたが、顧問弁護士岩田宙造から、穏当でないのしばらく様子を見るしかないと諭されて、訴訟手続きはとりあえず中止したという。1931年には未収利子額は7万4千円余に上り、かつ昭和恐慌に突入して、いよいよ回収困難となった。すなわち、

地所価格ハ不景氣ノ為メ、著シク低落ノ状体ニ在リ、随ツテ本貸金ハ到底急速回収ノ見込コレナク……会社ニ於テハ故五十嵐〔億太郎〕社員ノ出資金問題ニ関シ、他ヨリ訴訟ヲ提起セラレ、目下裁判繫属中等ノ事情ニテ、暫ク猶予方ノ義、申出テ居レリ<sup>96</sup>

とある。引用文中の五十嵐億太郎(1873-1929)は<sup>97</sup>、青森県生まれで、留萌の五十嵐家の養子となり、留萌築港や鉄道建設に力を尽くし、こんにち留萌において郷土の偉人とされている人物である。結局、毛利家としては、長期に及ぶ滞納にもかかわらず、名望家として強硬な手段に出られなかった。前記のように留萌港建設が予定よりかなり遅れたことが滞納の主因であるが、築港遅延の要因は、1年の多くの時期に大波が打ち寄せ、河川や海からの砂が堆積する問題とともに、1920年恐慌以降の不況、関東大震災の影響などによって、留萌への工事費配分まで大幅に削減されたこととされている。31年頃に残高元利計400万円もあった巨額の留萌町債の償還が不能となったのも、築港の遅れが原因であり、債権者への対応などのため関係者はたびたび上京した。1923年には築港問題が行き詰ったことを苦にして、留萌町長が自殺する事件まで起きた。留萌港はようやく1933年に完成し、翌34年に町債問題も解決したが<sup>98</sup>、毛利家への未払代金は38年にもなお存在し、問題は容易に解決しなかった。

砂町地所売却代未収金は、前記のように汽車製造会社に売却した代金の残りであり、24年にはそれを社債に振り替えたが、それも順調に償還されていった(表2-12)。

信託預金が20年代後半から現れているが、これはこの頃財閥系信託会社などが設立されて、大資産家が信託預金を積極的に行うようになったものであり、毛利家に限ったことではない。

次に今村銀行への多額の貸金が1926年に現れているが、これは同表の史料から、すでに25年には存在しており、当初48万5千円を貸し付け、その後(第一基本財産の)興銀債額面25万円償還額を同行への貸金に振り向け、計73万5千円もの貸金額となったことが知られる。その後返済等もあり、27年末には残金16万円余となっている。しかし同行に対しては、このほか、表2-13のように29年まで公債貸渡し額面36万円、その他代位返済等を含めて、57万8千円の債権を有していた。井上侯爵家ほか3家も、今村に対する債権があり、その額49万円余と毛利家分を合わせると、総計106万9千円に上った。これが今村銀行の経営不振によって返済不能と

96 以上、『予算及決算書』(昭和2年度、同6年度)所収『考課状』。

97 前掲、近藤『郷土留萌建設の先覚者 五十嵐億太郎』や、留萌市ホームページなどを参照。

98 以上、前掲『留萌港史』114-129頁、および前掲『留萌市史』278-288頁。

なったので、毛利・井上ら債権者側は、抵当権を有する日本橋区南茅場町地所や、まだ抵当権設定のない北多摩郡国分寺村恋ヶ窪地所（今村繁三別荘地）などを、共同で譲り受けた（1929年10月31日契約締結）。問題は、これによって毛利家はどの程度損失を蒙ったか否かである。詳細は略すが、帳簿上の損失は3万円程度となる。しかし、井上家などとの共有土地の地域ごとの価格も記していないことから、毛利分地所の帳簿上の元資金（54万8千円）は、毛利の債権額57万8千円から諸経費および元の簿価を超えていた分を引いた金額のように思える。つまり諸経費等を引いて、債権と土地を交換しても、第一基本・第二基本財産ともに損益なしという金額を簿価にしたらしい。したがって、得られた土地の簿価は時価とは乖離がある可能性がある。東京の地価は1929年をピークに低落傾向に転じ、35・36年頃を底としてその後ようやく回復に向かったが、太平洋戦争終了までは緩慢な変動であったし、場所によってかなりの差があった<sup>99</sup>。じつは毛利家は結局今村との債権と地所の交換によって損失を被った。むろんそれは同家の財政基盤を揺るがすものではなかったが、この点は、30年代半ば以降これらの地所売却によって明らかになったから、後述することにする。

要約すると、同家は、明治期に藤田組に200万円近くも融資するなど、前田家と比較して、特定の貸付先にやや極端に多額の貸付を行った。しかし大正・昭和戦前期になって、かなり慎重な投資姿勢に変化した。それでも久原鉱業への公債貸付を含めて、縁故に引きずられて偏ったあるいはやや慎重さを欠いているのではないかと思われる投資は、完全にはなくなっていない。そしてそのような投資の一部で損失を出した。

1920年代前半の第二基本財産・貸付金は小野田セメントに対するものであった（表2-3）。1922年貸付の契機は、「小野田セメント製造株式会社ノ請求ニヨリ預ケ入ヲナシタル」ものであり、同社大連工場拡張のためであった。同社は興銀からの借入を計画したが、興銀側が慎重姿勢を示したため、不足分を毛利家と交渉して借り入れた<sup>100</sup>。毛利と小野田の特別な関係は明治期以来継続された。

結局、同家は1890年代～1900年代には、100万円から多い時は300万円近くの貸付金があった<sup>101</sup>。そして前記のように、明治末まで鎮守三神社別途資金を令扶に任せて貸付させていたら焦げ付いたこともあるが、しかし今村銀行や小野田セメントへの比較的多額の貸付金はかなり例外的なものであり、1922年頃にはそもそも外部への貸付金が大幅に減少していた。

## (5) 損益

表2-18は、注記したように、厳密には同家全体の収支あるいは損益ではない。しかしこれによって同家損益の概要は把握できよう。とりあえず1922～24年をみると、まず歳入について

99 小峯三千男『市街地不動産鑑定』（家庭裁判所調査官研修所、1957年）60-66頁。

100 以上、表2-17の史料、および前掲『小野田セメント百年史』254-255頁。

101 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」118頁、表4-4。

表 2-18 第一・第二基本財産の損益 (1922-38 年)

項 目	1922年	1923年	1924年	1927年	1928年
[歳入]					
株式配当	481,525	524,910	646,246	535,033	517,788
債券利子	184,720	238,579	247,205	251,514	246,155
預金・貸付金利子	66,497	80,964	103,642	147,872	134,676
不動産収入 (ほぼ地所収入)	46,160	55,721	47,491	30,402	25,580
地所売却差益金	1,762,185	209,218	153,744	393,081	209,167
各種積立金ヨリ繰入	5,522	2,322	2,846	82,186	7,373
有価証券売却償還益	9,788	14,000	—	3,127	28,254
その他	33,008	33,798	35,923	32,137	24,210
歳入 計①	2,589,404	1,159,511	1,237,098	1,475,351	1,193,205
[歳出]					
資産運用諸経費	49,794	57,846	41,081	68,931	116,994
経常部高輪邸所管表費	311,851	313,189	336,691	297,937	312,347
〃 防府邸所管表費	88,592	89,772	92,765	92,964	82,988
経常部 計	400,443	402,961	429,456	390,900	395,334
臨時部高輪邸所管表費	32,921	91,063	53,494	179,626	99,293
〃 防府邸所管表費	40,893	14,738	19,141	16,288	14,837
臨時部 計	73,814	105,801	72,635	195,914	114,130
経常部・臨時部 計	474,257	508,763	502,091	586,814	509,465
歳出 計②	524,051	566,609	543,173	655,745	626,459
差引利益 (①-②)	2,065,353	592,902	693,926	819,606	566,745

(出所)『予算及決算書』各年度。1935年以降は、前掲『相続財産一件書類』所収史料。

注：1) この損益は、基本的に積立金や付属財産の収支・損益は含まれない(各種積立金などは第政費支出もあるし、1924年のように墓地整理費積立金が歳入に入れられる場合もある。

2) 歳入について、「預金・貸付金利子」は外部からの利子であり、36年以降は預金利子のみ。「地」に算入した。「歳入計」は内部からの利子受取は含まない。

3) 歳出について、「資産運用諸経費」には内部積立金への利子を含む。

は、株式配当・債券利子・預金等利子・不動産収入は、概して安定的である。これに対して、地所売却益金は金額が大きい場合もあり、かつ(毎年同じだけ売却するわけではないから)変動が大きい。もっともそれは含み益を実現させているだけであるが。歳出の内訳は表示していないが(史料には明細がある)、こちらもきわめて安定的である。こうして最下段の差引利益の変動は、歳入の地所売却益が大きな影響を与えている。ただしこの差引利益に反映されていない比較的大きな損金が時折あった。多額の寄付金支出のなかには、同表の「歳出」には含まれないものがあったからである。

規模の大きい寄付としては、1921年恩賜財団済生会へ10万円、21・22年赤十字山口病院建築費11万5千円、23年関東大震災義捐金30万円などがあるが、このうち23年の震災義援金支出は、第一基本財産の保険金から直接30万円を支出し、表2-18には現れない<sup>102</sup>。この点、第二基本財産「考課状」には、

第一基本財産御設定ノ根本旨趣ハ非常特別ノ場合ニ備ヘラレタルモノト相認ムルニ依リ、今

102 表2-1の第一基本財産の22年保険金は44万2千円であるが、同年の利益金から15万7千円を繰り入れて60万円とし、そこから30万円を支出して、23年保険金残額は同表のように30万円となった。

(円)

1930年	1931年	1932年	1933年	1935年	1936年	1937年	1938年
572,069	448,301	412,245	422,872	…	629,931	649,925	680,479
263,653	280,689	296,297	…	…	295,557	288,073	286,712
101,690	94,215	86,298	…	…	90,654	81,820	92,107
26,516	23,937	23,571	…	…	28,035	27,281	28,896
46,639	14,428	475	…	…	—	3,798	2,291,211
6,803	8,567	45,228	…	…	96,701	37,170	254,111
—	263	53,828	…	…	22,562	33,690	106,675
26,322	19,195	22,999	…	…	…	…	…
1,043,691	889,595	940,941	…	1,152,871	1,163,440	1,121,757	3,740,192
190,485	109,264	180,321	…	…	…	…	…
338,526	375,862	307,138	308,581	…	…	…	…
82,958	90,312	81,554	88,381	…	…	…	…
421,484	466,173	388,692	396,962	…	…	…	…
272,493	71,872	61,666	80,261	…	…	…	…
5,885	8,951	6,270	15,150	…	…	…	…
278,378	80,823	67,936	95,411	…	…	…	…
699,862	546,996	456,629	492,373	…	…	…	…
890,347	656,260	636,949	…	728,400	745,804	775,169	1,191,930
153,344	233,335	303,992	…	424,471	417,636	346,588	2,548,262

一・第二基本とは別会計)。したがって同家全体の厳密な損益や収支ではない。また、積立金からの家第二基本財産の歳出には、内部への利子支払いもある。  
所売却差益金」は地所売却代年賦未収金利子を含む。第二基本・臨時部歳入の公債貸渡料は「その他」

回ノ天災ハ実ニ未曾有ノ事実ニ付、例外特別ノ臨機手段トシテ第一基本財産ヨリ之ヲ支出セラルハ、敢テ不都合ナカルヘシト相信シ、家政協議人へ諮詢ノ上、御決裁ヲ経テ……とある。なお関東大震災に対しては、さらに第二基本財産からも「震災臨時費」として4万2千円を支出した。

### 3. 昭和戦前期の資産と損益—1927~38年—

#### (1) 家政管理体制と資産

井上馨家や山県有朋家の継承者であり、毛利家家政協議人であった井上勝之助、山県伊三郎も、それぞれ1929年、1927年に没した。その後の一族外家政協議人は断片的にしかわからないが、上山満之進（現、防府市出身、内務・農商務官僚、台湾総督など）は1929年から亡くなる38年まで務めた<sup>103</sup>。39年5月には家政協議人を家政顧問と名称変更し、井上勝之助の養嗣子井上

103 上山は、毛利邸と同じ高輪に居住し、1922年から同家編纂所長を務め、続いて家政協議人になった。

上山君記念事業会編『上山満之進』上巻（成武堂、1941年）491-495頁など。

三郎（陸軍少将，桂太郎3男，古代史家井上光貞の父）や木戸幸一が，45年9月には入江貫一（宮内官僚，野村靖の次男）が就任している<sup>104</sup>。

この時期の家政管理体制に関わる重要な事項は，27年に家憲改正が行われたことである。すなわち1890年制定の「家憲」に代わって，「家範」が制定された<sup>105</sup>。これによって，会計制度も種々変更された。もっとも第一基本財産・第二基本財産という骨格は変更されず，会計制度の抜本的な改革ではなく，小幅な改正に止まる。家政費支出および元資の増殖を目的とする第二基本財産に対して（第33条），第一基本財産は「蓄積ヲ目的トシ」（第30条）という点も不変である。第30条「第壹基本財産ハ英雲公〔長州藩7代藩主重就〕御撫育設立ノ精神ニ基キ，蓄積ヲ目的トシ，妄リニ之ヲ消費シ，若ハ債務ノ担保ニ供シ，又ハ融通貸付ヲナスコトヲ得サルモノトス」とある<sup>106</sup>。また第一基本財産の不動産・債券は世襲財産に組み入れることを得，とある（実際，この頃の同家世襲財産は，主に公債と各地の土地であった<sup>107</sup>）。

前田家の財政制度は，明治後期以降，根基資本（1897年度から単純に世襲財産）と予備貯蓄（97年度から予備財産）の2つの会計からなり，その点は毛利と似ている。しかし前田は家政費を世襲財産の収益から支出するのに対して，毛利は家政費をほぼ世襲財産ではない第二基本財産の収益から支出する。前田がなぜ家政費を根基資本（ないし世襲財産）収益から支出するのかは，明治一桁代は政府から家禄が支給され，当然そのうちから家政費を支出していたのに対して，1877年に家禄が打ち切れ，代わりに金禄公債が交付されたから，それを全部，根基資本にしてその収益から家政費支出を行うこととし，また根基資本とした交付金禄公債を華族世襲財産法（1886年）に基づいて世襲財産とした，という歴史的経緯ゆえである。なんらの不思議さもないごく自然ななりゆきである。これに対して毛利は，明治前期の「当用金」と「要用金」という2本立ての会計制度は，上記の前田とほぼ同じであったが，前記のように1890年末の家憲制定以来，1927年の家範でも踏襲されて少なくとも第二次大戦直後頃まで続く，第一基本財産・第二基本財産という2本立ての会計制度は，長州藩の18世紀以来の財政制度そのものなのである。

104 以上、『例規』所収史料。木戸幸一が家政協議人となったのは，1935年4月である（『木戸幸一日記』上巻，東京大学出版会，1966年，399-400頁，昭和10年4月10日，同13日条）。井上三郎は，38年に没した上山満之進の後任として選任された（同上，下巻，1966年，668-669頁，昭和13年8月30日，同31日条）。

105 全文は、『例規』所収。

106 もっとも，前記のように，関東大震災救恤金を第一基本財産から直接支出したし，高輪邸地所建物は1927年以降第一基本財産に所属し，同付属財産にも「邸宅新築改築費積立金」があったので，それまで第二基本財産から支出していた高輪邸修繕費・庭園費は，1939年から第一基本財産から支出することとした。「邸宅修繕費，庭園費等，第一基本財産ヨリ支出ノ件，伺」（昭和14年2月25日，『例規』所収）。

107 高崎経済大学図書館毛利家文書には，明治期から昭和戦前期における『世襲財産目録』が大量に存在する。それらによると，明治期の世襲財産には土地・公債のほか，日銀株・東京海上保険株・日本鉄道株や古金も設定されていた（日銀株は大正期以降も）。ただしこの史料は，追加的に設定される小地片の記載がほとんどであり，ある時点における世襲財産一覧がなく，全体が把握しにくい。



そしてこの時、第一基本財産の「定額」(目標額)を1千万円とした<sup>108</sup>。同家は1890年家憲制定の際に、第一基本財産を設定した時も、その定額を50万円とした。つねに撫育方ならぬ第一基本財産の定額を定めている。じつは1871年に藩の資産と毛利家の個人資産を引き分ける際に、撫育金が100万両残されていたとされる。筆者は、あまりに切りのよい100万両があったという点に違和感を抱いたが、この点は木戸孝允や伊藤博文も確認しており、前掲拙稿において、たまたま約100万両あったのだらうと解釈した<sup>109</sup>。しかしこれは撫育金の「定額」が100万両に設定されており、それ以上貯め込む必要はないとされていたからではないか。そうだとすると、近代の毛利家財政のしくみは、ますます藩政期長州藩財政のしくみそのものということになる。

さらに若干細部にふれると、第一基本財産付属財産として3つの積立金を設置し(第31条)、第一基本財産の「保険金」を第一基本財産付属の「積立金」に変更した。この3つは、(1)第一基本財産のための「準備積立金」、(2)「邸宅新築改築費積立金」、(3)「家族の婚姻・養子縁組分与積立金」である。これにより、第一基本付属財産の内容が27年から改定された(表2-2、なお「家族分与積立金」は当面必要なしとして積立はしていない)。(1)の「準備積立金」は、「天災其他ノ事故ニ因ル非常準備及本財産欠損補填ノ準備」金と、「本財産〔第一基本財産〕ニ対スル相続税ノ準備」金からなり、後者の相続税準備金が大きな比重を占めた。第二基本財産についての相続税準備金は、別途第二基本付属財産で設定した。資産家に対する税攻撃でもある日露戦時期に創設された相続税の負担は、とりわけ大資産家にとってきわめて重要な問題となっていた。そして第一基本財産の「定額」を定めたように、これらの積立金にもそれぞれに積立予定額・目標額を設定した。表2-2の最下段の「予定高」がそれである。

第二基本付属財産の内容も大幅に改変して、従来の第二基本財産所属別途経済各種積立金を再編した(表3-1)。同付属財産として、(1)「家職員恩給基金」、(2)「旧特別重臣家計恩助基金」、(3)第二基本財産のための「準備積立金」、(4)「公益事業助成ヲ目的トスル積立金」、(5)「其他必要ナル積立金」、と積立金を区分している(第33条)。むろんこれらの多くは以前からあった積立金であるが、公益事業助成積立金を新設した。28年の「第式基本財産経理要領報告書」(『予算及決算書』所収)には、「社会的公益上有望ナル最善至美ノ事業ニ対シ、之レカ助成ノ資金……金百五拾万円ヲ積立ツヘキ」と説明されている。やはり同家の社会貢献への意気込みは並みならぬものがある。また旧特別重臣家計恩助基金は、従来、保護の必要がない右田、吉敷両毛利家は除外していたが、

〔両家の〕現状ニ依リ、将来ヲ慮ルトキハ、今后遠カラサル内ニ於テ、他ノ八家ト等シク保護ヲ必要トスル場合ニ至ルベキ懸念ナシトセサルニヨリ、予メ相当ノ準備ヲナシ置カサルヘカラス

と、将来的に心配なので、両家も援助の対象とすべきとし、他の8家の状況をみると、1家につ

108 『例規』所収の「第壹基本財産定額之件、伺」(昭和2年7月1日)。

109 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」3-4頁。

表3-1 第二基本財産付属財産 (1927-37年)

項 目	1927年6月		1938年3月	1927年	1928年
	予定高	年利(%)	予定高		
準備積立金	2,000,000		4,200,000	946,087	973,840
内、非常準備積立金	(200,000)	5.0	(200,000)		
第二財産補填準備積立金	(800,000)	5.0	(800,000)		
第二財産相続税準備積立金	(1,000,000)	5.0	(3,200,000)		
家職員恩給基金	150,000	5.0	150,000	118,043	121,439
旧特別重臣家計恩助基金	200,000	6.0	200,000	107,236	110,240
内、現金(第二基本へ預ヶ高)				(40,486)	(43,402)
株式元資金(下記の銘柄)				(66,750)	(66,838)
第二準備積立金	[200,000]	5.0	300,000	—	—
鎮守社別途基金	—	5.0		9,623	10,118
内、現金(第二基本へ預ヶ高)				…	…
株式元資金(下記の銘柄)				…	…
公益事業助成積立金	1,500,000	5.0	1,500,000	20,000	30,979
計 現金(第二基本へ預ヶ金)				1,134,239	1,179,778
株式元資金				66,750	66,837
総 計				1,200,989	1,246,616
旧特別重臣家計恩助基金、株式					
東京電灯1200株、31年1040株元資金				(60,000)	(60,000)
信越電力120株元資金				(6,000)	(6,000)
戸畑鋳物15株元資金					
戸畑鋳物新7株元資金					
鎮守社別途基金、株式					
東京電灯220株元資金					

(出所) 表2-1と同じ。1927年予定額および1937・38年は、『例規』所収史料による。

注：1) 益金処分後の数値。( )は内数。

2) 「年利」は、第二基本財産から付される金利であり、27-32年の間は不変。

3) 「第二財産相続税準備積立金」の「1927年予定額」100万円は「仮予定高」。

4) 「第二準備積立金」は、32年決算の際に元道外遊用に創設。「1927年予定高」欄の「第二準備積立金」

5) 38年3月に、「第二準備積立金」を定額30万円に、「相続税準備積立金」を定額320万円に引き上げ

6) 最下段の東京電灯220株元資金は、31年以降、旧重臣基金から160株、東京発電株1/2の60株、計

き年600円ずつでは「家計維持甚タ覚東ナキ事実アル」様子なので、1家に対する基金を増額して、総額予定高を20万円することに決めている(同上史料)。繰り返すが、分家を含めた有力な旧臣を保護せんとする姿勢は、大変なものである。他方、墓地整理費積立金などは廃止した。結局、1927年以降の会計のしくみは、それまでと少し変わって、図2のようである。

監査は、依然として、家政協議人会に付す前に財産主管者がまず行うが、「家政協議人会ノ監査ヲ経テ承認ヲ求ムヘシ」(第37条、第46条)とあるに止まる。前田家では明治後期以来、種々のコメントを記した「会計検査報告書」が各年度『決算書』の中に綴じ込まれているが、毛利家の決算書には「監査報告書」などは見当たらない。依然として、前田家の、多くは会計・経理の専門家による、より厳格な監査との格差を感じざるをえない。

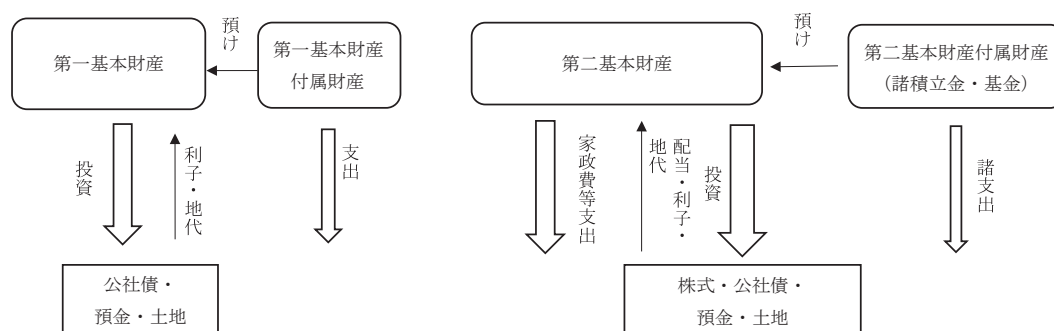
ただし毛利も、とくに第一基本財産・第二基本財産の純益金処分については詳細・厳格になった印象を受ける。その仕方は、「家範」第7章に厳格に規定されており、簡単にいえば、第一基本財産では収益の2分の1は元資に組み入れ、他は諸積立金に組み入れる。ただしその積立金が所定の金額に達すれば、残余は第二基本財産に組み入れる。第二基本財産の純益も諸積立金に組み入れ、積立金が所定の金額に達すれば、残余はやはり第二基本財産に組み入れる、というしく

(各年末, 円)

1929年	1930年	1931年	1932年	1937年	備 考
1,067,724	953,216	990,128	1,086,121	1,557,451	30 年は 22 万円余の十五銀行欠損補填金を支出,
125,389	139,737	150,000	150,103	...	20 年代前半から金額とも継続・連続
113,388	124,368	129,368	139,378	...	
(46,551)	(57,531)	(76,531)	(86,540)	...	
(66,838)	(66,838)	(52,838)	(52,838)	...	
—	—	—	35,000	...	
10,647	11,198	11,700	12,027	...	
...	...	(700)	(1,027)	...	
...	...	(11,000)	(11,000)	...	
42,530	44,667	56,928	93,543	...	
1,292,840	1,206,348	1,274,287	1,452,333	...	
66,837	66,837	63,837	63,837	...	
1,359,678	1,273,186	1,338,125	1,516,171	...	
(60,000)	(60,000)	(52,000)	(52,000)	...	1928 年から東京発電 120 株元資金
(6,000)	(6,000)	—	—	...	
	(750)	(750)	(750)	...	
	(88)	(88)	(88)	...	
		(11,000)	(11,000)	...	
				...	
				...	
				...	

は、1932 年末の数値。  
た。  
220 株。

図 2 毛利家会計のしくみ (1927 年～30 年代)



みにした。歳入歳出は、ともに経常部・臨時部を設け、臨時部は予算外の収支を扱うこととして  
いるが、歳入を経常部・臨時部に分けたのは「家範」制定からである。

こうして1927年4月14日の家政評議人会で「家範」制定を決議し、即日宮内大臣に認可申  
請、翌15日に認可され、同月17日に高輪邸遙拝所で、先祖への奉告祭と家主宣誓式が親族・一

族・家政協議人列席のもとで行われ、同年7月1日から施行された。

その後も種々制度変更はあり、1932年度決算の際に、元道の将来の外遊用およびその他不時の支出用として、第二準備積立金を創設した(表3-1)<sup>110</sup>。1939年には「事務所規則」改正によって、前記のように「財産主管者」を「財務監督」と改称し、「家令」「家扶」「老女」「侍女」や「女中」の呼称も廃止した(表3-2)。

次に重要な点は、1927年には、1865年生まれの当主元昭は60歳を超えてお

り、「家範」で相続税積立金を充実させたように、相続税対策を本格化した。まず同年1～3月に資産の時価評価を行い、元昭が亡くなって元道が遺産相続する場合と、元昭が隠居して元道が家督相続する場合に分けて、税を算出した。この相続税シミュレーションは10年後の37年前半期にも行われた。じつは同家はそれまで自家の総資産時価がどの程度なのか、一度も算出した形跡がない。第一基本財産、第二基本財産などいくつかの会計に分けて資産を保有したが、統合した総資産表は作成せず、総資産額も算出した史料はみあたらない。つまり同家は自家の総資産額に大して関心はなく、多額の相続税納付の可能性が近づいて初めて、それに関心を向かわせた。

この点は、前田家も似たようなものであった。同家は毛利家と異なって、明治期から総資産額を算出していたが、それは相当大きな含み益をもつ簿価にすぎない。1890年代に総資産の時価評価を試みたことがあるが、4年で止めてしまっている<sup>111</sup>。両家とも、たとえば土地を各地に所有するなどきわめて多様な資産をもち、それらの時価算出にはかなりのコストがかかる。しかしそのようにコストをかけて総資産時価額を算出しても、それが必要になるのは相続税納付の時だけである。周知のように相続税は日露戦時期に創設されたから、1890年代に総資産時価額を算出しても、何の役にも立たないのである。前田家がそうした試みを4年で止めた理由もそれであったと思われる。

それどころか、毛利・前田ともに正確な総損益も算出していない。「歳入」と「歳出」をそれぞれ書き出して、剰余がどの程度あり、それをどう資産に組み込むかという決算書を作成して、

表3-2 家職定員 (1939年5月改正)

種別・区別	職名	人員	備考
重役	事務所長(高輪)	1	旧家令
	事務所次長	1	旧家扶
	出張所長(防府)	1	旧家扶
普通職員	事務所(高輪)	12	
	〃	1	旧老女
	〃	1	旧侍女
	出張所(防府)	5	
雇員	事務所(高輪)	9	
	〃	6	旧女中
	出張所(防府)	4	
総計		41	

(出所)「公爵毛利家事務所職員及雇員定数表」(昭和14年5月、『例規』所収)。

110 「第弐準備積立金ニ関スル件」(昭和8年3月5日、『例規』所収)。38年3月には、元道のドイツ・ベルリンへの自費留学費(1937年8月～39年7月)を予算19万6千円余と決定したが、物価上昇によりとうてい不足のため、第二準備積立金定額を30万円に引き上げた(「第弐準備積立金積立定額増加ニ関スル件」(昭和13年3月15日、『例規』所収))。

111 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」118頁、表4-5。

会計監査に付しているが、毛利・前田ともに若干先述したように、じつは両家の収益や損失（ないし支出）は、この決算以外にもかなりある場合があった。毎年正確にいくら利益を得て、どの程度損失・支出を行ったかについて、あまり関心がなかったとしか思えない。

そうなる理由の1つは、家自体が事業の経営体ではなかったからである。毛利・前田ともに、事業を行う場合は、多くの場合、事業部門を特別会計にして損益を算出しようとした。そして毛利・前田とも、収益目的の主たる資産は有価証券・不動産であり、農場などの直営事業は長期の大規模なものではないか、あるいは家の総資産に比して大きな比重を占めるものではなかった。他の富裕な大藩大名華族や、ヨーロッパの富裕な伝統的有力貴族も、たいていは同様だったと思われる。むしろ直接事業によって利益を稼がなければならないのは、（本来実業家であった華族・貴族は別として）概してもともと大して富裕でない華族・貴族であった。要するに、富裕な伝統的貴族は、（当たり前のことであるが）直接事業に基づく利益追求のインセンティブに乏しかったのである<sup>112</sup>。

毛利や前田が家全体の損益を正確に算出しようとしなかったもう1つの理由は、税制である。戦前の税制は現代のそれのような複雑さはなく、たとえば前記のように譲渡所得は非課税であったから、有価証券・不動産の売却損益を正確に算出して決算書に記す必要はなかった。毛利や前田の決算書などに、有価証券売却償還損益・土地売却益を記したり記さなかったりした理由はそれであった。所得税法における寄付金控除は、1962年税制改正によってはじめて実現したから、多額の寄付を行う戦前の大名華族資産家は税務当局に寄付額を示しても意味はなかった。したがって家の各会計からの寄付額を集計する必要もなかった（こうして今日の研究者が総寄付額を知ろうとすると苦勞することになる）。いずれにせよ、家全体の損益を正確に算出するインセンティブがなかったのである。大名華族資産家とはそのような存在であった（むろん一般の資産家の家政部門もほぼ同様であろう）。それは家自体が「華族資本」などというものではない所以でもある。

しかし本稿の対象時期は、まだ日本に相続税がなかった先代元徳の没時とは大きく変わり、毛利のような華族大資産家へは資産継承に大きな制約が課されるようになっていた。このため、同家家令中村芳治が高齢と病気を理由に31年10月に引退すると、後継家令として税務に精通した野村盛康を招いた。野村は1883年生まれ山口県士族であり、東京帝大法科を卒業した後、大蔵官僚となり、税務畑を歩いて、名古屋税務監督局長を最後に同年退官した<sup>113</sup>。この年、野村は

---

112 そして日本では、下級の本来それほど富裕でなかった武家・公家華族の中で、直接事業に乗り出す者は多くなかったようである。その比率は社会平均よりも低かったかもしれない。もしそうだとすると、その理由は、それでもそれなりの資産があったり、プライドとともに、保護・支援を依頼しうる他者（宗家や旧藩主など）が存在したからではないか。いずれにせよ、加賀横山家や延岡内藤家のリスクをかけた果敢な事業経営の開始は、かなり珍しい注目すべき試みであった。

113 『人事興信録』第9版（1931年）、同第10版（1934年）所収の「野村盛康」の項。

表3-3 資産の時価評価額 (1927年3月現在) (円)

種類	元昭名義			元道名義	計
	第一基本	第二基本	計		
土地	7,128,878	243,640	7,372,518	24,057	7,396,575
建物	517,738		517,738		517,738
公債	1,852,519	1,496,240	3,348,759		3,348,759
社債その他債券	538,750	8,100	546,850		546,850
株式		5,599,361	5,599,361	3,425,441	9,024,802
預金・貸金・現金	2,207,819	472,793	2,680,612		2,680,612
計	12,245,704	7,820,134	20,065,838	3,449,498	23,515,336

(出所)「秘 相続税関係調書」昭和2年3月 (前掲『相続財産一件書類』所収)。

注: 付属財産を含む。

表3-4 資産の時価評価額 (1937年6月上旬現在) (円)

種類	元昭名義			元道名義	計
	第一基本	第二基本	計		
土地	6,392,647	289,522	6,682,169	7,565	6,689,734
家屋	841	415,320	416,161	—	416,161
公債	5,346,818	1,086,038	6,432,856	—	6,432,856
社債	—	108,400	108,400	—	108,400
株式	—	7,220,190	7,220,190	6,104,099	13,324,289
預金・貸金・現金	2,754,879	297,947	3,052,826	—	3,052,826
小計	14,495,185	9,417,417	23,912,602	6,111,664	30,024,266
その他動産 (仮算)	—	3,000,000	3,000,000	—	3,000,000
総計	14,500,000	12,500,000	27,000,000	6,111,664	33,111,664

(出所) 前掲『相続財産一件書類』所収史料。

注: 1) 付属財産を含む。元昭分の「総計」は、「端数切上げ」。

2) 最右欄の元昭・元道計は、筆者の算出。

3) 「その他動産」は、刀剣・古文書など。

まだ48歳であり、毛利家が家令就任を懇請して、官を辞したはずである。明治期の同家よりも、先を見越したより慎重なスタンスになっていたという印象を受ける。

さて第一基本財産は、前記のように、1927年に「定額」を1千万円としたが、実際は同年の資産額は500万円余であったから、まだ蓄積する余地は十分にあり、順調に資産額を増加させているし(表2-1)、第二基本財産もほぼ同様であった(表2-3)。そして明治期のような西洋から導入された新産業の振興や北海道開拓などに率先して投資したりすることはなくなり、自家用以外の投資はあくまで安全確実な利殖目的のようにみえる。また公家・皇族に助成金や貸金を出すこともみられなくなる。明治期の新国家立ち上げ期と異なって、いわばノーマルな資産家としての行動へ移行していったといえよう。

ただし上記は、簿価の推移である。これに対して、先の1927年3月調査では、同家資産時価総額は2,351万円であった(表3-3)。しかし37年6月の時価総額は、この頃の好況もあって、3,300万円余に膨らんだ(表3-4)。ところが、1938年9月24日に元昭が没し、その4ヶ月後の39年1月に毛利家が防府本邸最寄りの三田尻税務署に申告した相続額は1,726万円であった

(表3-5)<sup>114</sup>。前年の時価評価額の約2分の1という相当な過少申告である。これに対してその後、三田尻税務署に代わって乗り出してきた上部組織の広島税務監督局が同家に提示した調査課税相続額は2,524万円余であった。これでも上記の毛利家内部史料に照らして過少である。結局その後、両者が「種々折衝ヲ重ネタル結果、遂ニ相互譲歩ノ上」、39年12月に、相続額2,176万円、相続税額535万円余(7ヶ年賦で納入)と決定された(表3-6)。この頃、毛利家家令であった野村盛康は、10年ほど前の1928年頃には広島税務監督局長であった<sup>115</sup>。それは同家に幸いしたかもしれない。とはいえ、政府の

1939年度決算における歳入相続税は5,838万円だったから<sup>116</sup>、7ヶ年賦とはいえ毛利家の相続税額はこの頃と同税全体の1割に近い巨額なものであった(1ヶ年納入額は、同税全体の1.3%)。

ところで、同家が時価評価した37年資産額は、翌年の相続財産額とあまり変わらないはずである。表2-10のように、37~38年に若干株式を売却したが、それほど多くない。それを前提として、次に、39年における相続税算定の、毛利家と税務当局のバトルの内実を検討する。

まず地所について、38年9月当主元昭死去以前の同年前期に、砂町所有地の33町全部を「日曹製鋼」と東京電灯に売却した<sup>117</sup>。「砂町地所売却代金ノ処分」(『相続財産一件書類』所収)に売却代金205万9千円余とあり、かつその大半を銀行に預金していた。すなわち同じ史料に、「差引、相続開始当時預金(砂町地所関係)」198万6千円余とある。しかし、じつは38年9月相続

表3-5 相続財産申告額  
(1939年1月申告)

種類	金額(円)
土地	3,362,579
田	(857,830)
畑	(354,812)
宅地	(2,081,710)
山林	(48,659)
原野	(3,312)
雑種地	(2,176)
保安林	(9,397)
墓地	(4,683)
山林立木	124,511
建物	278,150
株式	6,366,842
公債	4,412,342
現金	2,400
預金	1,588,024
貸金	116,640
自動車	2,500
現在米	337
田未収小作料	3,948
宅地未収賃貸料	1,883
書画骨董	1,000,000
計	17,260,156
控除額	
所得税	83,727
同付加税	15,714
葬儀費	32,101
差引課税価格	17,128,613

(出所)「相続財産申告書」(昭和14年1月、前掲「相続財産一件書類」所収)。

注:( )は内数。

表3-6 相続財産・相続税決定額  
(1939年12月)

項目	金額(円)
相続財産	
土地	3,744,561
立木・庭園	390,182
建物	608,663
株式	6,379,202
公社債	5,422,175
現金	2,400
預金	4,070,609
貸金	124,740
未取債権	5,831
書画骨董	1,000,000
自動車・電話等	11,637
計	21,760,000
控除額	142,874
所得税	(83,727)
同付加税	(15,715)
地租	(57)
戸数割	(11,273)
葬儀費	(32,102)
差引課税価格	21,617,126
相続税	5,352,578
7年賦1ヶ年納税額	764,653

(出所)表3-4と同じ。  
注:( )は内数。

114 以下、同家総務野村盛康「相続税ニ関スル件」(前掲『相続財産一件書類』所収)。

115 『人事興信録』第8版(1928年)所収の「野村盛康」の項。

116 大蔵大臣官房文書課編『大蔵省年報』第66回(大蔵大臣官房文書課、1942年)8頁。

117 日曹製鋼は1949年設立であるが、その母体である日本曹達の鉄鋼部門をそう呼んでいたであろう、「日曹製鋼買受土地申請価格」なる史料がある。

の申告財産に、すでに売却済みであったこの地所を含めていた。「相続財産申告書」(昭和14年1月)の相続財産一覧の中には、砂町地所33町、116万9千円がある。その理由は、まだ登記がなされていなかったためである。すなわち「相続財産申告書」と内容が同一で、同じ簿冊にある「相続財産価格及控除金額調書」(昭和13年9月24日現在)における砂町地所の箇所に、「東京電灯会社へ売却済ナルモ未登記ナリ」とある。「日曹製鋼」への売却分も未登記だったはずである。したがって相続財産申告書の預金は158万円となっており(表3-5)、実際には存在した砂町地所売却代による預金198万円が含まれていない。要するに毛利家としては、現金預金で相続するよりも、土地で相続した方が節税となるために、この地所の所有権変更が未登記だったことを利用しようとしたわけである。

しかし現に存在する預金が隠せるわけでもなく、またこのような詭弁が通るわけでもなかった。税務当局の課税決定額には預金が407万円と、申告額に比して250万円ほど増加している点から見て(表3-6)、税務当局は毛利のこの主張を認めなかったはずである。

相続財産申告書には、他にも重要な工夫が凝らされている。じつはこの申告書をよくみると、元道名義分を含めていないのである。表3-4をみても、37年株式時価総額は1,332万円だったが、表3-5のように38年相続財産申告額のうち株式は636万円と、約半分になっているのは、そのためであった。

戦前日本においては、相続税逃れを防止するための現代のような高率の贈与税は存在しなかった。したがって戦前は大資産家が資産を嫡子の名義に変えようとするれば、印紙代などやや割高の手数料を支払うだけで可能であった。その代わり、そのような名義書換分は、前記のように、すでに相続が開始されたとみなされて、のちの相続の際に相続税が課された<sup>118</sup>。毛利家がそのようなことを知らぬわけはなく、これも前記のように嫡子元道への名義書換は、相続税逃れ目的だったとはどうも考えられない。実際に1927年の同家資産時価評価額・相続税額算出の際に、元道名義資産も相続税が課税されるとして税額を算出している。37年の時価評価の際も、元道分も同家資産の一部とみなしていた。

しかし結果として、同家が相続株式を636万円と申告したのに対して(表3-5)、税務当局が決定した課税株式は637万円であった(表3-6)。当局は毛利家の相続株式申告額を容認したのである。税務当局が元道名義資産の存在に気づかなかったはずはないし、毛利家も気づかれなないかもしれないと思ったとは考えられない。毛利家の課税相続財産申告総額が1,712万円だったのに対して、広島税務監督局による当初の査定が2,524万円と、申告額を812万円も上回った最大の要因は、元道名義分を加えたためのはずである(37年毛利家時価評価による元道分株式は610万円だったから、増分のもう200万円余は、上記砂町地所を売却と認定して、売却益89万円が加算されたことなどによるであろう)。

118 菊地紀之「相続税100年の軌跡」(『税大ジャーナル』1号, 2005年)39頁。



日本の相続税制は日露戦時期に創設されて以来、1926年にも税率の若干の改正はあったものの、1930年代前半頃までは抜本的な改正はなかった。しかし昭和戦時期になって、それまで最高税率は10%台だったが、高額相続については税率が大きく引き上げられた。1937年に課税価格10万円を超える場合の税率はそれまでの2倍となり、翌38年にはさらに引き上げられた。これは元昭没時には施行されていた<sup>119</sup>。したがって同家には、課税相続財産を圧縮するインセンティブが一層強まっていた。毛利家は、家令野村盛康を中心に、相当強引に相続財産を少なくしようとしていた。

では毛利は、いかなる理屈で元道名義資産は元昭からの相続財産でないと主張したのか。筆者の推測は、次のようである。本稿冒頭で述べたように、1922年より前の会計帳簿は38年時点で失われていた。そして現存する22年の会計帳簿から同年には元道名義株が大量に存在していたことが証明できる。そのことから、元道名義株が元昭からの贈与・相続なのか不明である（祖母安子や曾祖母妙好などからの贈与・相続かもしれない）、と言い張ったのではないか。

そうだとすると、本稿冒頭で筆者は、1922年以前の会計帳簿は、1938年時点で同家がすでに廃棄していたはずと指摘したが、あるいはそれは意図的な廃棄だったのではないかという疑念さえ生じてくる。しかしそれは邪推と思われる。というのは、同家の会計史料は、明治期についても存在していない年度がかなりあるし、1922年以降も欠けている年度があるからである。結局同家は、1922年以前の会計史料がたまたま欠けていたことを都合よく利用して、元道名義資産は元昭からの相続資産でないと主張した。それはむろん家令野村の指示によるものであろう。広島税務監督局も、砂町地所売却分については妥協しない代わりに、元道名義資産については妥協したものと推測される。毛利の申告額と、税務当局の査定との差は、元道名義分と砂町地所売却分に関する見解の相違でほぼすべて説明できるものであり、株価・地価に関する見解の差はあまりない。筆者には、広島税務監督局の査定は、毛利家に対してかなり甘いものと感じられる。家令野村がかつて広島税務監督局長だったことが、同家に幸いしたかもしれないと記した所以である。砂町地所の扱いにせよ、元道名義資産の扱いにせよ、気合いの入った井上馨・山県有朋・伊藤博文らが健在であった明治期の毛利家であれば、このような手の込んだ利己的な相続財産申告を行ったであろうか。

ところでじつは前田侯爵家も、大正後期以降、決算書において資産総額を簿価（基本的に支出額）で記録することを止めて、時価で記すようになった。毛利が1927年から10年ごとに資産の時価評価を行うようになったのに対して、前田は1923年度（24年3月）以降、毎年時価評価したのである（表3-7）。ここからも毛利よりも前田の方が、几帳面と思われる。

それはともかく、両家による総資産時価評価を比較してみよう。まず前田は、表3-7のように

---

119 国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室編著『相続税関係史料集：導入から昭和二十一年まで』（同史料室、2014年）446、451-456頁。

表3-7 前田侯爵家総資産(2) (1924-42年)

(円)

各年3月末	有価証券	不動産				貸付金	純資産計
		土地	土地/ 純資産	建物	計		
1924(大正13)年(簿価)	8,063,678	667,393	6.4%	1,228,800	1,896,193	152,700	10,451,334
〃 (時価)	9,909,062	10,833,294	44.9	872,089	14,426,803	20,450	24,137,324
1925(大正14)年(時価)	10,135,652	12,482,744	50.0	915,255	14,827,780	3,790	24,977,393
26(〃15)年(〃)	11,684,631	13,169,939	48.1	994,536	14,164,475	30,383	27,368,266
27(昭和2)年(〃)	12,566,950	13,411,183	47.8	686,886	14,098,068	214,478	28,075,846
28(〃3)年(〃)	12,163,054	14,135,623	50.3	1,122,344	15,257,966	156,509	28,098,128
29(〃4)年(〃)	12,058,309	14,025,993	49.0	1,545,073	15,571,066	195,300	28,611,048
30(〃5)年(〃)	10,332,092	13,281,171	49.4	1,828,546	15,109,717	208,764	26,881,903
31(〃6)年(〃)	9,881,360	13,293,481	50.7	1,938,730	15,232,211	214,414	26,228,265
32(〃7)年(〃)	9,690,868	13,328,306	51.5	1,980,684	15,308,990	225,744	25,894,709
33(〃8)年(〃)	10,950,587	13,376,450	48.1	2,034,797	15,411,247	224,044	27,791,752
34(〃9)年(〃)	11,885,112	13,326,038	47.0	2,079,448	15,405,486	182,232	28,326,714
35(〃10)年(〃)	12,931,645	12,992,640	44.2	2,045,675	15,038,315	232,232	29,398,042
36(〃11)年(〃)	13,049,850	12,659,539	42.7	2,222,730	14,882,269	236,613	29,644,164
37(〃12)年(〃)	13,402,575	12,728,421	41.6	2,261,700	14,990,121	293,796	30,572,944
38(〃13)年(〃)	12,664,537	11,597,670	38.4	2,113,153	13,710,822	443,215	30,169,957
39(〃14)年(〃)	13,841,505	11,182,480	37.0	2,114,752	13,297,231	521,580	30,213,621
40(〃15)年(〃)	16,709,364	11,227,932	33.7	2,126,507	13,354,439	603,739	33,359,342
41(〃16)年(〃)	15,815,583	9,701,820	31.7	2,121,397	11,823,218	643,344	30,612,641
42(〃17)年(〃)	17,128,382	10,044,732	31.8	2,194,225	12,238,957	629,667	31,591,496

(出所) 同家「決算書」各年度。

注: 1) 表示していない項目も多い。

2) 不動産には、他に、土地と建物を分離できない「土地・建物合併」(大久保・根岸の土地と貸家)が、1924年(時価)に272万1,420円、25年に142万9,781円あり、計に含む。

3) 純資産計には、他に26年は215英ポンドがある。

1924年のみ簿価と時価の両方が決算書に記されており、総資産時価は簿価の2.3倍である。種類別にみると、有価証券時価は簿価の1.2倍にすぎない。このうち公社債時価は簿価と大して変わらないが、同家が所有する株式には名だたる優良株も多く含まれていたから、簿価にはもっと含み益があるようにも思われるが、実際はそれほどでもない。不動産については、注記したように、24・25年時価には一部に土地と建物に分離できないものがあるため、建物について、24年の簿価と時価を直接比較できないが、24年簿価と実質はほとんど変わらない26年の時価を比較しても、簿価より時価の方が少ない。建物の簿価は支出額であり、時間とともに減価するからであろう。これに対して土地の簿価も概ね支出額であるが、地価は明治初年以降値上がり幅が著しかった。以下、この点について一般的状況を述べる。

まず全国耕地については、1873年に比して1912年には、田は6.0倍、畑は8.4倍になった。さらに第一次大戦期に急上昇して1919年には田は1873年の15.4倍、畑は27.6倍になった。その後は下落傾向に転じるが、1930年でも1873年のそれぞれ10.4倍、19.1倍であった<sup>120</sup>。しかし全国平均の動向に比して、東京の地所の上昇率は、明治期はともかく大正期以降顕著に高くなっ

た。1872年に比して1912年の日本橋区は6.9～9.1倍、神田区は10.1～15.3倍、麹町区の上等地は8.8倍だったが、全国平均耕地価格と異なって、1919年以降も上昇を続け、1914年に比してピークの1929年は東京市15区内上等地・下等地平均で4.4倍になった（同じ時期に全国の田は1.8倍、畑は2.1倍にすぎなかった）<sup>121</sup>。

こうして東京にも多くの土地を所有した前田家の1923年度土地時価は簿価の16.2倍となった（これは土地時価のうち土地・建物を分離できないものを除いた計算値であり、実際の倍率ももっと高く、24年土地簿価と、26年時価を単純に比較すると19.7倍となる）。これにより建物を含めた不動産全体でも時価は簿価の7.6倍となった。そして24年時価総額のうち土地の占める割合は少なくとも45%（実際はおそらく5割以上）、不動産の割合はじつに6割に及んだ。そして同年の前田家地所時価推定1,300万円余のうち、深川地所14万坪が704万円と5割以上を占め、他に本郷邸地220万円があり、大久保別邸地も175万円程度あったと推定される。これら東京府下の3ヶ所だけで地所全体時価の8割を超える<sup>122</sup>。いうまでもなく本郷邸地は1871年に政府から旧加賀藩邸の一角を下賜されたものをほぼ維持していたにすぎないし、深川地所も1876年に取得して1880年代にはすでに17万坪あり、大久保別邸（明治前期は四谷別邸）も1877年頃に取得し始めて、これは主に1890年代に拡大して、明治末以降1923年まで4万坪余を維持した<sup>123</sup>。要するに主に明治前期に下賜されあるいは安価に取得したものを、自家用にまた一部を収益用で使用しつつ維持したところ、地価上昇によって、総資産のきわめて重要な部分を構成するにいたったのである。

毛利家の時価総額に占める土地も、前田ほどではないが、27年は31%、37年は20%となっている。他の大藩大名華族も、広大な東京本邸をはじめ東京その他にかなりの土地を所有していたから、大名華族資産家の総資産に占める土地の比重はかなり高かったのである<sup>124</sup>。一見、近代日本の大名華族の主要資産は有価証券であり、土地所有はそれほどではなかったという印象がある

121 前掲、小峯『市街地不動産鑑定』59-60頁。同じ著者の「東京市に於ける地価騰貴の趨勢」（『都市問題』25巻6号、1937年、124、127-129頁）によれば、浅草小島町は1876～1929年の間に120倍、麹町四丁目は1874～1936年の間に62倍、丸之内一丁目は1890～1935年の間に286倍になった。

122 同年に、他に時価が大きい地所は、北海道軽川農場38万円、北海道林業地45万円くらいである。

123 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」および準備中の別稿による。なお、毛利の砂町地所が藩政期に長州藩が所有していた地所を買戻したものであったと同様に、前田深川地所も、藩政期に加賀藩が所有していた地所を買戻したものであった。斎藤照徳「江東区域の加賀藩前田家屋敷」（『下町文化』269号、江東区地域振興部文化観光課文化財係、2015年）、同「『東邸沿革図譜』にみる江東区域の加賀藩前田家屋敷」（『江東区文化財研究紀要』19号、2016年）によれば、貞享3（1686）年頃まで、加賀藩はほぼこの地域に、あわせて9万坪余の抱屋敷があったとされる。そして前記のように、前田の深川地所と毛利砂町地所は隣接していた。

124 本稿の議論は時価のみであるが、面積でも、少なくとも前田家は後述のように北海道に耕地・山林、さらに昭和期には朝鮮に山林を、それぞれ広大な規模で所有しており、この時期においては19世紀のイギリス有力貴族にも見劣りしない。

が、またこれまでの研究でまったく指摘されていないことであるが、すぐ述べるように、少なくとも大正期以降、トップクラスの大名家華族資産家の大半は、総資産の中で土地所有をきわめて重要な基軸としていた。

さて表3-7によって、前田家の資産時価総額の推移をみると、24年の2,400万円から増加してゆき、金融恐慌によっても微動だにせず、昭和恐慌期の株価下落によって一時減少するが、再び増加傾向に転じて、

37年3月に初めて3,000万円台に、40年3月にようやく3,300万円台になっている。先に示した毛利家総資産の時価評価額と前田のそれを比較すると、27年頃は前田が上回っているが、その後毛利が躍進して、37年頃は毛利の方が前田より資産額が多いという結果となっている。あるいは大雑把に言えば、この時期における両家の総資産額はだいたい同程度であったということになる。問題は、それをそのまま正確な比較として受け取ってよいかである。先に明治期における両家の簿価について比較し、前田の方が株式についても控えめに記録していたことを示した。しかし時価評価額は、簿価以上に、評価者あるいは家によって差が生じる可能性がある。

たとえば上場企業株は、公開市場で取引されるから、時価評価に差は出ないように思われるかもしれないが、1年のいつの市場価格をとるかだけを考えても大きな差が出るし、特定日でも終値・高値・安値などのいずれをとるかでもかなりの差が出る可能性がある。慎重な大名華族が自家の控えめな資産評価を志向する場合、終値ではなく安値をとることもあろう。いわんや不動産の時価は、評価者によっても大きく異なるのがふつうであり、同じ町でも条件によって取引価格に大きな差があることは現在も変わらない。

まず株式について、37・38年における両家の1株当時価額を示したのが、表3-8である。明治期と同様に両家が同じ時期に同じ銘柄を所有している例は多くなかった。概して、毛利の内部向け時価は前田のそれより高く、毛利の相続財産申告書は前田の内部向け時価よりかなり低い傾向がある。これは、株式時価評価においても、やはり前田が毛利より控えめな評価を行い、かつ毛利は相続財産申告書には前田よりもっと低い額を意図的に記入したことを窺わせる。しかしそうでない場合もあるし、毛利は税務署へは意識的に低い額を申告したことは確かとして、内部向け時価の相違は、同じ年でも月が異なるから、部分的にはその間の株価変動も反映されているであろう。また、前田の方が株式評価額は控えめに表れているとはいえ、この程度の差によっては、両家の総資産額に多少の影響を与えても、極端に大きな差は生じにくいとも考えられる。しかし、この時期の毛利家が、著名な財閥系・日産系大企業への投資を拡大したのに対して、同じ時期の前田家の所有株は、前記のように、著名な優良株ばかりであった明治期とまったく様相

表3-8 毛利・前田両家の1株当株式時価(1937-38年)(円)

銘柄	毛利家			前田家	
	1937年6月		38年9月	1937年	1938年
	元昭分	元道分	申告書	3月	3月
日本銀行旧	618.0		539.3	558.0	561.0
〃新	462.0		365.0	394.0	398.0
十五銀行	86.0		75.5	75.7	75.7
横浜正金銀行	204.0	204.0	196.5	208.3	202.0
三井銀行		84.5		85.0	
三菱銀行	46.2		44.8	44.2	
汽車製造旧		90.0		90.0	
〃新		36.5		10.0	31.0
東京海上保険	173.0		153.0	170.0	163.0
日本水産		42.3		49.0	49.0

(出所) 前掲、毛利家『相続財産一件書類』、前田家『決算書』各年度。

を異にしており、(詳細は別稿で述べるが)あまり聞きなれない新興企業の非上場ないし未公開と思われる株がかなり多かった。これらの株は時価評価が容易でなく(新興企業でなくても、表3-8において日銀株の価格に大きな差があるのは、非上場で、小細工の余地があったからではないか)、たとえば1937年頃に時価ではなく

たんなる払込額を時価の代わりとしていたと思われる銘柄として、国際製菓、朝鮮貯蓄銀行、北陸セメント、昭和飛行機などがある。いずれにせよこれら新興企業株の時価はかなり低めに抑えられていた可能性がある。

土地については、まず一般的な状況を説明しよう。1938年に東京市を例として、客観的な時価評価が困難である点を論じた、吉田亀治(当時、東京市経理局地理課勤務)「土地評価の統一」(表3-9の資料)によると、時価は現実の売買価格を調べられればわかるが、実際は難しいという。

正常の売買実例が豊富に整備して居れば評価の容観的基礎付けは困難ではないが、……評価地附近に恰好の実例があることは稀で、在つても特殊事情に基く特殊価格が多い。またたとえば、取引物件の面積が大きいと、坪当価格が高くなるか安くなるかも、一概にいえず、両方あるという。

況んや此上に地形、位置、地帯関係、評価時の経済状況等々を含めた多元高次の関係から、理論的に単一価格を導出すことは、此岸の人の能くする所ではない。

とある。こうして土地のような流通性の少ないものは、売買例の平均に「相当の偏差の幅」が生じる。当時東京市内の主な官公庁評価機関は、内務省土木局、東京府、大蔵省税務監督局、司法省登記所、さらに東京市、勸銀があった。東京市の中にも、経理局地理課、各区役所税務課、電気局、水道局などがあり、それぞれ独自の評価を行ったから、その結果は相当な差があった。表3-9は、36・37年度に逓信省が郵便局・電話局建設用地買収のため、各評価機関に依頼した評価の結果である。調査機関が異なっても差がない場合もあるが、大きな差がある例が多く、著者の吉田が示している別の事例によると、相続税決定通知には、相続後すでに反当100円で県に売却済みの土地がじつに240円に評価されていたという。要するに多額の相続税を支払わされたわけである<sup>125</sup>。

表3-9 東京市内坪当評価価格(1936・37年度) (円)

所在地	坪数	評価機関			
		東京市	税務監督局	登記所	勸銀
京橋区入舟町3丁目3	483	250	340	214	355
四谷区塩町3丁目41	207	130	120	100	130
中野区向台町13ほか	1,037	35	36	36	25
淀橋区角筈2丁目90ほか	450	99	100	95	120
城東区大島町3丁目56	450	100	120	120	100
同 3丁目55ほか	167	80	110	110	78
板橋区中新井3丁目2026ほか	300	26	26	26	26
杉並区中通町273ほか	720	35	33	40	30
荒川区三河島3丁目2945(裏)	638	100	60	100	95
同 (表)	21	150	100	150	150

(出所) 吉田亀治「土地評価の統一」(『都市問題』26巻3号, 1938年) 80頁。  
注: 京橋区入舟町3丁目3は、このほか農工銀行調査では250円。

125 以上、吉田「土地評価の統一」76-77, 79頁。吉田の当時の勤務先は、前掲、小峯『市街地不動産鑑定』45頁による。

それでは毛利と前田の土地時価評価はどの程度の差があったか否か。この点は、株式と同じように両家が同じ地域の地所を同じ時期に所有していなければ比較できないから、なかなか難しいのであるが、両家が隣接して所有していた東京府南葛飾郡砂町（32年に東京市城東区南砂町・北砂町）地所の評価をみると、1927年毛利家時価では、31町について、原野6町6反を坪10円とした以外は、耕地・宅地・山林・池沼を一律に坪当30円として、総額240万円と算出していたのに対して（表3-3の史料）、同じ27年度に砂町地所を新規購入した前田家の時価は、60町1反を、これも一律に坪6円10銭として総額109万円と算出していた。この時、前田が誰から購入したかは、毛利家史料に基づいて後述するが、（毛利家ではない）複数の相手からであった。複数の取引において、しかも大規模な面積の取引において、坪当単価がどの区画もまったく同じであるはずはない。前田は低い方の取引坪当単価を時価の基準としたのではないか。

そして37年6月の毛利家時価調査では、砂町33町について、山林原野は坪20円、宅地・耕地は坪35円として、計290万円と見積もっていたのに対して、37年3月の前田では、同じく60町1反を、一律に坪8円24銭として、計148万円としていた（以上、表3-7の史料、ただし前田の砂町地所は毛利地所の南側であり、評価者の如何にかかわらず毛利地所より少し低かったかもしれない）。しかし毛利は、三田尻税務署へ提出した翌38年9月相続の相続財産申告書では、砂町地所33町は坪当0.5~30円と地番・地目ごとに細かく単価を設定して（坪30円は宅地の一部のみ、山林は坪0.5円、耕地は10~25円）、相続額は116万9千円とした。前記のように、同家は同年前期に205万円で売却済みにもかかわらずである<sup>126</sup>。

さらに前田家は、1934年度の評価替えの際に、予備財産のうち「公益財産」としていた土地を売却や寄付などによってまったく減らしていないにもかかわらず、時価を110万9千円から15万8千円へ減価させた。これは、駒場・代々木（大山町）・深川および金沢市鶴間町の道路と、深川の運河の評価額をゼロとしたためである。一般に開放している道路などは売却換金が困難とみなしたからであろう。同じ年度に、同家は東京・金沢・高岡などの主要な墓地の時価評価額をそれまで計上していたが、ゼロとした（他の面積の小さい墓地はそれ以前から時価をゼロとしていた）。これによって前年度の時価6万5千円余がゼロとなった。墓地は売却が想定されていないためであろう（以上、同家「昭和九年度末財産現在表」）。同家は何かにつけ資産評価額を

126 なお、前田家の株式や土地の時価が低めに評価されていたか否かは、売却した場合の売却単価をみればよいが、同家『決算書』には「有価証券売却代金収入」総額のみが記され、株式の売却単価は不明である。土地についても『決算書』には売却単価は記されていないが、ほぼ地所ごとに売却代金収入が記されている。それと「財産表」の個別地所の減額分を比較すればよいが、土地売却代はその年度に支払われるとは限らず、高額取引の場合は数年にわたる年賦払いとなるのがふつうだから（年度末資産の「債権債務」の中に「土地家屋売却代金」なる債権があり、多い年は100万円をはるかに超える額であった）、『決算書』からは正確なところは不明である。それでも上記の比較をすると売却代金収入の方が多く、やはり土地時価単価は低めだったと思われる。これらについて、他の会計帳簿の探索によって判明する可能性があり、今後の課題としておく。

圧縮して、不当に多くならないように気を配った。これに対して、毛利は、史料の残る1932年までの資産簿価には墓地も含めているし、1927・37年の時価評価額にも、道路や世田谷墓地も資産額に加えていた。

また先祖伝来の家宝たる時価評価が困難な刀剣・古文書などの動産は、前田はまったく資産額に加えていないが、毛利の1937年には300万円と評価して加算している（38年相続財産には100万円として申告、表3-4、表3-5を参照）<sup>127</sup>。

要するに、毛利は税務当局に対しては、地番・地目別に細かく査定額を記してあたかも正当な時価を示すかのような姿勢をとりつつも、当然ながら低い評価額を申告した。これに対して、毛利・前田両家とも内部向けの時価評価は、外部に公表するものではないから手心を加えても何ら問題はなく、かついずれも大雑把なものにすぎなかった。そして毛利は相対的に多めのあるいはより正確な時価評価を、前田は極力控えめな時価評価を行っていたわけである。

こうした点を見ると、両家の内部向け総資産時価を単純に比べて、多寡を論じることはきわめて不適切となる。両家のそれが仮に同じレベルとすれば、実際は前田の方がはるかに多額の資産を有していたわけである。資産の簿価も時価も、各家それぞれの個性を反映して、同じ基準による算出ではなかった。

次に、従来、華族資産家を含めた全国レベルの資産家の資産額について、「全国金満家大番附」など資産家調査がしばしば用いられてきた。にもかかわらず、その信憑性については、まったく議論されてこなかった。本稿において、毛利や前田の内部史料に基づくこれまでの分析と照らし合わせると、その議論がある程度可能になる。以下、それを示そう。

まず明治期の資産家調査は、細部に立ち入って検討する余地はあるものの、毛利や前田の内部史料と照らし合わせるとあまり正確なものとはいえないようである。しかし大正・昭和戦前期になると、当事者・外部調査機関ともに、次第に調査方法は洗練され、毛利家のように当事者調査と外部調査がさほど乖離しないようになった。表3-10に、それら外部機関調査による大藩大名華族の資産額と、資産額に大きな影響を及ぼしたかもしれない相続税の創設以降における相続時期を示した。

まず毛利について、1916年の1千万円は、同家内部史料における1921年簿価が800万円だったことを考慮すると、やや過少のようにも思われる。また26年の2千万円も、翌27年毛利家自身の時価額2,300万円余に比して、大きく乖離しないが、やや過少である。その後37年の同家

127 こんにち前田家が代々継承してきた家宝類の多くを所有・管理する公益財団法人前田育徳会の前身である育徳財団はすでに1926年に設立していたのに対して、毛利のそれである財団法人防府毛利報公会の設立は戦後の1966年であり、それが家宝類評価額を資産額に加えたか否かの相違のように思われるかもしれない。しかし前田家の家宝類の多くを育徳財団に寄付して所有権を移転し始めたのは1942年であったから（前掲『前田利為』605頁）、1930年代においては、両家とも先祖代々継承された宝物は、家の所有物であった。

表3-10 大藩大名華族の資産と相続

項目	加賀前田家	長州毛利家	薩摩島津家	肥後細川家	尾張徳川家	広島浅野家	土佐山内家	紀州徳川家	佐賀鍋島家
明治初年草高(万石)	102	36	77(38)	54	61	42	24	55	35
家禄賞典禄計(石)	67,438	48,276	43,900	32,968	30,657	29,587	29,301	27,459	26,373
金禄公債受領額(円)	1,194,076	1,107,755	1,322,845	780,280	738,326	635,432	668,195	706,110	603,597
1916年資産(万円)	2,000	1,000	1,500	500	400	1,000	500	1,000	1,000
1926年〃	5,000	2,000	1,500	800	550	1,000	800	2,000	2,000
1928年〃	7,000	2,500	2,000	1,000	2,500	1,000	3,000	2,500	7,000
1930年〃	6,000	3,000	2,000	1,000	5,000	1,000	3,000	2,000	7,000
1933年〃	6,000	3,000	2,500	5,000	4,000	1,000	2,000	2,000	6,000
[相続年]									
1906(明治39)年								○	
08(〃41)年					○				
09(〃42)年									
14(大正3)年				○					
15(〃4)年									
17(〃6)年									
18(〃7)年									
20(〃9)年									
21(〃10)年									○
23(〃12)年									
25(〃14)年								○	
27(昭和2)年									
30(〃5)年									
32(〃7)年									
37(〃12)年						○			
38(〃13)年		○							
39(〃14)年									
40(〃15)年						(○)			
42(〃17)年	△								
43(〃18)年									○
44(〃19)年									
46(〃21)年									
47(〃22)年									
相続なし			○				○		

(出所)『平成新修旧華族家系大成』(霞会館, 1996年), 『明治史要 附表』(復刻版, 東京大学出版会, 1966年), 石川健次郎「明I(柏書房, 1985年), 石井寛治「昭和初期の大資産家名簿」(『地方金融史研究』46号, 2015年)。

- 注: 1) (○)は, 先代隠居による相続で, 死没相続より相続税は若干軽い, △は当主戦死による相続で, 相続税免除。  
 2) 相続は, 日露戦時に相続税が創設(1905年4月施行)されてから, 華族制度廃止までの相続の有無。  
 3) 毛利家の事例からみて, 紀州徳川家の1925年相続や佐賀鍋島家の21年相続などは, 26年・28年にはまだ相続税を  
 4) 1930年毛利家は, 元昭2,500万円と元道500万円, 他の年は元道の記載はない。  
 5) 「明治初年草高」の薩摩島津家77万石は榎表示, 38万石は玄米表示, 他はすべて玄米表示。

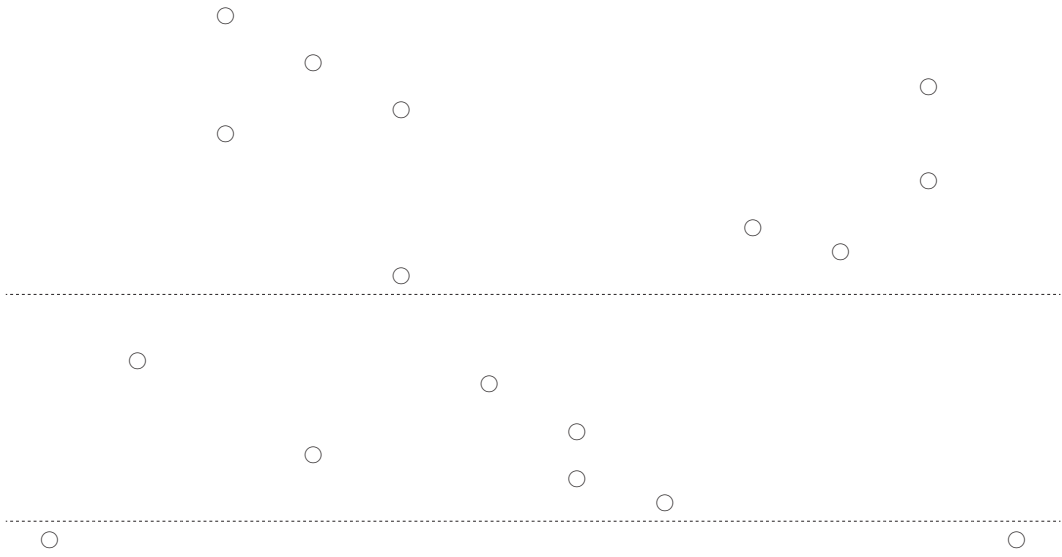
時価評価額が3,300万円であり, ほぼ毎年判明する簿価の推移とあわせて, 28年以降の外部による推定時価は, 同家自身による時価調査と極端な乖離はないように見える。

しかし前田については, 1916年の2千万円は, 同家内部史料の同年3月末簿価が750万円程度だったことを考えると, 資産額時価としては大きくは乖離していないものの, 同年の毛利と逆にむしろやや過大かもしれない。そして表3-10の外部調査では, 前田は26年以降大幅に増加しており, 内部史料の緩やかな増加とはまったく異なる。26年以降は, 外部による調査と前田家自身の算出額は, 約2倍の格差がある。これらをどう理解すべきか。

これまでに説明したように, 前田は毛利よりも, 簿価も時価もかなり控えめに算出している。したがって, 1916年の外部調査額より前田の内部史料から推測できる資産時価が過少であり,



鳥取池田家	福岡黒田家	岡山池田家	秋田佐竹家	徳島蜂須賀家	静岡徳川家	津藤堂家	彦根井伊家	久留米有馬家	越前松平家	仙台伊達家	水戸徳川家
32	52	31	20	25	70	32	25	21	32	28	35
26,144	23,425	22,959	22,940	21,817	21,021	17,427	14,403	14,319	13,601	6,774	6,648
429,956	510,015	490,052	313,397	508,951	564,428	416,788	315,000	315,304	280,731	134,341	186,276
500	300	300	200	100	150	100	300	200	150	150	150
800	550	700	300	100	250	100	550	300	1,000	250	300
1,000	1,000	600	200	500	1,000	200	300	200	550	250	500
400	1,000	700	200	1,000	2,000	200	400	200	600	250	500
400	1,000	600	300	1,000	4,000	200	400	200	300	500	1,500



治前期における華族の銀行投資】(『大阪大学経済学』22 卷 3 号, 1972 年), 渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集』

完納していない可能性がある。

毛利は外部調査額より逆に過大であることは、よく了解できる。それでは、表 3-10 のとくに 1916~28 年の間の、前田家に止まらない多くの華族資産額の不自然な増加をどう理解すべきか。

そもそもこの 5 つの調査は同一主体によるものではない。1916 年は時事新報社調査であり、26 年は岡野保編とあり、編者が記されているのみである。28~33 年の 3 つの調査はいずれも帝国興信所調査であった。したがって 28~33 年の 3 つのデータは連続していると見なせるのに対して、16 年と 26 年、および 28 年以降は、調査方法が同じとは限らず、時系列に沿って連続して観察することには慎重でなくてはならない。実際上記のように、前田家をはじめ、尾張徳川家、山内家、鍋島家、黒田家、蜂須賀家、静岡徳川家、越前松平家などの 28 年までの額には、不自然な不連続性がみられる。同一の調査方法であれば、前田家の内部史料のように、もっと連

続的になるはずである。

そして、これら資産家調査のうち、1916年には、史料である「全国五十万円以上資産家表」の「例言」に、

本調査中財産見込額は確実に期する為め寧ろ内輪に見積りたり、殊に有価証券価格に於て然りとす、随て特に何万円以上と明記せるもの、外も概して以上の意味を含有するものとす。とある。この年の調査額は控えめな数字であることを明言しているのである。そして前田家の調査資産額をみると、1916年の2千万円に対して、26年以降は5千万～7千万円となっていて、同家内部史料の時価2,600～2,800万円の2～3倍にも及んでいる。

結局、以下のように推測される。前田家は、明治期以来簿価を控えめに記録し、時価についても最も控えめな額を出していた。この場合、上場株や公社債、預貯金の時価操作は行いにくいかから、主に不動産や未上場株の時価が控えめになって資産総額に大きな影響を与えていたはずである。このため、控えめな1916年外部調査と矛盾せず、むしろそれよりさらに控えめな簿価となった。しかし、帝国興信所調査や、毛利家の内部向け時価調査は、前田よりも相対的に多めの、あるいはむしろより正確な時価評価だったように思われる。こうして、帝国興信所調査「全国金満家大番附」の前田家資産額に比して、控えめな同家内部調査額は約2分の1となった。これらの資産家調査に対する筆者の評価をまとめると、表3-11のようになる。

しかしそれでも、帝国興信所調査「全国金満家大番附」は、ほぼ正確な時価評価額を示していると単純に理解するには躊躇するものがあり、調査の杜撰さないし困難さを示している例が少なくない。たとえば、表3-10をみると、肥後細川家の30年1千万円から33年5千万円へ、尾張徳川家の28年2,500万円から30年5千万円へ、静岡徳川家（徳川宗家）の急速な増加などは、明らかに不自然な変化である。

とはいえ表3-10において、トップクラスの大名家の資産額には、土地所有とくに東京近辺の所有地のあり方が大きな影響を及ぼしていると思われる例に気づく。

まず既述のように、明治前期～中期頃に大名家の資産額トップスリーは、毛利・前田・島津の3家にまちがいなく、1位は毛利、2位は前田と推定されるものの、3家間の差は大きいものではなかったことも明らかである。そして本稿で後でも強調するように、これら有力大名家の大半は、金融恐慌、昭和恐慌による打撃とくに前者による影響は限定的であり（おそらく1920年恐慌も同様）、すでに毛利の事例で示したように相続税が課されたとすれば、それによる打撃の方がはるかに大きかった。もっともこれも既述のように資産家に対する相続税課税は昭和戦時期に著しく強化されたのであり、それまでは37年以降の半分程度のレベルであった。それでもふつうは、1920年恐慌・金融恐慌・昭和恐慌による打撃よりも大きな負担だったはずである。しかしこの3家とも昭和初期まで相続税は課されていなかった。にもかかわらず、表3-10に示された昭和初期頃の推定資産額をみると、前田と毛利・島津との間で、巨大な格差が生じていた。これはむしろ3家の資産運用の相違としかいいようがない（3家とも関東大震災による打撃

表 3-11 資産家調査の評価

調査年	史料名	調査者など	資産額の評価	評価の結論
1916年	全国五十万円以上資産家表	時事新報社	前田はほぼ一致、毛利はやや過少、他も過大と思われる例はない	控えめの推計
1926年	大日本資産家大鑑	岡野保編	前田・井伊・越前松平は過大、毛利はほぼ一致、尾張徳川・山内・黒田・蜂須賀・静岡徳川は過少ないし控えめ	多めもあるが、控えめが多い
1928年	全国金満家大番附	帝国興信所調査	毛利はほぼ一致、前田・鳥取池田は過大	多めの、ないしかなり正確な推計
1930年	全国金満家大番附	帝国興信所調査	毛利はほぼ一致、前田は過大	多めの、ないしかなり正確な推計
1933年	五十万円以上全国金満家大番附	帝国興信所調査	毛利はほぼ一致、前田・細川・静岡徳川・水戸徳川は過大	多めの、ないしかなり正確な推計

はそれほど大きくなかったようである<sup>128)</sup>。

島津はさておき、前田と毛利の相違は、前掲拙稿で述べたような<sup>129)</sup>、とくに明治期において、前田が慎重でめだつた失敗は少なかったのに対して、毛利は成功もするがしばしば失敗したという点以外に、東京近辺の土地所有のあり方がやや異なっていた。1910年代頃まで毛利は、埼玉県川口町地所を含めて、東京近辺の地所を前田よりむしろ多く所有していた。毛利は1910年代頃に砂村に、前田の深川・砂村地所合計の最大期（1927年頃）32万坪を上回る35万坪を所有したし（前掲表1-6）、高輪邸地も1920年まで3万坪余も有していた。しかしその後、砂村・川口地所を（さらに高輪・世田谷若林も部分的に）、多くは地価のピークよりもやや早めに売却を進めて、含み益を獲得していった。既述のように地方の地所も地価のピークより早めに売却していった。

これに対して前田家の東京における所有地は、1913年に砂村地所を毛利家からわずかに買い増したりしたが、1920年代半ば頃まで、本郷・大久保・深川の各地所をはじめほとんど変化なく維持し、関東大震災後、深川地所の一部を、深川区役所や東京市の要請に基づいて、小学校・公園・幹線道路用地として寄付したものの、このことはこの地域の市街地化の条件を形成し、帝都復興による土地ブームのもとで、深川の地価は急上昇していった<sup>130)</sup>。ここにおいて前田家では、1926年に評議会において、堤防構築等の深川事業とその地所の扱いを検討したが、地価高騰のこの機会に全部を売却する案とともに、地価はなお流動的であり売却は時期尚早とする意見なども出て、折衷的な結論に止まった。ところが翌27年に東京市の交通大動脈建設計画が発表されると、当主利為の意向によって、深川地所の市街地化を推進させる決定を行うとともに、同地を貯木場として貸していた業者への代替地として、新たに隣接の砂町地所18万坪を取得し、造成を開始した。

128 前田家の場合、深川の貸家（建坪537坪、簿価22,316円）が全焼し、財産表から控除されているが、その程度だったらしい。毛利の場合、高輪邸も倒壊せず、被害僅少だったようである。

129 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」。

130 以下、前掲『前田利為』484-490頁。

以後、同家は地価が低落傾向に転じるとともに深川地所の売却を進めていったが、このように明治末以降 1920 年代前半頃まで、前田は毛利とは対照的に土地所有をほとんど減らさず、その後も新たに安価に買い入れることもあった。それが 1920 年代以降の両家総資産時価に占める土地の割合の相違に表現されているとともに、前田の総資産時価増加の要因と考えられる。また前田の深川地所が、毛利の砂町地所の西側にあり、都心に近い分、市街地化が先行して進展し、両地所間で地価が相当な違いを示したことも総資産時価の相違に大きな影響を与えていた。結局、毛利は土地を売るのがやや早すぎたのである。同家は、幕末以来、ややせっかちなのではないか。

島津については、金融恐慌による打撃が知られているが、表 3-10 をみる限り、それは前田や毛利などと同様に、財政を揺るがすほどには大きなものではなかったのではないか。そして 1916 年に毛利を上回っているにもかかわらず、その後の増加がさほど顕著でない要因は、前田・毛利などとは異なって、東京においてめだつた土地所有がなかったためと推測させる（後注 146 参照）<sup>131</sup>。

131 ちなみに大正期以降における前田の東京以外の土地所有状況を述べると、明治末～大正初期に石川県耕地 160 町を元の地主らの要請によって彼らへ売り戻したが、1911 年から新たに北海道の山林 5 千町の払い下げを受け、やがて昭和期には 1 万 1 千町に及ぶ大規模林業経営を開始した。林業経営は 1940 年から朝鮮にも拡大し、翌 41 年に所有する朝鮮山林はこれまた 1 万 1 千町となった（同家『財産台帳』『決算書』各年度、前掲『前田利為』443-474 頁）。

なお、野村悦子「地籍台帳の分析による近代東京の土地所有の変遷」（『東京地籍図』解説』不二出版、2012 年、所収）は、明治末期や昭和初期の「東京市地籍台帳」などを史料として、有力大名華族が東京の大地主となっている点をデータに基づいて綿密に論じた優れた分析であり、以降本稿でもこの分析をしばしば参照する。ただし残念ながら、史料の制約から東京市外の郡部は対象外としていることから、たとえば同論文では、明治末に個人・法人を含めて最も多く東京に土地を所有していたのは、前田利為（15 万 4 千坪）としているが（20-21 頁）、郡部の大久保地所 4 万 8 千坪や渋谷地所（1908 年まで 4 万 3 千坪）は含まれない。昭和初期についても、東京市内であるが旧郡部の駒場 4 万坪・砂町 18 万坪・大久保 1 万 6 千坪・代々木大山町 4 千坪などは考察の対象外となっている（23 頁）。鍋島直大についても後述する渋谷松濤の広大な地所は指摘がない。しかし大名華族の資産という点からは、これらの地所はきわめて重要であった。

また、近刊の村上紀史郎『加賀百万石の侯爵 陸軍大将・前田利為』（藤原書店、2022 年）212 頁には、本稿表 3-10 と同じ史料を使いながら、島津忠重の資産額は 1930 年の 2 千万円から 33 年は 1,500 万円に減少しているから、島津家の 1927 年十五銀行破綻による打撃はここに反映されているかもしれないとの趣旨を記しているが、表 3-10 に示したように史料の 1933 年島津忠重は 2,500 万円で、30 年より増加している。ついでにいうと、続いて同書は（212-213 頁）、前田侯爵家の金融恐慌前後における十五銀行株についての扱いを記し、同家は 5,700 株を有していたが世襲財産に設定していたから、宮内省の設定解除許可が遅れて、同家は売りそびれた点を、出所も明示せずに論じている。そしてこれは、すでに 4 年ほど前に発表した筆者の研究成果（前掲拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」118-121 頁）とまったく同じ趣旨である。村上は何を根拠に筆者とまったく同一の趣旨の議論をしているのか。さらに拙稿では伊牟田論文を根拠に前田家は十五銀行株を「少なくとも 37 年までこのまま所有していたようなのである」と記したが、村上著では出所を示さず「十五銀行の株を三七（昭和一二）年まで持ち続けたのである」とある。村上は何を根拠に筆者とほぼ似た趣旨の、しかし若干表現が違う議論をしているのか。ちなみに最近筆者が、前田家『決算書』をみると、同家は 40 年代になっても十五銀行株を所有し続けていた。

そして同表によると、毛利や島津より鍋島の資産額が上回り、山内家や紀州徳川家も毛利や島津にほぼ匹敵するか上回っている。以下、これらの家について、判明する限りを述べる。

表3-10では、鍋島家の資産額は、30年前後頃に前田と肩を並べるほどになっており、毛利や島津を上回っていたことは確実である。その要因として、東京に所有した広大な地所の値上りが重要だったことは疑いない。同家は、明治前期から関東大震災まで本邸を麹町区永田町に置き（現、首相官邸、1912年頃2万2千坪）、また明治前期に渋谷松濤の旧紀州徳川家下屋敷（5万坪）の払い下げを受け、松濤茶園・鍋島農場を運営した。関東大震災の後、建物が損壊した永田町の地所は復興局に売却して、本邸を松濤に移すとともに、広大な同地所を高級官吏・高級軍人・大企業経営者・学者ら新中間層上層に宅地として分譲していったため、松濤はたちまち高級住宅地となった<sup>132</sup>。鍋島家の多額の寄付や旧領佐賀百六銀行への巨額の救済金支出にもかかわらず、資産額が顕著に増加したことは、こうした東京の広大な地所の価格上昇や売却益ぬきには考えられない。鍋島家は1935年に松濤近辺になお13万6千坪もの宅地を所有していたのである（表3-12）<sup>133</sup>。

土佐山内家は、表3-10では26年800万円に対して28年3千万円となっており、これまた両者の差が大きい。しかし鍋島と同様に、真実は両者の間にあるくらいしか、今のところいえない。では同家はいかにして資産を増加させていったのか。

じつは、同家18代当主山内豊秋<sup>とよあき</sup>（1912-2003、陸軍将校）が1990年頃に記しているところによ

132 永田町地所は、『地籍台帳・地籍地図[東京]』（復刻版、柏書房、1989年）第2巻。その他は、林睦朗ほか『渋谷区の歴史』（名著出版、1978年）71、268頁など。ちなみに表3-12の史料である1935年3月調査において、鍋島以外に、松濤町に地所を所有していた著名人としては、松平恒雄（会津松平家分家、外交官）、黒川新次郎（日本郵船副社長）、河原田稼吉（内務官僚のち内部大臣など）、木村惇（内務官僚）、山田耕作（作曲家）、吉川重国（岩国吉川家出身、宮内官僚）、田中国重（陸軍大将）、御木本幸吉・隆三父子（実業家・文学者）、鳩山道夫（鳩山一郎の甥、物理学者）、三木与吉郎（徳島県出身の実業家）、福田継治郎（岐阜県の実業家）、伊藤与三郎（三井系の実業家）、志賀虎一郎（元日銀幹部）、山田芳太郎（外交官）、青木新（外交官）、斎藤良衛（外交官）、古川阪次郎（鉄道官僚、土木学会会長）、黒木三次（黒木為楨陸軍大将の子、貴族院議員）、松平胖（高松松平家出身、海軍退役将校）、片山敬吉（陸軍将校）などがいた。忠犬ハチ公の飼い主として知られる東京帝大農学部教授上野英三郎（1925年没）も松濤に居住していた。

表3-12 鍋島直映侯爵の渋谷区所有地（1935年3月）

町名	坪数	備考
代々木富ヶ谷町	37,562	うち、鍋島家本邸 15,461 坪 現、松濤2丁目および神山町
松濤町	27,793	
神山町	17,984	
大山町	10,816	
栄通2丁目	10,257	
神泉町	8,517	
栄通1丁目	6,509	
北谷町	5,283	
円山町	3,508	
大向通	3,471	
大和田町	1,617	
代々木上原町	1,166	
代々木本町	720	
宇田川町	694	
神宮通1丁目	429	
上通3丁目	210	
計	136,537	
うち宅地	128,190	渋谷区立大向尋常小学校
畑	6,310	
田	31	
原野	313	
学校敷地	1,693	

（出所）『東京市渋谷区地籍台帳』上・下（内山模型製図社出版部、1935年）〔復刻版、『東京地籍図』渋谷区編第2巻、同第3巻、不二出版、2012年〕。

注：「大山町」は現在の大山町とは異なる。現、大山町は、当時代々木大山町。

れば、同家は明治前期にしばしば資産運用ないし事業経営に失敗していた<sup>134</sup>。しかし「この事[明治10年代における山一商会の失敗]以来、一家は事業に手出しすること罷り成らぬと、家訓の如くになっていた。父豊景の堅実さもここから来ているだろう」とあるように、明治後期以降の同家は一転して堅実路線に転換したという。

さらに山内豊秋は、昭和金融恐慌においても、同家の対応について、次のように記している。まず同家は1877年頃に、旧領出身の東京大学学生・末延道成(1855-1932、法学者末延三次の養父)に学費を支給していた。その末延が、やがて著名な実業家となり、1927年金融恐慌の直前に、十五銀行に関する情報を知らせてくれたというのである。

この人[末延]が、旧縁によるのか、十五銀行の危機を山内家に警報してくれた。預金を引き出そうとすると宮内省から嚴重な戒告があったが、押し切って他へ移したので資産が助かった。当時の華族に被害が大きかったが、幸いに免れたとは、仙石家令から再三聞いた。とある<sup>135</sup>。たしかに十五銀行の整理案では、預金の7割は実質22%の切捨とされたから<sup>136</sup>、同家

133 ただしこの13万6千坪のなかには、既売却の未登記地所がかなりあった可能性がある。前田家所有の渋谷区代々木大山町地所(この土地は1925年度に同家と東京帝大の間で本郷地所と駒場地所を交換した際に、同家が帝大から譲り受けたもの)について、同家『決算書』によると、26年3月に1万1千坪余あったが、その後売却して35年3月には2千坪余に減少していたのに対して、表3-12の史料には35年5月にまだ7千坪余あった。なお本文に記したように、鍋島家は各方面への寄付や企業救済に多大な出金をしていた。1943年12月に鍋島直映が没した際の追悼記事によると(「総裁鍋島直映公薨去」『肥前協会』14巻1号、1944年、3-4頁)、大正後期以降の主な寄付として、関東大震災救恤金60万円、東京帝大農学部園芸学講座新設(1929年の園芸学第2講座新設と思われる)に約10万円、1918年設立の佐賀育英会拡張資金として10万円、「佐賀報効会」(1940年設立の財団法人鍋島報効会のこと)へ150万円、さらに佐賀百六銀行が1926年以降苦境に陥って41年に住友銀行に吸収合併されるまでの間と思われるが、同行へなんと総額750万円もの支出を行ったという。

特記すべきは佐賀百六銀行の救済である。一般の人々には普く知られて居らぬが、之は実に鍋島侯爵家の一大負担で、直映公自身の日常生活費までも、極度に切り詰められた程で、前後十数年間に支出寄与せられた金額は、実に総額七百五十万円の多きに及んで居る。然しこのために佐賀の金融界は勿論、一般の一千万円に近き預金者等にも、何等の不安を与へず、無事経過することを得たのは、一に故直映公の庇陰に拠るものと言はねばならぬ。此事は侯爵家に於ても未だ嘗て発表せられざるところである。

とある。毛利家の関東大震災救恤金支出は34万円余だったから、鍋島家の方が多い。また佐賀百六銀行の前身である第百六国立銀行は、もともと鍋島家の支援のもとで設立されたが、750万円もの企業救済金拠出は毛利も前田もなかったはずである。鍋島のこれらの寄付・支援金支出は、むろん松濤などの地所賃貸・売却収入を背景としたものであろう。同家による佐賀百六銀行への支援と、同行の住友銀行への合併については、『住友銀行八十年史』(1979年)267、269、347-348頁、および『佐賀銀行百年史』(1982年)652-654頁も参照。

134 『山内家史料』幕末維新第15編(1990年)所収の、山内豊秋「明治中期の政情と山内家家政」19頁。また千田稔『華族総覧』(講談社、2009年)445-446頁にも、同家の明治前期頃の失敗が記されている。

135 同書、15頁。なお前掲拙稿でも指摘したが、現在もなお、ネット上では「武家華族は旧家臣たちの情報網を使って倒産前に財産を他へ移したが、公家華族は倒産するまで何も知らず、大損害を受けた」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/十五銀行>, 2022年4月14日閲覧)とあるが、末延道成は、高知県夜須村の医者の子であり、旧藩士ではないはずである。

は預金の損失を被らなかったのであろう。さらに同家は1922年頃にも、十五銀行株3,500株を世襲財産設定からはずして売却したようであり<sup>137</sup>、十五銀行株でも損失を免れている。

しかし、十五銀行への預金を仮に100万円としても、22%切捨てだったから、損失を蒙ったとしても22万円となる。また同行株3,500株を事前に売却しえなかったとしても、せいぜい30～40万円程度の損失にすぎない。むろん同家にとってこのような損失を出さない方が望ましいのは当然であるが、同家の資産規模からみて、この程度の損失は、同家財政の基盤を揺るがすものではなかったことは明らかである。

また同家は戦前期に相続税賦課がなかった。しかし既述のように相続税は1937年以降、資産家に対して強化されていったのであり、少なくとも1930年代前半までは、仮に大資産家が相続税を課されても、30年代末頃に毛利家が受けた打撃ほどのものではなかった。

結局山内家は、明治前期には資産運用に失敗し、このためその後堅実な運用を心がけたとされ、昭和戦前期まで資産額を大きく増加させたようである。

しかし同家も、東京にかなりの土地を所有していた。明治初期には箱崎と高輪南町などに少なくとも計2万坪を有しており、明治末にも箱崎と、本邸の麴町、および牛込区にやはり計2万坪があった。1935年頃には、現、新宿駅にほど近い代々木山谷町の本邸1万7千坪など同町に計1万9千坪を有したほか、箱崎・麴町区・牛込区に計2万1千坪を所有し続けた<sup>138</sup>。東京のかなり中心部に少なくとも約4万坪あったから、少なくとも時価400万円は下らなかったはずである。前田家にはほど遠いが、同家も資産に占める土地とくに東京の土地は重要な位置を占めたであろう。

紀州徳川家については、前掲、野村論文が、地籍台帳の集計により、明治初期に日本橋区蛸殻町・麻布区飯倉町に計2万2千坪あり、明治末には6区に5万2千坪を有していたことを記している。この6区は、日本橋区・芝区・神田区・京橋区・麻布区などであるから、前田・毛利・鍋島のように郡部に広大な土地を所有していたのとは異なり、優等地そのものであった。昭和初期には、引き続きこれら6区の20町に地所を所有し続けたが、面積は2万6千坪と明治末の約半分になったという<sup>139</sup>。しかしこれらには郡部の地所が含まれていない。同家は1921年に荏原郡上大崎（現、品川区）に別邸を新築し、世子頼貞はそれを「ヴィラ・エリザ」と名付けて、世界から音楽家を招いた<sup>140</sup>。また同家は1922年に麻布本邸を売却して、豊多摩郡代々幡町代々木上原の

136 山崎廣明『昭和金融恐慌』（東洋経済新報社、2000年）44頁。

137 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」119頁。

138 代々木山谷町地所の面積は、表3-12の史料による。他は、前掲、野村論文、35-36頁。牛込区市ヶ谷の地所は、戦後、一部は法政大学市ヶ谷キャンパスの敷地となっている（『法政大学百年史』1980年、巻末年表59頁）。

139 以上、前掲、野村論文、27-30頁。

140 徳川頼貞『薈庭楽話』（復刻版、中央公論新社、2021年）235-236頁、原著は1941年。

実業家久米民之助邸2万坪を160万円で購入して本邸とした(「静和園」)<sup>141</sup>。さらに大正期に当主頼倫が、同じく代々幡町大字代々木字大山(現、渋谷区大山町)の「大山園」(和風庭園, 7万6千坪)を買取ったといわれ、「徳川山」という呼称をこんにちに伝えているが(『リアルプランニュース』[三井不動産]105号, 2015年, など), 取得・売却年など詳細は不明である。しかし1925年に当主となった頼貞は恐るべき浪費家であり, 借財も嵩み, また関東大震災によって神田区・京橋区・芝区・日本橋区に所有していた家屋が焼失して, 家宝類の売り立てや地所の売却をよぎなくされた<sup>142</sup>。さらに同家は, 昭和初期までに2回も相続税を課税されたはずであり(表3-10), 2回の課税により, 大雑把にいて資産が4分の1程度減少したと思われる。それも家宝の売り立てや地所売却の要因の1つだったであろう。表3-10に記された同家の資産額は, 負債が考慮されていないのではないか。しかし, 同家資産の重要な基盤に東京の地所があったことは明らかである。

表3-10によると, 前田・島津などのように, 戦前に相続税賦課を免れた有力大名華族もいる。しかし有力大名華族では, 相続税を課せられた方が多い。尾張徳川家, 佐賀鍋島家, 広島浅野家, 福岡黒田家, 肥後細川家, 徳島蜂須賀家などである。さらに2回相続税を賦課されたはずの大名華族資産家は他にもいる。それでも, 同表をみる限り, 相続税を課せられた有力大名華族が, その後勢いを失ったとみられるものは, ほとんどない(ただし岡山池田家や仙台伊達家が停滞気味なのは, 2度の相続税賦課も一因と推測される)。いずれにせよ, 優良株・公社債に分散投資し, 預貯金や東京の広大な優良地所を有していた大藩大名華族の経済状態は, とりわけ昭和恐慌期の一般景況とはかなり異なる。

また中藩大名華族でも, 高松松平家を筆頭として, 資産額1千万円以上の大資産家というべき例もあった(表3-13)。前掲, 野村論文および田中傑「地籍図に見る個別地区」の明治期から昭和戦前期における地籍図の分析において<sup>143</sup>, めだつた東京の土地所有者である大名華族の事例としてあげられているのは, 加賀前田家, 紀州徳川家, 土佐山内家, 高松松平家, 福山阿部家, 小浜酒井家であった。中藩大名華族でも, 大資産家になった場合は, やはり東京の地所が重要な資産の基礎になっていたことを窺わせる。実際, 福山阿部家は明治期から東京の宅地地主として知られており, 前掲, 野村論文によれば, 本郷区西片町に明治初期に3万8千坪, 明治末に5万7千坪, その他芝区・京橋区・神田区の地所を含めて計6万5千坪, 昭和初期には西片町に6万2千坪, 計7万坪を有していた。西片町は地価が高く, 昭和初期に前田家は西片町のすぐ東側の本

141 村上紀史郎『音楽の殿様 徳川頼貞』(藤原書店, 2012年)204頁。ただし同書は, 「静和園」を別邸としている(331頁)。しかし「静和園」は当主頼倫が居住する本邸であり, 「ヴィラ・エリザ」が世子頼貞の住む別邸ではないか。

142 前掲, 野村論文, 28-30頁(28頁に「前田家の廃止財産」とあるのは紀州徳川家の誤り), および村上『音楽の殿様 徳川頼貞』203-205頁。

143 田中論文も, 前掲『「東京地籍図」解説』所収。



表 3-13 中藩大名華族などの資産と相続

項目	高松松平家	平戸松浦家	小浜酒井家	福山阿部家	宇和島伊達家	玉里島津家	徳川慶喜家
明治初年草高(万石)	12	6	10	11	10	—	—
家禄賞典禄計(石)	10,576	5,391	5,573	7,058	5,242	12,500	—
金禄公債受領額(円)	301,933	165,496	144,556	171,869	165,267	376,664	—
1916年資産(万円)	1,000	1,000	1,000	500	300	300	50
1926年	1,000	600	1,000	800	400	550	—
1928年	3,000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,500	500
1930年	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1933年	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,000
[相続年]							
1905(明治38)年					○		
08(〃41)年		○					
13(大正2)年							○
14(〃3)年				○			
15(〃4)年						○	
20(〃9)年			○				
22(〃11)年							○
23(〃12)年					○		
34(昭和9)年		○					
39(〃14)年			○				
44(〃19)年	○						

(出所) 表 3-10 と同じ。

注：1) 1926～33年資産額が1千万円以上の中藩大名華族などを列挙。

2) 相続は、日露戦時期に相続税が創設されてから、華族制度廃止までの相続の有無。

郷地所を坪当約 150 円としていたから<sup>144</sup>、それをそのまま当てはめると、西片町地所だけで 930 万円余となる。阿部家の資産の大半は、東京の地所だったはずである。小浜酒井家も、明治初期から東京牛込区矢来町などに宅地 5 万坪を所有し、明治末にも矢来町地所は 4 万 8 千坪とほぼ維持されている<sup>145</sup>。こうして、1907 年頃に東京市の華族で最大の地主は、前田や毛利などではなく、福山阿部家(阿部正桓) 6 万 5 千坪、2 位は小浜酒井家(酒井忠道) 5 万 1 千坪などとなっていた<sup>146</sup>。

144 これも実勢より若干低めかもしれない。後掲表 3-14 の毛利高輪邸地の売却実績をみると、坪 150～160 円台であった。

145 前掲、野村論文、16-17 頁。

146 石塚裕道・成田龍一『東京都の百年』(山川出版社、1986 年) 122 頁。3 位は「徳川義承」4 万 9 千坪とあるが、徳川茂承(紀州徳川家)ではないか。4 位は広島浅野家(浅野長勲) 4 万 8 千坪と続く。前田・毛利・鍋島が現れないのは、広い所有地があった大久保・渋谷・砂村・世田谷などは、東京市でなく郡部だったからである。島津は東京邸を袖ヶ崎(荏原郡大崎)に置き、永田町にも邸宅があったが(エセル・ハワード『明治日本見聞録』講談社学術文庫、1999 年)、それ以上にはあまりなかったのではないか。東京市の地主名簿や地籍図の分析などにも、島津家は現れない。なお、高松松平家も長く本郷区元町に本邸を構え、駒込にも別邸を有していたし(前掲、田中論文、54-55 頁)、昭和初期まで相続税賦課もなかった(表 3-13)。

## (2) 有価証券所有

## (i) 株式所有

表2-10の32年から37年への変化において、株数が減少しているものがある程度存在するが、既述のように、それは他銘柄の払込金調達目的の売却が多い(同表の史料による)。それを別にすれば、概して株式所有は安定的で売買は多くなく、大半の銘柄は著名な大企業であることも前記のとおりである。同じ時期に前田家がベンチャー的な新興企業に積極的に投資し、明治期の毛利と前田の株式投資のあり方が逆転したかのようにもみえる。ただし昭和恐慌からの景気回復、戦争景気のもとで、(おそらく太平洋戦争終了までは)両家とも株式投資にめだつた損失は認められない。

この時期で重要なのは、金融恐慌期に華族の多くが投資していた十五銀行が破綻したことである。従来、華族は同行破綻など金融恐慌により、大打撃を受けたというのが通説であった。千田稔は、金融恐慌によって「金融界に君臨してきた十五銀行の休業が華族に与えた影響には測りしれぬものがあった」と記しているし<sup>147</sup>、比較的最近の、石井寛治「昭和恐慌における階層別打撃」でも、大名華族らは「27年の金融恐慌で大打撃を蒙ったが、昭和恐慌での打撃は少ない」といった認識である<sup>148</sup>。こうした理解は、千田・石井に限らず、広く共有されていた。小田部雄次「1920年代における華族世襲財産の変様」に至っては、「『十五銀行ノ破綻』が華族の経済的没落を決定づけたことは従来から指摘されており」などと記している<sup>149</sup>。すでに示唆したように、これらはデータをみないで、当時のショック状況から推測したもの過ぎないことを、以下述べる。

毛利は、十五銀行休業後、5分の1減資が決定・実施されて、払込額22万8千円の損失を被った<sup>150</sup>。しかしその他の金融恐慌関係の銘柄は所有していない。むろん22万円もの損失は、中小資産家であれば大打撃であろうし、毛利も痛くなかったわけではなからう。しかし時価2千万円以上の資産を有する同家にとって、財政の基盤はいささかも揺るがなかった。この点は、その他の有力大名華族も同様だったはずである。前田家は、すでに述べたように、十五銀行株5,700株を売りそびれて、払込額45万6千円の損失を受けたが、金融恐慌によっては微動だにしな

147 千田「華族資本の成立・展開」(『社会経済史学』52巻1号, 1986年)30頁。

148 『創価経営論集』39巻1・2・3合併号(2015年)所収, 92頁。

149 『日本史研究』288号(1986年)67頁。このような見解は、小田部『家宝のゆくえ』(小学館, 2004年)第4章でも繰り返されている。この点は、データをよくみている、前掲、千田論文が、1927年以降も武家華族資産家は根強く残存し、衰退しかけた島津家も回復して、大部分の華族は没落しなかった(「相応の経済的基礎の下に華族本分に拘束された存在だった」30-31頁)とする評価の方が正しいと思われる。また下層の小藩大名子爵家や家老男爵家は、1920年代になって初めて経済的苦境に陥ったのではなく、たとえば加賀藩や長州藩の家老男爵家の多くは、明治期から生計困難にあった。

150 同行の整理案は、新株の未払込額を払い込ませ、その上で5分の1に減資するというものであり、この案が成立したのは27年12月であった(『三井銀行八十年史』1957年, 586頁)。

かった。上記石井の理解とは逆に、同家は表3-7のように、むしろ昭和恐慌による株価下落の方が大きな影響を受けていた。島津は別として、その他の大名華族資産家のほとんどは前田・毛利より十五銀行株を多くもっていなかったから、多種多様な資産への分散投資を基本とする大名華族資産家の打撃は大したことはなかったとって過言ではない。

前掲、山崎廣明『昭和金融恐慌』は、1920年恐慌や金融恐慌を挟む1916年と1933年の間に、産業構造の変化とも密接にかかわって、大資産家層の構成に大きな変化が生じたことを示している(14-22頁)。すなわち1千万円以上資産家として1916年に存在した42名のうち12名が、33年には姿を消した。その大半は、二流財閥のオーナーが資産額を大きく減少させたためであった。1916年の42名の中で大名華族が最大の勢力を占めていたが、33年に姿を消した大名華族は旧福井藩主家松平康荘のみであった<sup>151</sup>。特定の大規模事業に集中投資しない大名華族資産家は、有力実業家に比してもきわめて安定していたのである。川崎造船所や十五銀行の破綻によって大打撃を受けたとされる島津家でさえ、川崎家ほどの打撃ではなかったはずである。

結局、これまで金融恐慌ないし十五銀行破綻の大名華族資産家への影響が、実態以上に大きく理解されてきたのは、金融恐慌が予期しなかった事件であり、それゆえ十五銀行破綻が華族資産家にショックを与えたからであろう。他方、金融恐慌よりもっと有力大名華族の財政に大きな打撃を与えた相続税課税は、ある程度予想可能であり、それなりの準備や心構えができるし、課税の時期は家によってバラバラだから、社会的なショックにならず、その重要性が見落とされがちとなったのである。

さて、表2-10をみると、毛利家は十五銀行株を24年末に比して27年末はほぼ半減させている。これは27年の決算書に売却記録がなく、金融恐慌の直前に売り抜けたのでも、恐慌後に狼狽売りのでもない。27年の同行株売却記録がないということは、売却したかもしれないのに記録が残っていないということではない。同年度の『予算及決算書』に収録された、株式など個別資産の詳しい変動を記した「第弐基本財産経理要領報告書」における「諸株式元資金高」の項には、同年度の株式の変動は、小野田セメント新株と山陽電気軌道株の払込だけであり、それ以外に株式の買入も売却もない。したがって、決算書が残されていない25年または26年に売却したことはまちがいない。上記「報告書」によると、「十五銀行ハ意外ノ破綻ヲ生シ」と、同行破綻は予想外のことであったようだが、ある程度は警戒していた可能性が強い。また毛利は前田

151 福井松平家は、表3-10の調査資産額がかなり正確であると仮定すると、1926年の1千万円から28年550万円へと激減しており、金融恐慌によって最も大きな打撃を被った大藩大名華族だったようにみえる。しかしこの場合も、十五銀行株の価値毀損だけでこのような結果になるはずはない。じつは同家は、紀州徳川家などとともに、関東大震災で大きな打撃を受けたらしい。松平家は世襲財産を震災前後で400万円近く、紀州徳川家も300万円近く減少させている。表3-13のように平戸松浦家が1916年と26年の間に資産額をかなり減少させたのも同じく震災の影響と思われる(小田部、前掲論文、66-67頁、表(1)を参照)。

などと異なって<sup>152</sup>、十五銀行株を世襲財産に設定していなかったこと（すぐに売却可能だったこと）も幸いしたはずである。毛利も前田と同様に、この頃かなり慎重に市場動向を見きわめるようになっていたといえる。

これに関して、毛利や前田へインサイダー情報がもたらされたのではないかという疑問がありうるが、第1に、インサイダー情報がなかったことを証明するのは困難である（「悪魔の証明」）。そして毛利の27年時価評価は、十五銀行休業（4月21日）の1ヶ月ほど前である3月20日の時価であるが、同行旧株は、額面（100円）割れはしていないが、108円80銭と高くなく、市場は概して不安視していたはずである。休業・破綻するか否かは誰にもわからず、売却するか否かは個別投資主体の判断ということになろう。実際、毛利は1~2年前に約半分しか売却していない。毛利に決定的なインサイダー情報があつたならば、全部売却したはずである、前田についても、同行株について世襲財産解除申請をしていたにもかかわらず、宮内省が手続きを怠っていたのであり、前田に決定的なインサイダー情報があつたとすれば、同家は宮内省に強く督促したはずである。これらから、筆者は、毛利・前田両家には決定的なインサイダー情報は寄せられていなかったと考える。

また金融恐慌後、毛利も前田と同じく十五銀行株をまったく売却していない。この両家は、『三井銀行八十年史』（590頁）に、同行整理について「華族株主は、その名誉にかけて同族一致の協力を惜しまなかった」とされる華族の代表格であった。

なお、細部の点を述べれば、28年に東京電力が東京電灯に合併され、電力株10株により電灯株9株を交付したため、3万3千円余の損失、漢城銀行新株減資により625円の損失が生じて、付属財産の準備積立金によって補填している。ただし株の売買は少ないし、破綻企業も多くないので、このような株式による損失は少ない。そして株式配当金も昭和恐慌期には一時減少したが、たとえば28年度の報告書に「配当率ハ予想以上ノ実収アリ」とあるように<sup>153</sup>、概して堅調であった。

## (ii) 債券所有

表2-13をみると、1927年から「日銀甲種登録済」なるものが現れる。これは明治期からあつた国債登録制度であり、証券を発行せずに日銀の帳簿に氏名や銘柄・額面・記番号などを登録しておくものである。そのうち166万円を世襲財産に設定し、さらに122万3千円を世襲財産設定申請中とあり、翌28年には、第一基本財産の債券351万円の大半を世襲財産としている。第一基本財産のその他は27年に、額面20万円を「今村銀行保管預ケヨリ融通貸ニ変換ノ止ムヲ得サ

152 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」118-121頁を参照。前田家の場合は、十五銀行株を世襲財産に設定していたために、華族の資産を守るための華族世襲財産制が、逆に同家の損失を増幅させる結果となった。この点にも関連して、華族世襲財産制については述べるべきことが多いので、後に補論として論じる。

153 表2-10の史料所収の昭和3年度「第式基本財産経理要領報告書」。

ル事情ニ立ち至り居レリ」とあり、今村銀行に保管預けしていたものを使用貸借契約によって貸すこととなった。貸渡料は年利1%であり、明治期の藤田伝三郎への有価証券の貸付利率と同じであり<sup>154</sup>、やはり低い。同行救済のためであった。

さらに第二基本財産にも、24～28年に今村銀行へ貸付債券が16万円あったが、1931年に同行は解散し、第一基本財産の債券も含めて、回収不能となった。毛利は同行へ別に資金貸付もあり、前記のように、これらの代わりに日本橋区ほかの地所を井上侯爵家らとともに譲り受けた。この地所のゆくえについては、次項で述べる。

### (3) 土地所有

この時期も30年代初頭頃まで、同家は所有地を緩やかに減少させた。高輪邸は1920年代前半に続いて、公益用など種々の理由で譲渡をよぎなくされた。しかし大きな売却益を得ている(表3-14)。そして前記のように、1938年前半期に、砂町地所の33町全部を売却した。売却代金は205万円余であり、30年前後の砂町地所簿価は1万円前後だったから、明治期の購入額と比較すると、たいへんな売却益である。ただし砂町地所は、主として田畑や養魚場など貸地として収益を上げるための所有地であり、護岸工事・道路建設など種々土地改良も行っており、1918年以降だけで70万円を支出していた<sup>155</sup>。またこの売却は元昭死去の前だから、相続税支払のためではない。またまた戦時期になったこともあり、工場用地として買取要請を受けて売却した。東京全体の土地価格は、前記のように1929年頃をピークとして下落傾向に転じたが、前田家砂町地所時価の推移をみると、この地域はなお若干上昇傾向を示していた。しかしこれも前記のように、毛利はすでに1920年代初頭に砂町地所全部を処分する方針を立てていた。

表2-14の第一基本財産と第二基本財産に計上されている「東京市日本橋区外4郡共有地所」は、今村銀行への貸付金・貸付債券に対する返済分としての地所である。すでに述べたように、第一基本の38万8千円と第二基本の16万円余は、債権を土地と交換しても、第一基本・第二基本ともに損益なしとするための金額を土地の簿価にしたものであり、今村繁三から受け取った各地の地所を第一基本と第二基本に具体的に振り分けたわけではない。

今村銀行の経営状況と廃業事情は、これまでほとんど知られておらず、誤った言及も見受けられる<sup>156</sup>。しかし『日本金融史資料』昭和編や『銀行通信録』に基づいた、現在、全国銀行協会が運営するインターネット上の「銀行史変遷データベース」によると、同行は1931年に任意解散とある。これが正しいのであろう。29年10月末に毛利家などと債務と地所との交換契約を結んでいたから、この頃には廃業の準備を進めていた。昭和恐慌に突入する前から整理を進めていた

154 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」87頁、表3-7。

155 同家『相続財産一件書類』所収史料。

156 たとえば、『日本勸業角丸証券史』(1988年)28頁には、今村銀行は1928年銀行法施行により銀行の資格を欠いたため同年に廃業したなどとする。

から、同行廃業は金融恐慌による打撃が原因と推定されるであろうが、次節で説明するように、じつは今村銀行は金融恐慌以前から苦境に陥っていた。同行は合資会社であり、繁三は無限責任社員だったはずである。彼は同行破綻により、個人資産の多くを投げ出して整理した。

これらの譲受地所を毛利家らが39年11月までにどう処分したかを示したのが、表3-15である

(毛利家分のみでなく、4家共有分全部、また若干の付属家屋も含まれる)。まず譲受時に個別地所の時価から「引受価格」を99万2千円と算出している。これに対して、既述のように4家債権額94万3千円に、代位弁済出金額12万6千円を加えて、債権総額は106万9千円となるが、今村からの「特別弁済額」2千円を担保とした残額が106万6千円余となる。したがって譲り受けた地所時価は7万4千円が不足する計算となる。ここまでの、表3-15の史料に記されている内容である。したがって毛利らはこの不足分は勘弁してやったのであろう。

さて毛利家ほか4家を受け入れた地所は、繁三の別荘地とみられるものが多く、全体の99万円のうち国分寺村恋ヶ窪の別荘地だけで76万円分を占めた<sup>157</sup>。他は、日本橋区茅場町の宅地165坪のほか、神奈川県箱根付近・静岡県菰山村・長野県軽井沢町などのこれも別荘地であろう。面積で4分の3ほどを売却しているが、茅場町は値上がりして売却益を得たのに対して、最大の国分寺地所は39年に35万円で売っており、大きな売却損を出している。国分寺地所を買取ったのは、日立製作所であった。これは毛利家・井上家と鮎川義介との関係によるものであろう。長州出身で久原一族の鮎川は井上家と親戚であった。毛利と日立は特別な関係にあった。しかしだからといって日立は高く買ってやったわけではなく、営利企業だから市場価格で買ったはずである。とはいえ買い手をなかなか見つけにくい5万坪もの広大な地所を日立が一括して購入したのは、毛利・井上家らに便宜を図ったものといえよう。この地には1942年4月に日立中央研究所が開設された<sup>158</sup>。

なお、39年提出の毛利家相続財産申告書において、当然というべきか、砂町地所の坪当単価は過少であったと述べたが、表2-14の38年時価は同じ史料によっており、簿価よりはかなり高いが、実勢より過少である。上記申告書によれば、たとえば高輪邸はまだ1万7千坪余あり、坪60~120円で評価して、167万円と申告している。しかし表3-14に記したように、27~30年に高輪邸の一部を売却した時は、坪160円前後であった。坪160円で算出すれば、277万円とな

表3-14 高輪邸地売却実績

年次	区数	売却坪数	売却代金(円)	坪当価格(円)	売却差益金(円)
1927年	18	2,550	423,616	166.1	305,704
28年	6	1,260	191,887	152.2	…
29年	5	682	108,174	158.6	…
30年	3	391	59,713	152.7	…
計	32	4,883	783,390	160.4	…

(出所)『予算及決算書』(昭和5年度)所収、「第宅基本財産経理要領報告書」など。

注：売却差益金は、売却代金から取得費と宅地整理工費を差し引いたもの。

157 国分寺村の今村繁三別荘については、『国分寺市史』下巻(1991年)183頁にも、簡単な記述がある。

158 『日立製作所史』(日立評論社、1949年)215頁、『日立製作所史』4(1985年)年表5頁。こんにちも、この地の日立中央研究所には、今村別荘時代の広大な和風庭園が残っている。神奈川県湯本の旧今村別荘も、現在、正眼寺本堂などとして残っている。

表 3-15 今村繁三からの譲受共有地処分 (1939年11月)

所在地	種別	譲受面積(坪)	引受価格(円)	同左坪当価格(円)	売却済代金(円)	同左坪当代金(円)	売却残(坪)	備考
東京市日本橋区茅場町	宅地	110	71,448	650.0	—	—	110	[売却済代金は整理補償金15,413円余を含む]
〃	〃	55	22,192	400.0	35,000	730.0	—	
(小計)		165	93,640		50,413		110	
東京府国分寺村一等地	田畑・宅地・山林・原野など	26,517	530,341	20.0	350,730	7.0	—	
〃 二等地		6,072	103,229	17.0			—	
〃 三等地		8,366	100,392	12.0			—	
〃 四等地		9,049	27,147	3.0			—	
(小計)		50,004	761,108				350,730	
神奈川県湯本町湯場	宅地・原野等	1,762	58,800	50.0	1,482	—	1,651	[引受価格は宅地、売却代の大半は付属家屋代地上権のみ引受]
〃 〃 上町	宅地・畑等	2,343	—	—	5,355	2.3	—	
〃 〃 塔ノ沢	田・山林等	11,747	5,874	0.5	—	—	11,747	
(小計)		15,852	64,674		6,637		13,398	
〃 大窪村風祭	田畑・山林	5,211	10,422	2.0	4,771	0.9	—	現、小田原市同上
〃 酒匂村酒匂	宅地・山林等	4,153	41,534	10.0	465	14.4	4,121	
静岡県菰山村	宅地	490	2,452	5.0	11,277	23.0	—	
長野県軽井沢町	原野	2,274	18,192	8.0	—	—	2,274	
総計		78,151	992,022		424,493		19,903	

(出所)「共有地所引受価格等調」(前掲「相続財産一件書類」所収)。

注：このうち毛利家の持ち分は、51.3%。

る。しかし過少な評価額でみても、毛利家所有地の価額は東京の地所が突出していることがわかる。

#### (4) 預金・貸付金

預金・貸付金についてすでにある程度説明したので、ここでは、表 2-17 の説明を補足する。前述の前田家が 27 年に砂町地所を買入れた先はどこか、また今村銀行の苦境がいつ頃に顕在化していたか、という点と関わる事柄である。

表 2-17 の第一基本財産に今村銀行への貸付金が 26 年から現れている。表示は略したが、27 年には、「同上 [今村銀行への貸付金] ノ内、侯爵前田家へ肩代り貸金高」21 万 2 千円がある(今村への貸 16 万円とは別)。これは、毛利家が今村銀行に代わって前田家に貸したということである。その事情は、毛利の今村銀行への貸金高は表 2-17 のように 1926 年末は 60 万 2 千円だったが、その担保物件(つまり今村所有地)である砂町地所を「侯爵前田家へ売渡スコト、ナリ、其売却代金」40 万 7 千円の内、9 千円は現金で今村銀行から返済を受け、残金 39 万 8 千円は、28 年 4 月 1 日を最終支払期限とし、「確實ナル担保ノ提供ヲ [前田家から] 受ケ、之ヲ侯爵前田家へ対スル貸金トシテ振替勘定ノ契約相調、此融通貸金ノ内へ納入ヲ受クヘキコトトナリタルカ為メ、本年度末現在高ハ」16 万円余となり、前年に比して 44 万 2 千円の減少となったという。

このように前田家への貸金は、初めは 39 万 8 千円であり、27 年 8 月および 28 年 4 月の 2 回に分けて元利金を返済してもらった。しかし前田家の都合によって、返済を繰り上げ、

27年7月に内金18万5千円の返済を受けたので、27年度末の貸金残は21万2千円になったという。さらにこの貸金21万円余も、「侯爵前田家ノ都合ニ依リ、返済期日ヲ繰上ケ」、28年1月に元利全額が毛利家に返済された。前田家は、時折借金もするが、借りたら予定を繰り上げてもさっさと返済するという姿勢は、明治期から一貫している。

前田家は、27年6月に砂町地所18万坪を新規に購入し、同年度末の時価は109万6千円としている<sup>159</sup>。毛利家史料には、前田が今村から購入した砂町地所の面積は記されていないが、それは代金が40万7千円という点からみて、18万坪全部ではないはずである。同家の砂町地所購入の目的は、新たな貸付貯木場建設であった。要するに、前田家は砂町18万坪を、今村銀行を含む複数の相手から購入したはずである。今村銀行が砂町地所を所有していたのは、同行の貸付金が回収不能となって、質流れとなったものであろう。

他方、毛利家は今村銀行への貸金について、上記の『予算及決算書』（昭和2年度）の記述に続けて、

本件貸金ノ返済期限ハ、去ル大正十五年六月末日ノ契約ナリシモ、期日ニ至リ、皆済ニ至ラザルヲ以テ、再三再四督促ヲ重ネタルモ、財界不振ノ影響ヲ受ケ、今村銀行貸金ノ回収、意ノ如クナラス、一方担保地所ノ売行モ亦渉々シカラズシテ、貸付元金ノ内、尚前掲ノ如ク返済未了ニ属スルノミナラス、其利子ノ未納ニ係ルモノ……

と、不況のため同行の諸方面への貸付金が焦げ付き、質流れ地の処分も渉々しく進捗しないため、毛利家の同行への貸付金は、26年6月の返済期限になっても皆済できず、利子未払金も2千円余になったと記している。こうして毛利家は、同行が取得すべき質流れ地売却代金を前田家から直接受け取ることにした。今村銀行は金融恐慌以前から経営不振に陥っていたのである。そして前田家は金融恐慌の混乱冷めやらぬ27年6月に、おそらく下落した価格で砂町地所を買取ったはずである。同家の砂町地所の坪当たり時価が、毛利のそれよりかなり低かったのは、それも重要な一因と思われる。前田家『決算書』をみると、砂町地所の坪当たり時価はその後次第に上昇していった。

##### (5) 補論：華族世襲財産制について

近代日本の華族世襲財産制自体は、研究史上、比較的よく知られているものであるが、その機能ないし意義について、これまでの華族史研究はなんらの妥当な評価を提示していないと、筆者は考える。

そもそも明治前期に創設された同制度は、周知のように、本来華族の没落を防止する目的であった。しかし小田部雄次の分析によれば、1890年に世襲財産を設定した華族は8%、1909年

159 前掲『前田利為』487頁の、1927年6月の「砂町海面耕地」18万451坪（60町1反）購入のこと。時価は同家『決算書』（昭和2年度）による。



でも26%にすぎず、しかも設定したのは没落の可能性がほとんどない有力華族資産家が中心であり、没落の可能性が最も高い、資産の乏しい男爵家や勲功華族はあまり設定できなかった<sup>160</sup>。そこからして、同制度は目的に沿う機能を果たさなかったことがわかる。

そして設定された世襲財産は、売買や担保差入が禁止されるから公示する必要がある、各家の世襲財産は容易に知られた。このため明治期から前田家では、世襲財産をどの程度設定するかを決める基準は、他者からどうみられるかということになり<sup>161</sup>、同家の世襲財産設定は、制度の本来の意図とは何の関係もなくなっていたのである。さらに華族世襲財産法の1916年改正によって、「重大ナル事由アルトキニ限り」代財産の設定をしなくても、世襲財産廃止ができるようになった。実際に関東大震災などによって大きな損失を被り、資産を売却換金したい場合は、宮内省に世襲財産設定解除の申請を行えば、通常は認められた。大きな打撃を受けて、没落の危険性がそれまでより高まった時にこそ、世襲財産の存在が意味をなすようになるはずであるが、苦境にある華族が背に腹は代えられなくなった状況に対応して、制度そのものが本来の意図とは逆になっていったのである。

要するに、近代日本の華族世襲財産制度は、本来の目的を達成するための機能はまったく持たなかったといっても過言ではない。実際、筆者は、世襲財産の存在のゆえに華族の没落が防止できたとする具体的な研究も史料も見ることがない。しかるに、前掲、小田部論文は、せつかく以上のような法制度の変化と、それに伴う世襲財産の内容の変容について分析しつつも、世襲財産制そのものの評価に至らず、根拠もない1920年代以降の華族の経済的没落と関連付けているだけである<sup>162</sup>。

これに対してヨーロッパにおける世襲財産制の目的は、近代日本の場合と似ているようでも若干異なる。イギリスやドイツでも、そもそも世襲財産制は貴族だけではなく平民にも適用された。つまり制度の目的は貴族の没落防止ではなかった。土地についていえば、目的は大土地所有制を維持するためであった。たとえばイギリスでは、長子相続制ではあったが、日本と同様に次三男や娘に資産をまったく分与しないわけではなかった。その際に、先祖伝来の土地を分与するのではなく、たとえば次男に、一部土地の地代収取権を与えることによって、次男への土地相続を避け、土地所有の分散化を防ごうとした。要するに土地（およびその他の資産）の有機的一体性の確保が目的であった。

むしろイギリスでも日本と同様に、土地について、19世紀末には農業大不況によって継承的不動産権法（不動産の世襲財産法）の改正をよぎなくされ、世襲財産設定解除によって売買可能となっていったが、いずれにせよ、少なくとも近代イギリスにおける貴族の大土地所有制の存続は、封建的土地所有の残存ゆえではなく、長子相続と継承的不動産権設定 strict settlement が重

160 前掲、小田部「1920年代における華族世襲財産の変様」60頁。

161 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」68頁、注161。

162 前注149参照。

要だったのであり、「貴族的土地所有の近代的大土地所有としての存続の……その法的基盤がまさに継承的不動産権設定だった」のである<sup>163</sup>。

いずれにせよ、近代日本の華族世襲財産制は、ヨーロッパの（貴族を中心とした）世襲財産制を参照したものであることは疑いないが、それはヨーロッパ世襲財産制の猿まねだったのである<sup>164</sup>。結局のところ、日本の大名華族の資産を分散させないしくみは、一般の資産家などと同様に、民法の長男子相続制のみであった。

次に、世襲財産と関連して、華族（さらに財閥家族）の家資産の性格について述べておきたい。安岡重明「商家・財閥・華族の財産管理」は<sup>165</sup>、日欧の世襲財産制と日本の大商家・財閥の共有財産制について論じた興味深いかつ管見の限り唯一の論考である。その骨子は、以下のようである。(1) 明治前期に日本がヨーロッパの世襲財産制を参照して制定した華族世襲財産法は、華族にだけ適用されてブルジョワジーには認められなかった。たとえばドイツの世襲財産は平民の大地主などにも認められた点が、日本とちがうところである。(2) そこで日本の大商家や財閥は、営業資産を実質的な世襲財産とする工夫を行った。それが三井などの共有財産制であり、それは民法学でいう総有にあたる。

(1)はよいとして、(2)について、三井の共有財産制は、日本の世襲財産制が華族にしか適用されずその代替策として工夫されたしくみではなく、すでに享保7年（1722）の「宗竺遺書」なる家憲で規定されていたとみるのが通説である<sup>166</sup>。また三井家の共有財産制は、世襲財産とはいえない。それは営業資産であるから、場合によっては売却処分や担保差入の可能性もありえた。所有権者がその資産の完全な私的所有権者ではないというのが世襲財産である（完全な私的所有権を有していれば、売却処分や担保差入も可能である）。

163 椎名重明『近代的土地所有』（東京大学出版会、1973年）105、321頁。イギリスの継承的不動産権設定については、むろんイギリスにおいては古くから多くの研究があるが、日本では、このほか、戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』（岩波書店、1980年）などがある。ちなみに近年の日本の法制史家の中には、イギリスの継承的不動産権設定自体が、封建的土地所有ないし封建制的なるものという理解もあるようだが、その起源は封建制社会の中から生み出されたとしても、17世紀市民革命以後に広く行われるようになったことから、それは近代社会に親和的であり、また日本の華族世襲財産制も明治期に制定されたから、世襲財産制と封建制とは関係はないとみるべきである。少なくともイギリスの継承的不動産権設定の意義については、現時点においても、依然、椎名説が正しいと思われる（ドイツやイタリアなども同様、後掲、山田晟著を参照）。

ドイツの世襲財産制に関するわが国における研究は、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』（勁草書房、1990年）や山田晟『近代土地所有権の成立過程』（有信堂、1958年）が代表的である。

164 「猿まね」という表現は、神奈川大学経済史研究会（2022年4月）において、筆者の報告に対する西洋経済史家佐藤陸朗氏のコメントであるが、筆者はきわめて適切な表現と考え、借用させていただいた。同氏の有意義なコメントに感謝します。

165 南山大学『アカデミア』経済経営学編、83号（1984年）所収。

166 なお念のためにいえば、三井宗家当主の三井高棟は1896年に男爵位を授けられて華族になっており、法的に世襲財産を設定できた。しかしそれはいうまでもなく宗家だけの資産についてであり、三井家の共有財産制は三井同族の資産についてであるから、華族世襲財産法は役に立たなかった。

他方大名華族らも、前近代から、戦争で強奪されたりすれば別として、領地は他へ譲ることなく、次代に継承させた。つまり近代の華族世襲財産よりも、前近代の大名領の方が、(近代法に基礎づけられていないが)ヨーロッパの世襲財産に近い。しかしこれも世襲財産とまではいえない。江戸時代でもとくに前期には、次三男などに領地を分けて支藩を立てることが少なくなかったからである。

上記の安岡論文は、さらに次のような興味深い点を論じている。宇和島伊達侯爵家や近衛公爵家の家憲と、三井・安田・鴻池・住友各家の家憲を比較すると、共通する点は、家の資産は法的には家長の個人資産であったが、実質的な所有者ではなかったという点である。少なくとも有力な大名華族・公家華族は、資産の売却・取得等について、(名称は必ずしも評議会ではなくても)評議会に大きな権限があり、家長の恣意を抑制した。この点は大商家・財閥でもほぼ同様であり、大商家・財閥と華族資産家の財産管理法はきわめて類似していたという。

したがって筆者がすでに記したように、毛利家や前田家(そしておそらくたいの有力大名華族)では、当主の一存では自由にならない家の資産とは別に、当主(および家族)の自由裁量で使用できる「御手許金」があった<sup>167</sup>。「御手許金」は家資産から支出するだけで、その使用・残額等の記録は、家の会計帳簿にはむしろまったく記録されない(実際は、御付の家職や老女らが管理して帳簿もあったはずである。毛利の場合、家資産は財務課が所管し、「御手許金」は内事課が扱った[「事務所規則」大正9年])。他方、華族家においては、個人の私物のようにみえても、高価な場合は家宝すなわち家資産となることがあった。前田家の例では、1889~90年に、当主利嗣・朗子夫妻が、有栖川宮威仁親王夫妻と外遊した際に、パリの有名宝石店ショームで購入したティアラ(宝冠)がそれであり、当主夫人が代々継承する慣行であった。利為長女の酒井美意子は次のように記している。

前田家では家宝と個人の所有物は厳然と区別しており、未亡人となったとたんに関宝とは訣別する掟でした<sup>168</sup>。

当主利為が亡くなるまでは妻菊子が、利為が亡くなると同時に、嫡子利建の妻政子が継承した。ティアラは、個人の私物ではなかったのである。このティアラは同家の財産目録にも記されていないし(ただし会計帳簿の中の財産目録とは別に、宝石など家宝・貴重品一覧のような記録簿に記載されていたであろうが、そのような史料は前田育徳会には所蔵されていないようである)、世襲財産設定もしていなかったが、実質は当主夫人に代々継承される世襲財産であった。

ところで安岡は、三井同族などの共有財産を民法学上の総有としており、これはこんにちまで財閥史研究の通説になっている。その理解によると、有力大名華族の家資産も、(前田家のティアラのように)当主のみならず家族による総有ということになりそうである(実際、安岡重明

167 前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」101, 147-148頁。

168 酒井美意子『加賀百万石物語—秘史・前田家の戦争と平和』(主婦と生活社, 1992年)227頁。

『財閥の経営史』日本経済新聞社、1978年、95頁は、戦前の「家産は総有的性質をもっていた」としている。しかし大名華族の家資産は総有だとしても、筆者は、かねてから三井同族などの共有財産＝総有説に疑問をもっており<sup>169</sup>、合有ではないかと考えている。すなわち安岡が依拠している我妻榮の説明によっても、総有とは、ゲルマンの村落共同体の所有形態とか、日本の入会権のような分割不可能なものをいうのであり、三井家の共有財産は各家の持分が明確に規定されており、我妻は、このような、各共同所有者は、営業という共同目的達成のために、持分権を処分する自由も、分割を請求する権利もないものを合有としている<sup>170</sup>。三井同族や片倉同族のような共有財産制は、合有そのものである。安岡が、総有・合有・共有を並べて解説している我妻著などを参照しているにもかかわらず、なぜ総有説を主張したのか不明であるが、その後の財閥史研究者らは、法律家ではないためか、安岡説を安易に踏襲してきたように思われる。

## (6) 損益

この時期の損益も、前掲表2-18によってみると、株式配当・債券利子・預金等利子・不動産収入は概して安定的である。株式配当は、27・28年に若干減少し、これは金融恐慌の影響もあるだろう。ただしそれでも1922年よりも多い。むしろ株式配当は、1931～33年の方が減少幅は大きい。前田家と同様に、十五銀行株で損失を出したとはいえ、金融恐慌による打撃は限定的かつ一時的なショックにすぎず、それよりも昭和恐慌による影響の方が、やや長期に及んだ分、トータルでは大きかった（むろん金融恐慌によって十五銀行株が毀損したのに対して、毛利家のように長期に優良株を継続保有する場合、昭和恐慌で一時的に株価が下落しても、株価回復によってなんらの損失もなくなったが、それでも株式配当が昭和恐慌期に減少したことをここで述べている）。そして地所売却差益金は、当然ながら変動が大きいと、とくに38年に229万円も計上している。これは同年度前期の砂町地所33町の売却代金205万円が大きく影響している。有価証券売却償還益がそれほど多額ではなかったのは、売却・償還が多くなかったためである。

歳出も、概して安定していた。十五銀行破綻による損失22万8千円の会計処理について述べると、まず損失は27年中に確定したから、会計制度再編も伴って、それまでの積立金などから第二基本付属財産の「第二財産補填準備積立金」へ33万1千円を繰り入れて分厚くしておき、30年に損失を計上して、この「準備積立金」の22万円で補填した（表3-1の30年「準備積立

169 拙稿「巨大製糸小口組の発展と展開」（神奈川大学『商経論叢』50巻2号、2015年）393頁、注83。

拙著『戦間期日本蚕糸業史研究』（東京大学出版会、1992年）においても、筆者が片倉同族の共有財産制について総有とは記さなかったのは、当時から安岡総有説に疑問をいただいていたからである。

170 我妻榮『物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1952年）210-211頁。ちなみにこの我妻の説明は、彼独自の理解・学説ではなく、ヨーロッパおよび日本における民法学の通説である。なお、安岡総有説を支持する、武田晴人『財閥の時代』（角川ソフィア文庫、2020年）99頁は、資金や土地はともかく、のれんや信用は分割不可能な資産というが、江戸時代からのれん分けは行われている。のれん分けはふつう奉公人が主家から独立する時にいうが、子ら一族がのれん分けによって独立することも少なくない。

金」は11万円減にすぎないが、これは同年第二基本財産の純益から5万4千円を繰り入れたりしたからである)。表2-18において、30年の歳出が多かったのは、砂町地所整理費が、前後の年はせいぜい2～3万円だったが、この年は11万7千円だったこと(同表の歳出「資産運用諸経費」に含まれる)、および「臨時部高輪邸所管表費」に上記十五銀行株の欠損補填金22万円が含まれ多額に上ったことによる(史料には、第二基本財産の歳入に、上記の第二基本付属財産「準備積立金」からの22万円繰入が記録されているが、同家の別会計からの付け替えにすぎないので、表2-18の歳入には加えていない)。

また、この時期の寄付として額の大きいものは、判明する限り、34・37年山口県立総合競技場建設費計7万9千円余などがある。

得られた純益の処分は、第一、第二基本財産に分けて、「基本金」や各種積立金の増額に振り向けられた。とくに38年度は254万円もの差引剰余金が計上され、そのうち「基本金」へ118万円、「準備積立金」へ116万円、「公益事業助成金」へ16万円が繰り入れられた。

かくして同家財政において、この時期も損益が赤字になることはなく、毛利・前田ともにそうだったように、大半の有力大名華族の財政はきわめて安定していたはずである。

さらに、毛利のような長い歴史をもつ大名華族家では、時折おもしろいことが起きて、思わぬ収入が発生することがあった。1931年晩秋頃、東京の瑞聖寺(現、港区白金台)と青松寺(現、港区愛宕)の同家先祖の墓から、ツタンカーメンの秘宝ならぬ大判小判がザクザクと発掘されたのである<sup>171</sup>。瑞聖寺では、5代長州藩主毛利吉元よしもとの長男宗元むねもと(1721年没)の墓から、大判1枚、小判24枚、乾字小判(宝永小判)5枚、乾字一分金18個、二朱金8個、文字一分金(元文一分金)17個、一分金150個ほか多数が出てきた。青松寺では、同じく吉元よしもとの3男元陳もとつら(1713年没)の墓から、乾字小判6枚が現れた。むろんこれらは毛利家の財産に付け加えられたが、本稿でこれまで掲げた同家の資産表にも損益表にも含まれない。もっとも、表3-4の37年「その他動産」300万円の中には含まれているであろう。

#### 4. その後の毛利家

1938年元昭の没後の、残存する同家史料は限られているが、同家の性格を表す、あるいは同家の社会的な位置を示すような、いくつかのエピソードを記しておきたい。

(1) 元昭が没した時、嫡子元道は37年8月から2年間の予定でドイツに陸軍軍備砲術研究のため私費留学していた。そしてほぼ予定通り39年7月に帰国した<sup>172</sup>。そして元道帰国前の同年2月に毛利家は本邸を防府から高輪に移した。元道は現役の陸軍将校(少佐)だったから、防府に常住するわけにはいかなかったからであろう。ところが、本邸が東京に移転すると、当主の戸籍も

171 以下、『例規』所収の「御墓所内ヨリ発掘ニ係ル古金類ヲ当家財産ニ編入、他ノ古金銀同様、倉庫根帳ニ登載ノ件」(昭和6年11月30日提出)。

172 『続防府市史』(防府市教育委員会、1981年)362頁。

防府ではなくなり、それまで毛利家の所得額と所有資産を課税標準としていた戸数割2万円余が防府市に入らなくなったのである。このため同家は、防府市の戸数割税収激減の代替措置として、同年から4ヶ年間、毎年1万円の寄付を行うことにした<sup>173</sup>。大名華族資産家が旧領に本拠を置くことによる最大の地域貢献・経済効果は、この多額の地方税収であったろう。

(2) 元徳の8男八郎は、西園寺公望の婿養子となった。しかしこれも既述のように、八郎は家政協議人を務め、25年の実兄五郎没後は長く実家の財産主管者・財務監督を務めた。そして公望が1940年に没し、八郎が西園寺家当主となると、毛利家が西園寺家の所有株式を管理するようになった<sup>174</sup>。ただし西園寺家所有株のすべてではなく、八郎と長女愛子名義のみであった。長男公一は嫡子で推定相続人だったから、公一名義資産はほとんどなかったであろう（公一はゾルゲ事件に連座して有罪となり、爵位継承権を失うが、それはもう少し後である）。次男二郎は分家の予定だったから八郎が財産分与をしていたが、毛利家は二郎分を預かっていない。これら株式の毛利家による管理は、むしろ八郎が毛利家に依頼したのであろう。八郎は西園寺公爵になっても、頼りとするのは、やはり実家の毛利公爵家であった。

(3) さて太平洋戦争期にも、毛利公爵の威厳は容易に衰えなかった。戦争末期に最後の毛利公爵元道は陸軍砲兵中佐であった。戦前の大名・公家華族で政治家になった例は少なくなく、彼らが戦前日本の政治行政の重要な一翼を担ったといっても過言ではないが、明治期大名華族のトップスリーたる毛利・前田・島津の、1880年代以降生まれの当主はいずれも陸海軍将校となり、政治にはほとんど関わらなかった点が特徴的である（ただし1942年に前田利為陸軍中将〔当時、のち大将〕が没した後、襲爵した利建は軍人にならず宮内官僚などになった）。それは、皇族男子が悉く、否応なく陸海軍将校への道に進まされたのと同様に、本人の志望とは関係なく、軍将校への道に進まされたからである。前田利為が、政治家ないし外交官志望だったにもかかわらず、周囲から陸軍将校への道を強要されたことはあまりにも有名である<sup>175</sup>。武家華族子弟でも、下層の場合はどのような道に進もうが、誰も気にしない。上層ほど人生は自由でなくなる。また皇族男子が陸軍士官学校や海軍兵学校の、難関であった正規の入試を経ず、いわば裏口入学したのとは異なって、彼らは有力大名華族の子弟といえども特別扱いされず、正規の入試に合格したからである。その要因として考えられるのは、彼ら自身の資質とともに、富裕な上層大名華族としては、家の威厳を保つためにも、人格の陶冶および難関の入試に向けてあらゆる配慮に基づく特別教育を施したことがある<sup>176</sup>。これは経済力の乏しい下層華族では不可能であった。おそらく

173 『防府市史』別冊年表（防府市、2004年）186頁。原史料は『防長新聞』。

174 以下、毛利家『公爵西園寺家預り株式ニ対スル配当金、領取覚』（昭和十六年以降）。

175 『前田利為（軍人編）』（前田利為侯伝記編纂委員会、1991年）3-7頁。

176 前田家の場合、前掲『前田利為』、「敬義塾英才教育」36-43、519-521頁などが参考になる。利為の陸軍士官学校入試に向けて、大久保邸に敬義塾なる塾舎を建設し、当代一流の教師らを招き、めばしい学友数名とともに合宿形式で勉学させた。これらの結果、利為は士官学校の学科試験を全国1位の成績で合格した（1903年）。当時の前田家としては、さぞや誇らしかったと思われる。

上層の有力華族の方が、難関の軍将校養成学校への合格率は高かったのではないか。

それはともかく、1945年6月に毛利元道は、所属する千葉陸軍高射学校が静岡県西部の（森の石松で知られる）<sup>もりまち</sup>森町に疎開した際に、隊長として部隊を率いた。以下、当時森町町長であった村松久吉の回想によると<sup>177</sup>、この時、部隊は毛利隊長の宿舎として3部屋続きのある家の提供を同町に依頼した。しかしこの頃同町はその他の部隊・工場・発電所等の疎開で、空室のある家などほとんどなかった。そこで町役場は部隊に対して、なぜ3部屋続きのある家を所望するのか、と尋ねると、

副官曰く、閣下は毛利公直系の公爵で、旧の大名であるので、今日尚、一部屋隔て、挨拶しなければならぬ。

というのであった。どうしてもなければ致し方ないから家令と相談いたします、という。毛利家の家令も同行しているのである。結局、町が八方手を尽くして2部屋続きのある家を探し出し、

家令が来場しましたので、……御案内して検分を願つた。止むを得ない、致し方ないということになった。

毛利閣下がご来訪されたので、事情を説明申し上げて住宅の御検分を願つた。大層平民的なお方で、御気軽に「これで結構だ」と仰せ下さつたので、ホッと安心いたしました。

そして次の日に、同行していた「奥様」による検分の結果、本決まりになった。その後、「元藩士の高位高官の人々が挨拶に見えられたという話もききました」とある。公爵元道中佐の行く先々へ、いちいち長州系の「高位高官」が、よろしく頼むと挨拶をしに行くのである。しかし、将校方は皆さん遠慮

隊長は別格の尊敬者であるので、皆さん遠慮されて近付かない。職務の用事が済めば直ちに引返へすので、公爵としては話相手を欲しい[の]で、町長、遊びに来てくれと申されます。……2、3度御訪ね申上げました。大層喜ばれて色々のお話を致しました。心の温まるお方でした。

とある<sup>178</sup>。太平洋戦争末期においても、毛利公爵の威厳は揺るぎないものだった。

(4) まもなく戦争は終わり、敗北、戦後処理の過程で、華族資産家はとりわけ財産税や華族制度廃止などにより巨大な打撃を受け、また変容をよぎなくされた。しかし毛利家はそのような激動

177 村松久吉『支那事変・太平洋戦争森町行政実録』（1978年）所収の「隊長毛利中佐閣下住宅依頼の件」191-193頁による。永久昭二「毛利元道中佐と森町長」『大内文化探訪会誌』15号（1997年）88-89頁にも紹介がある。なお元道は、太平洋戦争期にずっと内地にいたのではない。1944年9月にビルマから帰還している（前掲『木戸幸一日記』下巻、1139頁、昭和19年9月4日条）。インパール作戦に従軍したのではないか。元道はおそらく戦後になってカトリックに入信したが（防府市英雲荘および毛利博物館の御教示による）、それはこのような戦争体験ゆえではなかったかと推察する。

178 この後、毛利隊は同年8月13日に森町を引き払って兵庫県赤穂に移転したが、この時すでに元道は家来筋の木戸幸一内大臣から終戦を知らされていたという（村松、前掲書、197頁）。なお、元道は1976年まで生きた。

の時代にも、財政制度の大枠や、有力な旧臣を守ろうとする旧来の姿勢を極力維持しようとした。まず、毛利のような大資産家には最高税率9割という巨額の財産税が課された。税納付のために同家は、第一基本財産からは原則として支出はしないというそれまでの資産運用の原則は守れなくなった。その原則は、宮内大臣の認可を受けた家憲たる「家範」に規定されていたから、守れないとすると、「家範」の改正が必要となった。そこで同家は、実質上の家憲改正案たる「家範暫定補則」案を作成した。それによると、財産税に充当するためにやむを得ない場合は、第一基本財産や第二基本財産の元資、さらに付属財産たる各種積立金を取り崩すことも可とした。ただしそのうち、「旧特別重臣家計恩助基金」だけは「此ノ限りニ在ラス」と、取り崩しを禁止した。しかも「将来、此ノ積立金ノ名称ヲ『十家家計恩助基金』ト改ム」と、その存続の強い意思を表明している。財産の9割近くを納税させられるという、この期に及んでまで、同家が旧家老の保護に努めようとする点は驚嘆すべきものがある。そして他の積立金についても、「前項ノ積立金ハ之ヲ財産税又ハ財産増加税ニ充当スルヲ要セザルニ至リタルトキハ成ルベク速ニ旧態ニ復帰セシムベシ」と、それまでの財政政策の姿勢を維持しようとしている。むろん第一基本財産・第二基本財産という会計の枠組みを変更することはまったく考えていないのである。

これらの「家範暫定補則」は46年5月1日付けで宮内大臣松平慶民に認許を申請し、同月15日付けで認許された。これを受けて同家は同22日から「補則」を実施し、同28日には、高輪邸内の祖霊社の前で、高輪神社宮司を斎主として祖先への奉告祭を執行した<sup>179</sup>。16世紀の毛利元就や18世紀の7代藩主重就の遺訓は、太平洋戦争やその敗北による打撃をものともせず、連綿と生き続けたのである。

## おわりに

以下、本稿で明らかにしたことを、補足を加えつつまとめよう。

(1) まず毛利家の資産運用について。大正期以降のあり方は、明治期と明らかに変化した。株式投資はより慎重になり、著名な大企業株を中心とした投資が継続し、ベンチャー的な企業株には投資しなくなった。

土地投資については、明治期には山県有朋や井上馨などの意見・推奨もあり、土地は資産の基礎との認識からとくに耕地所有を各地で拡大したが、明治末～大正前期頃には一転して、縮小姿勢に転じた。地価は上昇するが、小作料収入は停滞気味で利回りが悪化したためであろう。東京砂村の広大な地所も、土地改良など管理コストと地価の上昇によって、第一次大戦期以降、急速に縮小していき、1938年には残り全部も売却した。なお貸家経営は、前田家とは異なって、明治期からほとんどしなかった。

179 以上、「家範暫定補則」(昭和21年5月22日)ほか、『例規』所収史料による。



朝鮮・台湾・満州など外地関係の株式投資は明治期から限定的であり、前田と異なって1930年代にもほとんど拡大しなかった。外地の土地所有も一貫してまったくみられなかった。

また明治期には特徴的だった幕末維新时期長州の英雄の遺族らや長州系有力政治家・政府高官への貸金、高利での預り金は、大正期以降激減したようである。明治期にみられた皇族・公家らへの救助金支出もまったくみられなくなった。

以上のような変化の要因の1つは、井上馨をはじめとする長州系の維新の元勳・有力政治家高官らが没していき、毛利家を支える旧藩関係者の世代交代が重要な背景としてある。旧藩主家とは、地域や国家や功績のあった旧藩士らに対して、公益をめざして行動すべきものという規範が大きく薄らいでいったと思われる。もう1つの要因は、以上の点とも関連して、近代日本の国家体制が確立し、経済発展も進展して、あえて毛利家が国策に対応した行動をみせる必要が薄れていったことがあるのではないか。明治期には有力大名華族は、藩債処分およびその後の混乱によって没落の危機に瀕した有力商人への救済的貸付や<sup>180</sup>、士族授産、北海道開拓など、国策に応じる形で活動したが、大正期以降の社会貢献は、資産家としての一般的な寄付がめだつ程度になった。

要するに同家は、明治期と異なって、次第にいわばふつうの大資産家になっていったのである。このことは華族大資産家としての社会的存在意義が薄れていったともいえる。これは他の大藩大名華族にも概ね共通しているのではないか。華族制度は第二次大戦敗戦による外圧によっていわば強制的に廃止されたが、すでに大正期・昭和戦前期には、その前提は準備・形成されていた<sup>181</sup>。「華族批判」は明治前期から存在したが、大正期以降次第に強まっていった背景も、これらと関係があると思われる。

ただし毛利家では、明治期のような、縁故に基づく救済的な、比較的規模の大きい貸付はまだみられたし、主だった旧家臣を保護するという姿勢の持続には驚くべきものがある。鍋島家もこの時期に旧領銀行への規模の大きい支援を行ったが、しかしこれらは大藩大名華族に共通していたというよりも、むしろ毛利家および鍋島家の個性ではないか。とくに有力な旧家臣を守ろうとする点や、同家の財政制度は、前近代以来の毛利家の伝統を継承したものであった。

(2) 金融恐慌が華族資産家に与えた影響や「華族の没落」について。従来、金融恐慌における十五銀行休業が華族に大打撃を与えたという点が通説であった。またこの点は華族自らもそのように認識していた。しかしそれは必ずしもデータも基づいた議論ではなかった。たしかに十五銀行株を所有していた者は損失を被った。しかしそれは豊かな資産を分散投資していた上層華族資産家にとって、財政基盤を揺るがすようなものではなかったし、下層華族は大量の十五銀行株を所有していなかった。社会的ショックから打撃が実態以上に印象づけられたのであり、本稿の分析からは、むしろ昭和恐慌による一般的な株式配当率低下や株価下落の方が、華族資産家への影響は大きかった。そしてそれらよりも、当主死去に伴う相続税の方がよほど大きな打撃であった。とくに1937年頃に資産家への相続税率が大幅に引き上げられて以降、相続税が課せられた

180 小林延人「国家による債権の認定」(同編『財産権の経済史』東京大学出版会, 2020年)は、藩債処分において、政府による債権切捨てよりも債権継承を重視すべきとして、大阪の豪商広岡家もそれゆえに、後に近代的銀行資本家として発展できたとしている。しかしそれは、前掲、拙稿「明治期における旧長州藩主毛利家」35-38頁における、広岡家がおそらく藩債処分によって明治前期に没落の危機に瀕したにもかかわらず、毛利家ほかの大名華族らが、広岡家からの要請によって貸付や債務減免をしたから没落を免れたという筆者の主張と、まったく異なったニュアンスであった。もっともその後、小林「明治前期における広岡家の経営改革と広岡浅子」(吉良芳恵編『成瀬仁蔵と日本女子大学校の時代』日本経済評論社, 2021年)や、同「広岡家の明治維新」(高槻泰郎編著『豪商の金融史』慶應義塾大学出版会, 2022年)などによって、筆者が毛利家側から示した明治前期の広岡家の状況を裏付ける研究が伸展してきた。しかしまだ未解明の点が多いと感じる。すなわち、上記「広岡家の明治維新」表4-6(180頁)のように、「大名貸の元利返済が政府によって停止されたため」(179頁)、1872年の収入が激減し、その後もあまり回復せず、赤字の年が続いている。同家にとって藩債処分実施の衝撃がきわめて大きかったことは明白である。すでに拙稿「明治期における長州藩毛利家」(35-36頁)に記したように、72年11月に広岡家は毛利家に、預け金の毛利への返済を猶予してくれるよう「嘆願」して、毛利は「無余儀次第二付」、改めて預け金としている。広岡家はこの頃急速に傾いていた。前田家が藩債処分によって大きな打撃を被った近世以来の有力御用商人から資金融通を要請されたのも、同じ72年11月であった(拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家」85頁)。また小林「広岡家の明治維新」は1879年の毛利家からの借入金は6万5千円余としているが(182頁、表4-5では8万5千円余、この差の2万円は助五郎の引受のはず[前掲拙稿参照])、毛利家側の史料では、10万6千円余であった(前掲拙稿, 36頁)。広岡の毛利からの借入には、小林が示した史料のほかに4万1千円の別口があったのである。そして高松松平家からの借入金10万2千円余が正しいとすれば、最大の借入先は松平家ではなく毛利家であった。1881年の広岡家家政改革の理解も、筆者と小林では異なる。小林「明治前期における広岡家の経営改革と広岡浅子」34頁では、この時、久右衛門らが広岡本家の経営から助五郎を排除することに成功したとあるが、筆者が明らかにしたように、その後も助五郎は久右衛門店を助けてやっている。助五郎店はすでに1878年頃から独立への動きがあるように、助五郎の方から独立を希望したのではないか(なお、この81年の改革は、筆者と小林の両論文をあわせてみると、4月の助五郎分離と5月の本家の債務整理・意思決定についての、2段階があったのかもしれない)。さらに小林「広岡家の明治維新」は、1881年に、毛利家からの借入金6万5千円を新公債で清算するなど大名華族からの借入金20万6千円余の整理に成功したとあるが、まもなく広岡は毛利から再度8万5千円余を借入している(拙稿, 38頁)。筆者がそこで示したように、広岡大阪本店の借入分の内2万円は東京広岡助五郎が「引請」したから、大阪広岡家がこの時、新規に実質借入したのは6万5,330円であった。小林は、1881年の家政改革の際に大名華族からの借入を大幅に整理したのを契機に、以後1883年に三井銀行から2万円を借り入れるなど、広岡家は借入先を大名華族から金融業者・資本家へと変化させ、安定的な経営へと向かっていったというが、1881年には大阪広岡家は上記のように毛利に返済した分だけすぐ借り入れ、実質は毛利にただの1円も返せなかった。この頃広岡は三井より毛利からの借入の方がはるかに多かったはずである。小林「広岡家の明治維新」は、上記拙稿を参考文献にあげているが、よく読まずにあげているのではないか。広岡家の銀行開設までの道のりは、小林が示すほど単純ではなく、松方デフレを挟んで、なお一山あったはずである。

ちなみに、広岡浅子が毛利家を訪れて借金返済猶予の交渉をしたといわれるが(鈴木邦夫「広岡家美術品コレクションの崩壊と事業活動」吉良編, 前掲書, 64頁)、史料の毛利邸とは東京の貿易商毛利友信の邸[長州毛利高輪邸のすぐ近くの品川ハツ山]ではないか(広岡浅子「活力主義—成功の資本は是一つ—」『婦女新聞』438号, 1908年10月2日, および古川智映子『小説土佐堀川—広岡浅子の生涯—』潮出版社, 2015年[1988年刊の新装改訂版]73-93頁, 前者には「毛利様の御邸が品川のハツ山にあつた時分には」とあり、明らかに長州毛利邸ではないし[毛利高輪邸は第二次大戦後まで存続], 後者も小説の形をとっているが、信頼性は高いと思われる)。あるいは『名流の面影』の著者などが長州毛利邸と誤ったかもしれない。浅子が毛利高輪邸を訪れなかったという確証はないが、少なくとも長州毛利家側の史料には、広岡との交渉・取引記事は頻繁に出てきて、そこに広岡家支配人・手代の名はあっても、浅子が交渉に訪ねてきたという記述はない。

毛利家などの大資産家は巨額の納税を強いられた。また関東大震災による東京の家屋の倒壊・焼失で大きな被害を受けた有力大名華族もいた。しかし概して、1920年恐慌・金融恐慌・昭和恐慌、さらには相続税によって、致命的な打撃を被ったものはほぼ存在しなかったであろう。

従来の武家華族研究では、明治期は概して資産を順調に増やす発展期であり、1920年代以降、日本経済の停滞・不況により、華族資産家も頭打ちないし大きな打撃を被るものが相次ぐというイメージがあったが、それは、金融恐慌による打撃や、暗い昭和恐慌期のイメージから形成されたのであろう。しかし結局、ほとんどの有力大名華族は、経済的には、戦時期まで斜陽とか没落といった変化は見られなかった。景気は昭和恐慌から比較的早期に回復して、以後太平洋戦争開始頃まで好況だったのである。加賀横山男爵家は鉱山事業が破綻して打撃を被るが、下層の男爵・子爵武家華族も、この時期に一般に斜陽化していったとはいえない。生計困難な者は明治期から少なくなかったのである。

(3) 有力大名華族資産家の資産内容について。従来、日本の華族資産家の資産について、株式投資は、株主名簿からの分析があったが、それ以外は個別事例でしかわかっておらず、概して近代ヨーロッパの貴族に比して土地所有は低調だったようなイメージがあった。しかし大正期以降における有力大名華族の資産の基礎には、東京を中心とする土地があった。第一次大戦期以降の東京をはじめとする地価上昇が株価上昇を上回って、資産に占める土地の比重は、前田家でも時に5割を超えた。毛利はとくに第一次大戦期以降、含み益を実現させながら土地所有を縮小していくが、それでも同家を含めて、昭和期に資産額で上位を占めた、前田・鍋島・紀州徳川・福山阿部などは（現代のイギリス都市地主貴族にもやや似た）都市地主華族だったのである。

(付記) 本稿は、社会経済史学会第91回全国大会（2022年4月30日）において、その骨子を報告したものである。本稿作成にあたって、史料所蔵機関である高崎経済大学図書館、公益財団法人毛利報公会（毛利博物館）、山口県文書館、公益財団法人前田育徳会の関係の方々は大変お世話になりました。

---

181 宮内省も1936年4月に華族制度改革として、たとえば公爵は9代を経ると平民に復すといった永代世襲の制度を廃止する案を検討している（前掲『木戸幸一日記』上巻、483頁、昭和11年4月10日条）。